

令和4年 第4回定例会

南種子町議会会議録

令和 4年 12月 8日 開会

令和 4年 12月 16日 閉会

南種子町議会

令和4年第4回南種子町議会定例会会議録目次

第1号（12月8日）（木曜日）

1. 開 会	5
1. 開 議	5
1. 日程第1 会議録署名議員の指名	5
1. 日程第2 会期の決定	5
1. 日程第3 議長諸報告	5
1. 日程第4 町長行政報告	6
1. 日程第5 提案理由の説明	9
町長説明	9
1. 日程第6 請願陳情委員会付託	11
1. 日程第7 一般質問	11
1番 濱田一徳君	11
1. 令和4年を振り返りどう思うか	
2. 自衛隊施設誘致に関して	
3. 各校区にある小売店の存続支援について	
1. 休 憩	26
2番 福島照男君	27
1. 特産品開発への取り組み強化について	
2. 安納いもブランド価値の維持と生産者救済支援について	
3. H3ロケット通年運用環境下における本町の活性化策は	
1. 休 憩	43
9番 塩釜俊朗君	43
1. ロケットの日制定について伺う	
2. 宇宙芸術祭について伺う	
3. 河内温泉センターの充実について	
1. 日程第8 議案第44号 職員の定年等に関する条例の一部を改正 する条例制定について	55
総務課長説明	55
質疑	58
9番 塩釜俊朗君	58
討論	59

採決	59
1. 日程第9 議案第45号 南種子町人事行政の運営等の状況の公表 に関する条例の一部を改正する条例制定 について	59
総務課長説明	59
質疑	60
討論	60
採決	60
1. 日程第10 議案第46号 職員の再任用に関する条例を廃止する条 例制定について	60
総務課長説明	60
質疑	60
討論	60
採決	60
1. 日程第11 議案第47号 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例 の一部を改正する条例制定について	61
総務課長説明	61
質疑	61
討論	61
採決	61
1. 日程第12 議案第48号 南種子町職員の勤務時間、休暇等に關す る条例の一部を改正する条例制定につい て	62
総務課長説明	62
質疑	62
討論	62
採決	62
1. 日程第13 議案第49号 南種子町職員の育児休業等に関する条例 の一部を改正する条例制定について	63
総務課長説明	63
質疑	64
討論	64
採決	64
1. 日程第14 議案第50号 公益的法人等への職員の派遣等に関する	

	条例の一部を改正する条例制定について……………	64
	総務課長説明……………	64
	質疑……………	65
	討論……………	65
	採決……………	65
1.	日程第15 議案第51号 南種子町職員の給与に関する条例の一部 を改正する条例制定について……………	65
	総務課長説明……………	65
	質疑……………	67
	討論……………	68
	採決……………	68
1.	日程第16 議案第52号 南種子町水道事業職員の給与の種類及び 基準に関する条例の一部を改正する条例 制定について……………	68
	水道課長説明……………	68
	質疑……………	69
	討論……………	69
	採決……………	69
1.	散 会……………	69

第2号（12月9日）（金曜日）

1.	開 議……………	72
1.	日程第1 議案第53号 令和4年度南種子町一般会計補正予算 （第7号）……………	72
	総務課長説明……………	72
	質疑……………	75
	5番 名越多喜子さん……………	75
	6番 柳田 博君……………	76
	1番 濱田一徳君……………	77
	5番 名越多喜子さん……………	78
	8番 小園實重君……………	78
	5番 名越多喜子さん……………	80
	1番 濱田一徳君……………	81
	2番 福島照男君……………	82

5番 名越多喜子さん	88
9番 塩釜俊朗君	90
8番 小園實重君	91
2番 福島照男君	92
討論	93
採決	93
1. 休 憩	93
1. 日程第2 議案第54号 令和4年度南種子町国民健康保険事業勘 定特別会計補正予算(第3号)	93
保健福祉課長説明	93
質疑	94
8番 小園實重君	94
2番 福島照男君	95
討論	95
採決	95
1. 日程第3 議案第55号 令和4年度南種子町介護保険特別会計補 正予算(第3号)	95
保健福祉課長説明	96
質疑	96
討論	97
採決	97
1. 日程第4 議案第56号 令和4年度南種子町後期高齢者医療保険 特別会計補正予算(第3号)	97
保健福祉課長説明	97
質疑	98
討論	98
採決	98
1. 日程第5 議案第57号 令和4年度南種子町水道事業会計補正予 算(第3号)	98
水道課長説明	98
質疑	99
8番 小園實重君	100
6番 柳田 博君	100
2番 福島照男君	101

討論	101
採決	102
1. 日程第6 同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任について	
いて	102
町長説明	102
質疑	102
討論	102
採決	102
1. 日程第7 同意第2号 教育委員会委員の任命について	103
町長説明	104
質疑	104
討論	104
採決	104
1. 散 会	105

第3号（12月16日）（金曜日）

1. 開 議	108
1. 日程第1 提案理由の説明	108
町長説明	108
1. 日程第2 議案第58号 南種子町個人情報の保護に関する法律施行条例制定について	109
総務課長説明	109
質疑	110
討論	110
採決	111
1. 日程第3 議案第59号 南種子町情報公開・個人情報保護審査会条例制定について	111
総務課長説明	111
質疑	112
2番 福島照男君	112
討論	114
採決	114
1. 日程第4 議案第60号 南種子町情報公開条例の一部を改正する条例制定について	114

総務課長説明	114
質疑	115
討論	115
採決	115
1. 日程第5 議案第61号 南種子町職員の給与に関する条例の一部 を改正する条例制定について	115
総務課長説明	115
質疑	117
1番 濱田一徳君	117
討論	117
採決	117
1. 日程第6 議案第62号 南種子町第2号会計年度任用職員の給与 に関する条例の一部を改正する条例制定 について	117
総務課長説明	117
質疑	118
8番 小園實重君	118
討論	118
採決	118
1. 日程第7 議案第63号 普通財産の無償貸付けについて	119
総務課長説明	119
質疑	119
8番 小園實重君	119
2番 福島照男君	121
討論	122
採決	122
1. 日程第8 議案第64号 令和4年度南種子町一般会計補正予算 (第8号)	122
総務課長説明	122
質疑	123
2番 福島照男君	123
8番 小園實重君	124
1番 濱田一徳君	125
討論	125

採決	125
1. 日程第9 議案第65号 令和4年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第4号)	125
保健福祉課長説明	126
質疑	126
討論	126
採決	126
1. 日程第10 議案第66号 令和4年度南種子町介護保険特別会計補正予算(第4号)	127
保健福祉課長説明	127
質疑	127
討論	127
採決	128
1. 日程第11 議案第67号 令和4年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第4号)	128
保健福祉課長説明	128
質疑	128
討論	128
採決	129
1. 日程第12 議案第68号 令和4年度南種子町水道事業会計補正予算(第4号)	129
水道課長説明	129
質疑	129
8番 小園實重君	129
討論	130
採決	130
1. 日程第13 委員長報告(総務文教委員会・陳情審査)	130
総務文教委員長報告	130
質疑	132
討論	132
2番 福島照男君	132
1. 休憩	133
採決	133
1. 日程第14 閉会中の継続調査の申し出	133

1. 日程第15 議員派遣	134
1. 閉 会	134

令和4年第4回南種子町議会定例会会期日程

12月8日開会～12月16日閉会 会期9日間

月	日	曜	日 程	備 考
12	8	木	本 会 議 (開 会)	1. 議長諸報告 2. 町長行政報告 3. 提案理由の説明 4. 請願陳情委員会付託 5. 一般質問（3名） 6. 議案審議 (1) 条例 9件（議案第44号～第52号）
	9	金	本 会 議 委 員 会	1. 議案審議 (1) 予算 5件（議案第53号～第57号） (2) 人事 2件（同意第1号～第2号） 総務文教委員会
	10	⊕	休 会	
	11	⊕	休 会	
	12	月	休 会	
	13	火	休 会	
	14	水	休 会	
	15	木	休 会	

	16	金	本 会 議 (閉 会)	<p>1. 提案理由の説明</p> <p>2. 議案審議</p> <p>(1) 条例 5 件 (議案第 5 8 号～第 6 2 号)</p> <p>(2) 事件 1 件 (議案第 6 3 号)</p> <p>(3) 予算 5 件 (議案第 6 4 号～第 6 8 号)</p> <p>3. 委員長報告 (陳情審査)</p> <p>4. 閉会中の継続調査の申し出</p> <p>5. 議員派遣</p> <p>広報編集委員会</p>
--	----	---	----------------	---

令和4年第4回南種子町議会定例会

第 1 日

令和4年12月8日

令和4年第4回南種子町議会定例会会議録
令和4年12月8日（木曜日） 午前10時開議

1. 議事日程（第1号）

- 開会の宣告
- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議長諸報告
- 日程第4 町長行政報告
- 日程第5 提案理由の説明
- 日程第6 請願陳情委員会付託
- 日程第7 一般質問
- 日程第8 議案第44号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第9 議案第45号 南種子町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第10 議案第46号 職員の再任用に関する条例を廃止する条例制定について
- 日程第11 議案第47号 職員の懲戒の方法及び効果に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第12 議案第48号 南種子町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第13 議案第49号 南種子町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第14 議案第50号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第15 議案第51号 南種子町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第16 議案第52号 南種子町水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定について

2. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

3. 出席議員（9名）

1番	濱田一徳君	2番	福島照男君
3番	廣濱正治君	5番	名越多喜子さん
6番	柳田博君	7番	大崎照男君
8番	小園實重君	9番	塩釜俊朗君
10番	広浜喜一郎君		

4. 欠席議員（0名）

5. 出席事務局職員

局長 園田一浩君 書記 山下浩一郎君

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	小園裕康君	副町長	小脇隆則君
教育長	菊永俊郎君	総務課長兼 選挙管理委員会 事務局長	羽生裕幸君
会計管理者 兼会計課長	才川いずみさん	企画課長	稲子秀典君
保健福祉課長	濱田広文君	税務課長	西村一広君
総合農政課長	羽生幸一君	建設課長	河野容規君
水道課長	向江武司君	保育園長	河野美樹さん
教育委員会管理課長兼 給食センター所長	松山砂夫君	教育委員会 社会教育課長	濱田伸一君
農業委員会 事務局長	山田直樹君		

△ 開 会 午前10時00分

開 議

○議長（広浜喜一郎君） ただいまから令和4年第4回南種子町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元の日程表のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（広浜喜一郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、5番、名越多喜子さん、6番、柳田 博君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（広浜喜一郎君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日12月8日から12月16日までの9日間にし
たいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日12月8日から
16日までの9日間に決定しました。

日程第3 議長諸報告

○議長（広浜喜一郎君） 日程第3、議長諸報告を行います。

報告書をお手元に配付しておりますが、要点について局長から説明させます。局
長。

○事務局長（園田一浩君） 御報告申し上げます。お手元に議長報告書を配付してござ
いますので、お目通しを頂きたいと思えます。

監査結果報告書でございますが、例月出納検査報告書の8月分から10月分及び定
期監査結果報告書を配付しております。

次に、各種行事、業務及び動静については、9月8日から12月7日までの分につ
いて列記しておりますが、その主なものについて御報告いたします。

まず、議長会等関係の会議等でございますが、11月8日、第40回離島振興市町村
議会議長全国大会が東京のホテルで開催をされ、離島の振興ほか11件の要望事項と
離島振興法の改正・延長に関する特別決議及び特別要望が採択をされました。

翌11月9日、第66回町村議会議長全国大会が東京のNHKホールで開催され、地方議会の位置付けを明確に規定する地方自治法の改正等の早期実現を求める特別決議ほか2件、新型コロナウイルス感染症対策及び経済対策等に関する特別要望、議会の機能強化及び多様な人材が参画するための環境整備ほか27件の要望事項、九州地方における交通網の整備促進に関する要望等各地区における要望事項が、それぞれ採択をされました。

また、11月7日には1市3町の議長で種子島屋久島議会議員大会の採択事項について、県知事と県議会議長に11月9日午前中に県選出の国会議員に要望活動を行ったところであります。

次に、一部事務組合関係であります。9月21日に令和4年中南衛生管理組合議会第2回定例会及び令和4年公立種子島病院組合議会第2回定例会が、10月3日には令和4年熊毛地区消防組合議会第2回定例会及び令和4年種子島産婦人科医院組合議会第2回定例会が開催され、各定例会で一部事務組合の令和3年度決算認定議案及び令和4年度の補正予算並びに関係条例案が提案され、それぞれに承認、認定、原案可決されております。

以上で報告を終わります。

○議長（広浜喜一郎君） これで議長諸報告を終わります。

日程第4 町長行政報告

○議長（広浜喜一郎君） 日程第4、行政報告を行います。

町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） それでは、行政報告3件について申し上げます。

まず、令和4年産でん粉原料用甘しょ及びさとうきびの生産状況について、御報告をいたします。

令和4年産でん粉原料用甘しょの生産状況は、栽培農家193戸で前年より32戸減少する中、作付面積203ヘクタール栽培をされ、集荷につきましては、去る11月27日に終了をいたしましたところであります。

生育状況は、植付け時期に降雨日が多く、植付けが遅れぎみでありましたが、生育中盤以降天候に恵まれ、基腐病の発生状況も17%と昨年より減少いたしました。

しかし、安納いもでは、町内広域で発生確認がされており、予断を許さない状況であります。その結果、10アール当たり収量は49俵の昨年対比84%、価格については1俵37.5キロ当たり原料価格は398円、交付金は1,086円、合わせて1,484円となりまして、前年より67円高くなっているところであります。

10アール当たり販売額は7万9,987円で、南種子町の生産額は1億4,600万円とな

ったところでございます。

集荷については、島内3工場で種子島一元集荷がなされ、種子島全体の集荷実績は37万9,000俵で前年対比70%となり、南種子産は9万8,000俵で種子島全体の26%を占める割合となっております。

次に、さとうきびであります。令和4年産の南種子町の生育状況は、栽培農家188戸、作付面積は493ヘクタールで栽培をされ、糖業会社の操業期間は12月6日から明けて4月13日までの116日間の原料受入れを決定したところであります。

生育状況は、春先から天候に恵まれ、平年並みで推移をいたしました。9月18日に襲来した台風14号の被害により一部停滞したものの、おおむね順調な生育状況であります。前年期の製糖期間が5月初旬までかかったことにより、株出し圃場において生育遅れが発生をいたしました。

結果、11月の収量見込み調査では、10アール当たり収量は5,608キロ、本町の生産量は、栽培面積の増加により、昨年よりやや少ない2万7,000トンが見込まれております。

本年期のさとうきび取引価格は、トン当たり原料価格が4,000円、交付金は1万6,860円で、合わせて2万860円で昨年同額の交付金となりました。

次に、公益財団法人種子島農業公社からの離脱について、御報告いたします。

公益財団法人種子島農業公社は、将来にわたって農業を地域の基幹産業として発展させていくことを目的に、南種子町、中種子町、平成5年に南種子農協、中種子農協が合併をいたしまして誕生いたしました、当時の鹿児島くまげ農協の3者により、平成7年7月に設立をされております。

本町における農作業受委託の窓口業務は、これまで種子島農業公社が実施をしておりました。

種子島農業公社は、補助事業等を活用して、さとうきび収穫ハーベスタや水稻収穫コンバイン等を導入し、直営にて収穫作業を行うなど、精力的に南種子町と中種子町の農業振興に取り組んでおりました。

しかしながら、気象災害等の影響により、低単収が続いた期間や様々な事情の影響を受けまして、平成26年度より農業公社自体の直営による農作業の受託作業を縮小した形での運営でこれまで進められてきました。

これ以降、南種子町におけるさとうきびの収穫作業は、既存の機械に頼るしかなく、そういう状態となり、さとうきび脱葉処理施設を所有をしております南種子精脱と日之出精脱に所属する各ハーベスタ利用組合が、農業公社からの収穫の再委託を受けて対応しておりましたが、近年においては、組織の高齢化等も相まって収穫作業の受託が厳しい状況となっていたところであります。

また、昨今のサツマイモ基腐病の影響により、さとうきびの栽培面積は増加傾向となり、低単収対策として取り組んできた新品種の「はるのおうぎ」の普及拡大に伴い、さとうきびの生産量・ハーベスタによる収穫量もかなり拡大をしていくことから、各関係機関、関係者を幾度となく参集をし、その対策について協議や議論を重ね検討をしております。

種子島農業公社には、この対策について計画的に対応するように求めてまいりましたが、その対応ができないとの回答がありました。

その結果としまして、現行体制では計画的な受託作業を行うことができないと判断し、本町においては、南種子町独自のさとうきび振興支援が必要であることから、9月16日には、南種子町議会全員協議会において、経緯と離脱の内容について説明し、御理解、御賛同いただいたところでございます。

以上の経緯を踏まえ、令和4年9月20日に離脱願及び理事の辞任届を提出をし、種子島農業公社から南種子町が離脱する運びとなりました。

法律的には、この離脱願及び理事の辞任届については、理事会での承認の必要はなく、報告案件で足りるものとなっておりますが、令和4年10月19日に開催されました種子島農業公社第3回理事会において協議がなされ、南種子町の離脱について受理となったところであります。

これまで、種子島農業公社が行っていた窓口業務につきましては、当面の間は、南種子町糖業振興会で行ってまいります。

今後においては、新たな町独自の農業・産業支援を確立しなければなりませんので、さとうきび、水稻、さつまいもを含めた南種子町の独自体制の確立に向けて、現在準備を進めているところであり、この新体制を機に、南種子町の農業をさらに発展させるために後継者の育成を含め取り組んでまいります。

先日、全員協議会でも申し上げましたが、よりよい体制を築いていくためには、農家、町、議会、関係機関が一体となって進めていくことが重要であります。議員各位におかれましても、町民と同じ方向を向いての御協力を再度、お願いを申し上げます。

次に、新型コロナウイルス感染状況及びワクチン接種状況について、御報告をいたします。

新型コロナウイルスの感染状況については、7月中旬から8月にかけて、種子島島内において急激に感染拡大が続き、島内で7月875名、8月1,700名の感染者が確認されましたが、その後は落ち着いてきている状況でございます。

現在は、北海道や東北地方など北のほうから感染の拡大が始まり、第8波に入ったとも言われ、全国的に感染者が増加しつつあります。

熊毛地区においても、少しずつではありますが感染者の増加傾向が見られるところでございます。

また、インフルエンザの感染拡大も懸念されているところであります。

引き続き、感染拡大防止のため、町民の皆様にはマスクの着用、小まめな換気の実施、感染しない・感染させない行動の徹底をお願いしてまいりたいと思います。

続いて、ワクチン接種の状況について、御報告いたします。

10月15日からオミクロン株対応の2価ワクチンの接種を開始いたしました。

また、11月13日には6か月から4歳までの接種について、小児科医であります公立種子島病院の徳永院長に説明会を開催をしていただき、11月26日から接種を開始をいたしました。12月3日現在のオミクロン株対応ワクチンの接種率は56.53%、6か月から4歳までの接種率は13.55%となっているところであります。

この接種率につきましては、現在の情報では県内の市町村トップの接種率となっております。

年内に希望接種者の接種については、一応終了をしたいと考えております。ただ、体調の関係で接種できなかった方や新たに接種を希望される方、乳幼児の2回目・3回目の接種を行うため、年明け後3月までに数回の接種を計画したいと考えているところであります。

以上、御報告を申し上げます。

○議長（広浜喜一郎君） これで行政報告を終わります。

日程第5 提案理由の説明

○議長（広浜喜一郎君） 日程第5、町長提出の議案第44号から議案第57号、同意第1号から同意第2号の計16件を一括上程します。

提案理由の説明を求めます。町長、小園裕康君。

[小園裕康町長登壇]

○町長（小園裕康君） それでは、提案理由について御説明を申し上げます。

今期定例会に提案いたしました案件は、条例案件9件、予算案件5件、人事案件2件の計16件でございます。

それでは、条例案件から順次、要約して御説明を申し上げます。

議案第44号は、職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。地方公務員法の一部改正に伴い、国家公務員の定年を基準として、地方公務員についても同様の措置を講ずるため、定年を段階的に引き上げるとともに、組織全体としての活力の維持や高齢期における多様な職業生活設計の支援などを図るための管理監督職上限年齢による降任及び転任並びに定年前再任用短時間勤

務の制度を設けるなど、所要の改正を行うものでございます。

議案第45号から議案第52号は、議案第44号に関連して、地方公務員の定年延長制度の導入に伴い、関係条例の整備を行うものでございます。

次に、予算案件について御説明申し上げます。

議案第53号は、令和4年度南種子町一般会計補正予算（第7号）でございまして、7,683万8,000円を追加し、総額65億3,796万1,000円とするものでございます。

今回の主な補正内容といたしましては、歳入については、普通交付税、農業振興基金繰入金、公営住宅建設事業債が主なものでございます。

歳出につきましては、障害者自立支援給付費などの扶助費、生活保護事業費の確定に伴う国県への返還金、種子島農業公社離脱に伴う本町さとうきび収穫対策としての支援事業が主なものでございます。

議案第54号は、令和4年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）でございまして、直営診療施設勘定繰出金が主なもので、229万4,000円を追加し、9億225万7,000円とするものでございます。

議案第55号は、令和4年度南種子町介護保険特別会計補正予算（第3号）でございまして、施設介護サービス給付費が主なもので、529万9,000円を追加し、7億3,909万7,000円とするものでございます。

議案第56号は、令和4年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）でございまして、保健基盤安定負担金の減額が主なもので、205万3,000円を減額し、9,316万7,000円とするものでございます。

議案第57号は、令和4年度南種子町水道事業会計補正予算（第3号）でございまして、県道荃永上中線配水管移設工事の減額が主なもので、事業活動に伴う収益的支出で323万7,000円を増額し、また、資本的収入で1,228万5,000円、支出で1,610万円をそれぞれ減額するものでございます。

次に、人事案件について御説明を申し上げます。

同意第1号は、固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございまして、任期満了に伴い、再任するものでございます。

同意第2号は、教育委員会委員の任命についてでございまして、前任者の任期満了に伴い、新たに選任するものでございます。

今期定例会に提案しております案件は、以上16件でございますが、このほか追加議案といたしまして、条例案件5件、事件案件1件、予算案件5件を予定しております。

以上、議案の説明を終わりますが、各議案の詳細につきましては、議案審議の折に担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議方お願いを申し上げます。

○議長（広浜喜一郎君） これで提案理由の説明を終わります。

日程第6 請願陳情委員会付託

○議長（広浜喜一郎君） 日程第6、本日までに受理した請願陳情は、お手元に配付しました請願陳情審査文書表のとおり、所管の委員会に付託しましたので、報告いたします。

日程第7 一般質問

○議長（広浜喜一郎君） 日程第7、一般質問を行います。

順番に質問を許します。初めに、濱田一徳君。

[濱田一徳君登壇]

○1番（濱田一徳君） おはようございます。早いものでもう12月です。あと10日もすれば新年が始まります。新しい年に新しい希望を持った気持ちで仕事ができるように、残り僅かですけれども、精いっぱい頑張りたいと思います。

それでは、私の一般質問に入らせていただきます。

まず、1点目ですけれども、令和4年を振り返りどう思うかということで質問をいたします。

行政の取組の中で特に評価したいこと、反対に努力はしたんだけど今後検討を要する事項だと思ったこと、こういうことについて町長に質問をしたいと思います。行政の取組というのは、通常年度末が基準ですけれども、私は毎年12月の議会でこの質問を投げかけております。というのは、一年の計は元旦にあるということで、やはり一年間の反省を12月にじっくりと行って、来年1月からは新たな気持ちで希望を持って仕事をしようというのが私の取組の基本であります。ですから、行政の取組というのは4月から3月までの年度末でやっておりますけれども、来年は選挙の年でもあります。1月から3月までというのは、一年間の仕事の取組の総決算ということで、引継ぎかれこれやるのが1月から3月までであって、12月までのうちに実績というのは終わらせるのが通常じゃないかと常々、私は考えているところであります。

今年一年、私が行政の仕事を見てきたところ、コロナ対策ということで3年間続いているんですけども、皆さん方はこのコロナ禍の中で一生懸命仕事をされております。そして、このやはり行政南種子町の発展というのに関しては、行政の皆さん方、役場職員の皆さん方のこれがいかに力を発揮して地元を盛り上げていくか、それを住民の人たちにいかに協力を求めていくかというのが大きな柱になってくるんじゃないかなと私は考えているところであります。しかし、町民の皆さん方の目に

はこの行政の詳細というのがなかなか映らないんですね。結果、結果しか見えないといえますか、結果も表だった業績しか目につかないのでありますけども、ほかにもいろんな業績を上げております。そういうのをやはり町長が住民に発信して、役場職員もこんなに頑張っているんだということをアピールすることによって、職員が誇りを持って、そして希望に満ちた仕事ができると、よしやろうかという生きがいを見いだすもんじゃないかと思うんです。反対に、やはり間違ったところは間違ったところ、失敗したところは失敗したところで、厳しく検討し、処分すべきは処分する、これが信賞必罰ということで、業績アップにつながっていくんじゃないかなと私は常々考えているところでございます。

そこで、町長が今年この行政の仕事を通じて、特にこれは町民の人たちにも知ってほしいと、みんなこういうことで頑張ったんですよという事案、あるいはちょっとここ反省検討、皆さん方の意見も聴きたいなというそういうのがありましたら、それを教えてほしいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

[小園裕康町長登壇]

○町長（小園裕康君） 濱田議員の御質問にお答えをいたします。

令和4年を振り返りということではありますが、私もこの令和4年度事業においては、私の1期4年を締めくくる年度として取り組んでまいりました。ここで全てを成果として申し上げることはできませんが、各分野別で申し上げるならば、主なものを申し上げたいと思いますけれども、農業分野におきましては、サツマイモ基腐病対策、そしてまた育苗ハウス施設の改修等を行ってきております。畜産分野においては、増頭対策としての肉用牛貸付基金の増額、医療福祉分野では、介護職養成資格取得研修事業や少子化や育児軽減対策として病児保育施設の改修事業、そして環境分野では、ゼロカーボンシティ宣言をいたしましたので、このゼロカーボンへの取組ということで、EV車（電気自動車）の導入とそしてまた太陽光発電による再生エネルギー事業の導入に取り組んできております。また、地方創生臨時交付金を活用した事業においては、各種のクーポン券支給事業、物価高騰による事業継続支援事業、医療機関従事者への慰労金支給事業、電子地域通貨システム導入事業など、職員とともに新たな事業を展開をしてまいりました。

そのほか長年の懸案事項がかなり多うございましたので、このことについても町民の声を聴きながら対応をしつつ取り組んできたところでもあります。

それから、今後検討を要する必要があると思うことという御質問ですが、今後も引き続き事業展開をしていかなければならない、そういう必要があると考えておりますことについて申し上げたいと思いますけれども、4年度の施政方針の中でも申

し上げましたように、この移住定住促進と雇用確保の観点における取組で、特定地域づくり事業協同組合の設立後事業運営、これに取り組まなければならぬと思っております。また、地域おこし協力隊2名を配置して、有機農業を軸とした包括連携協定を推進しておりますから、これを引き続き、国の方針に基づいたものでありますので、しっかりと取り組んでまいりたいというふうに思います。

また、停滞をしておりました種子島宇宙芸術祭につきましては、再構築をいたしまして単独、南種子町だけで進めることとなりましたので、事務局体制も一新をいたしました。併せて2名の地域おこし協力隊員を配置して、本町単独の新生種子島宇宙芸術祭をスタートしたところでもありますから、これをしっかりと将来に向けて情報発信等を充実をさせていかなければならないというふうに思っております。

また、民間企業と連携をして取り組むこととなっております、このPPP事業による定住促進住宅整備事業を推進することとなっております。このことについても今後さらに取り組まなければならぬと思っております。

それと、もう1点は民間の専門知識を導入をするということで、国のデジタル化のこの推進に対応していくために、この民間から本町に1名を派遣していただいております。しっかりと行政及び地域のこのDXデジタル化の推進に取り組まなければならないということでありまして、以上申し上げた5項目については、今年度が初年度取組でありますので、今後の事業推進をしっかりと進めていく必要がありますから、来期において職員とともに目的達成のために一丸となって取り組む決意であります。

○議長（広浜喜一郎君） 濱田一徳君。

○1番（濱田一徳君） 今年一年、いろいろと実績も上げてもらいました。私が特に思っていたのが、私の集落のことですけれども、本村のあの田んぼ、長いこと何か所、数か所舗装されずに残っておりました。それを町長が着任されてすぐに現場検証をさせていただきました、いろんなこの縛りがありましたけれども、それを一つ一つ解決していただいて、これ農政課長さんも頑張ってくれたのではないかなと思うんですけども、それがやっと動き出したと。もう土地買収も進んでいるということですね。やはりこういうのは、住民に大いにアピールしてこうして頑張ったんですというのをやはりやれば、私がここで農政課長の名前を出したことで、あ、農政課長すごいなと思う人もいると思うんですよ。やっぱりこういうことで職員一人一人に希望を持たせる、生きがいを持たせるというのが行政、長としての務めじゃないかなと考えております。

また、来年度以降の町長の希望というのも聞かせていただきました。来年は選挙の年でもありますけれども、大いに期待したいと思っております。

それでは、次の質問に入りたいと思います。

自衛隊施設誘致に関してということで、1点目が、再編交付金の使途についてどのように考えているかということで質問をいたしたいと思います。

官民一体となった誘致活動によりまして、自衛隊施設の誘致に成功し、このほど再編交付金が9,100万円、これが南種子町に交付されるということが決定いたしました。しかしながら、西之表市、中種子町に比べて9,100万円は少ないんじゃないかという声も確かに耳にしました。しかし私に言わせたら、この9,100万円も、もですよ、もらえるのかというのが正直な気持ちです。9,100万円しかじゃないです。も、もらえるのかということです。というのは、この南種子町は馬毛島から地理的に考えても非常に遠いんですよ。だから再編交付金の対象になること自体が、最初はゼロでした。それが推進協議会の皆さん方が、町あるいは議会、これを動かして、そして官民一体となって要望活動などをしたことで、ヘリポートの建設、あるいは車庫、これに伴う隊員の配置、こういうのが実現したわけでありまして。これで再編交付金が9,100万円出るということで、今後10年間の間には数十億円という話も聞いております。これを有効活用したいなと思っているところではありますが、私は、この再編交付金のこの9,100万円について、最初のこのお金というのはいろいろと基金をつくらうとかかそういう考えもあるかとも思うんですけども、この自衛隊誘致に関しては、町民の中にも積極的に賛成して誘致活動に動いた方もおれば、中には反対賛成でもないんだけど、もうできるのであれば仕方がないよなとそういう気持ちの方もいらっしゃると思います。そしてまたその中には、いや絶対反対だと言われる方もいらっしゃると思うんです。全部が全部、一丸じゃないです。そういう中でこの再編交付金を皆さんが納得して使っていただける、そういう政策が必要じゃないかなと。全部が納得することはないと思うんですけども、そういうことから私がぜひ町長にお願いしたいのが、11月20日に西之地区の防災訓練がありました。この防災訓練でいろいろと反省検討もあったんですけども、以前から私はこの防災に関して、一般質問で町長に拡声器が聞こえないところもあるという話もこの一般質問でも出しました。そのときの回答として、町長も海岸線などを中心に考えているけども、1基当たり500万円すると、あの屋外の拡声器がですね。そういう回答も頂いておりました。今回この11月20日の防災訓練、西之の防災訓練を体験しまして、やはりこの拡声器、屋外拡声器は必要だなというのをつくづく感じたところでございます。今回はたまたま8時に防災訓練を行いますよと、地震が発生したという想定でしたけども、必ず朝の8時に来るとは限らないんです。これが夜中であつたり、昼間であつたりした場合、夜中はみんな寝ていますが、昼間は畑仕事に行ったり、会社に行ったりということで家にあるあの防災無線、あれでは対

応できないんですよ。そうなった場合にやはり外にマイクがあつて緊急を知らせる、これも必要じゃないかなというそういう考えです。1基500万円ということで非常に高額ではありますけども、この9,100万円の中から幾らか割いてもらつて拠点拠点に立ててもらつと。あるいはサイレンなんか、緊急の場合のサイレンというのはこれは必要なんじゃないかなと。こういうのをちょっと今回見直しをしてもらつて、もう当然見直しはされていると思うんですけども、そういうのに当ててもらつたらありがたいなということで、今回この質問を出したところです。町長はどのように考えていますか。お願いします。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 濱田議員の御質問にお答えをいたします。

議員からもありましたように、もともとこの南種子町は、私ずっとこれまでも答弁の中でも申し上げましたけれども、有事即応体制からいたしまして、この地理的にも一番不利な状況であるということは申し上げてまいりました。そしてまた、そういう状況の中において、当初やっぱり交付ゼロの状態にあつたんだろうというふうに思います。しかし他市町に先駆けまして、町と議会、そしてまた推進協議会と官民が一体となった要望活動を積極的に重ねてまいりまして、国会議員の先生方や防衛省にも、私は、種子島全体、全島でしっかりとやっぱりこの安全保障のことも考えていかなければならんということはずっと申し上げてまいりましたけれども、そういったことが御理解を頂きまして、これまでの取組の成果がこういう形で出たんだろうというふうに思います。特にこの町、議会、推進協議会が一体となった活動であります。ここには議長、そして自衛隊誘致調査特別委員長、そしてまた柳田議員におかれましては、特にこの協議会と共にこれまでの活動に御参加を頂きました。今後においても、議会全体で取り組んでいただけるということで、防衛省等に要望もしたい旨の予算の要請も賜っておりますので、今議会に補正予算に計上、提案をいたしているところでもあります。ぜひとも議員各位におきまして、この官民一体となった同じ方向を向いた要望活動となりますように、ぜひお願いを申し上げておきたいというふうに思います。

それでは、今回の再編交付金についてでありますけれども、駐留軍の再編の円滑な実施に関する特別措置法に基づいて、9月28日に再編関連特定市町村として指定をされ、そして10月21日付で再編交付金の交付額9,100万円と報道をされました。正確には9,069万5,000円の決定を受けているところでもあります。この再編交付金は、ハード事業とソフト事業の両方に活用できる交付金となっております。他市町村においても、全国各地いろいろありますが、様々な事業に活用されているようであります。本町としまして、この交付決定を受けてから、ハード事業の実施に向けて

一部検討はしておりますけれども、国県の補助がある事業等の補助裏への交付金充当というのは、対象外になるということでもあります。それから、既存事業の単なる財源を振り替える、そういったことも対象外であるということで、そういう制約がいろいろあるようでありまして、年明け3月までの完成が今回は見込めませんので、3月までに事業を組み立てて実施をするということはちょっと無理があるというふうに思います。そういうことから、3月までに納品可能な、今回補正で上げておりますけれども、液体急速凍結機を購入をしたいということで、この1件だけについては予算を今回の定例会において提案をしているところであります。

なお、この購入費用を除いた交付金の残額については、令和5年第1回定例会において基金条例案を提案をし、基金造成を図る予定としております。ただ、これを何年もまた基金で造成をしてというふうなことは、これはできないことになっておりますので、その年度年度で事業組立てをして、承認をして、それに使っていくというのが原則でありますから、しっかりとそこら辺については組立てをしないといけないかなというふうに思っております。議員も御承知のとおり、この町有施設等の修繕・更新など、これまでも議会で御質問を頂きました。そして本町では取り組まなければならないことがかなりまだたくさんあります。そういったことも含めて、そういったことの課題解決に向けた対策は、私たちの町として課題だろうというふうに思っております。そして、ただいまあった御意見も踏まえなければならぬというふうに思っております。そういう意見をしっかりと集約をしながら取り組むこととなりますけれども、令和5年度のこの当初予算については、統一地方選挙の関係から、骨格予算として編成をすることになりますので、今後、10年後のまちづくりを見据えた事業をどう組み立てるか、どう実施していくかということに向けて、来期、選挙も終わった後になると思っておりますけれども、緊急性や優先順位など様々な観点から検討を重ね、事業選定をしていくことになろうかと考えております。交付金制度の詳細については、総務課長から答弁をさせたいと思っております。

○議長（広浜喜一郎君） 総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） それでは、お答えいたします。

町長からもありました今回の再編交付金は、駐留軍の再編の円滑な実施に関する特別措置法に基づきまして交付されるものでございます。令和13年度までの10年間ということで交付されます。この再編交付金を活用できる事業としましては、駐留軍の再編により影響を受ける住民生活の安定に資する事業が対象となっており、同法施行令において再編関連特別事業として14の分野における事業が規定されているところでございます。濱田議員の希望されている防災関係の事業は、第3号事業として規定されておりました、他市町村の実績を見てもと、河川の護岸整備、防

波堤のかさ上げ、消防車購入、防火水槽整備、防災行政無線整備、避難所標識整備、災害用テントや食料購入などの事業実績があるようでございます。先般開催いたしました令和5年度の当初予算編成説明会においても、再編交付金制度の概要を説明をいたしまして、様々な課題の解決に向けた事業の立案などを職員にもお願いしたところでございます。今回決定を受けました金額は、あくまでも交付限度額となっております。事業を実施しなければ交付されないものでございますので、10年間という限りある財源を有効に活用するため、緊急性や優先順位なども考慮しながら、今後、事業選定をしていくこととしております。

以上です。

○議長（広浜喜一郎君） 濱田一徳君。

○1番（濱田一徳君） いろいろと縛りもあって大変だろうとは思いますが、もともとなかったお金、これが入ったわけですので、欲を言えば福祉センターの便所も使えなくなってもう大分たちますよね。ああいうところをどうにかできないかなとか、私もいろいろ考えております。

また、私よりも頭のいい皆さん方がいっぱいいらっしゃいますので、皆さん方がいろいろと考えて使ってくださいと思いますけれども、どうか町民のために、本当に町民がよかったと思うようなそういう施策に使ってほしいなと考えておりますので、よろしく願いいたします。

防災無線のほうも、できるだけ早急にできるように御尽力を賜りたいと思います。じゃあ次の質問に行きたいと思っておりますけれども。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） ただいま議員のほうからもいろいろ御提案といたしますか、その取組についてお話がありましたので、そのことについてはやっぱり福祉センターであったり、それから南校跡地の体育館であったり、今本当にちょっと手を入れなければいけない状態になっております。

個々のしっかりとしたそういうエリアの改善であったり、そしてまた先般懐メロの方の何かあれもありました。私も行きましたが、たくさんの方がやっぱり来ていただいております。そしてトイレは使えない状態でありますし、今のような中途半端なことをやってもしょうがないので、このことについてもいろいろ今主管課でも将来を見据えて、どういうことがこういうことで活用できるのかということも今話をしているところでありますので、いろんな御意見を賜って、その中で選定をしながら今回は初年度で9,000万円程度ですけれども、今後これもまた額が増えてくるようであります、それを有効にしっかりと使えるように検討をしっかりとやっていきたいというふうに思います。

○議長（広浜喜一郎君） 濱田一徳君。

○1番（濱田一徳君） 2番目の質問に入りたいと思います。

今後の取組として、1市2町と共通する要望などを考えるべきではないかということでは挙げてみました。

これについては、以前から一般質問でも何度か取り上げてきましたけれども、西之表市この市長の態度がなかなか表明されないということで、実現はされておられませんけれども、これで私は今は再編交付金がそれぞれ西之表市、中種子町、南種子町とそれぞれ出ておりますけれども、はっきり申し上げてこの再編交付金、1市2町がそれぞればらばらにもらうよりも、種子島全体でもらって何か事業をやるべきじゃないかと、そのように考えているところです。

というのは、お金というのは我々のこの今生きている、この時代の人たちで使ってしまうと終わりです。だけど、この基地というのはずっと続くわけですよね。もう永遠に馬毛島には基地が続くと思います。それを考えたときに、本当にこのままでいいのかなと。種子島は一つという考えから見たほうがいいんじゃないかなと。

あくまでもこれは皆さん方から考えたら、それは理想やと、理想と現実は違うよということかもしれませんけれども、皆さんも将来的なことをよく考えてみてください。

先般、種子島漁協のある方とちょっと縁がありましてお話しする機会があったんですけれども、種子島漁協のほうではやはり漁協に対する補償金というのが数十億円出るという話を聞きました。だけど、漁協のほうとしてはそのお金だけでなく、子や孫の代まで延々と続くそういう保証をしてほしいという要望を持っているという話をされたんですよ。

私も、それ聞いたときに何十億円というお金をもらっても、もう10年たってそれで終わりかと、基地は延々と続くというそういう考えをちょっと思ったんですけれども、それで皆さん方は、日本は非常に平和な国だと考えていると思うんです。だけど、もう平和じゃないんですよ。

今から二十三、四年前になりますけれども、奄美近海で北朝鮮の工作船が海上保安庁の船に銃撃した事件がありました。私はたまたま、その攻撃を受けた船の奄美という船に乗船する機会がありました。当時の新聞を持っている方は見てください。一面に大きく私が映ってますから、背中だけですけれども。

当時、1万円するジャンパーを買って、そしてその船に乗り込んだんですけれども、鉄砲が、玉が通った後、ここにこうガサガサとあれができますよね。あれに引っかけて買ったばかりの1万円のジャンパーを破ってしまって、非常に思い出があるんですけれども、あの船に行ったとき、これはもう運がよかったじゃないと、奇跡だと、これで人が本当軽い軽傷で済んだというのはもう奇跡ですよ、あれは。

蜂の巣状態という言葉をよく使いますけれども、まさにそういう状態でした。よく持ちこたえたなど。もう私はあれを見たときに、決して日本も平和じゃないんだと、そう感じました。

それとその数年後には、尖閣諸島の沖合で中国漁船が海上保安庁に体当たりをするという、海上保安庁の巡視船にですね。そういう事件も起きています。当時の民主党政権は被疑者を釈放して、彼は中国に帰って英雄しばらいされたというふうにも出ておりましたけれども、そういう状態なんですよ。

そして、今まさに大隅海峡、皆さん方はあんまりニュースにならないから御存じないかもしれませんが、たまに出ますよね。中国、ロシアの戦艦が通ったとか、こういう時代にもうなっているんです。本当に心底平和な国じゃないんですよ。

そして一番言いたいのは、馬毛島というのは皆さん方は馬毛島は西之表市だと思っているでしょう。だけど、世界の広い目から見てください。馬毛島は種子島そのものですよ。種子島に実際防衛省の宿舎もできる。いろんな設備もできる。基地と変わらないんですよ。ロケット基地もある。もう世界は種子島自体を馬毛島と一緒に考えていると思いますよ。

そういう中で、この1市2町がばらばらにいろんな要求を出しても、もう本当井の中の蛙、私がこんなこと言えばこの議会の場で大げさなことをいうがと、皆さん方は考えておる人もおると思うんですよ。

だけど、今の国際情勢というのはそうじゃないです。いつウクライナのようなあいう状態になるかもしれないのが、今の状態なんです。これを皆さん方も、やはり公職にある身としてしっかりと認識していただきたいなと思うのであります。

ちょっと大分原稿とはずれたんですけども、前回、定例会で同僚議員が他目的なシェルターを造ることも要望したらどうかということで、一般質問しましたけれども、私はシェルターの話が出たときにいいところに着眼したなと思っております。

というのが、私は外国に行ったことがないから分からないんですけども、ヨーロッパ諸国なんかは各家庭にもう自分たちが逃げるためのシェルターがあるという話も聞きます。世界ではそういう国もいっぱいあるんだと。政府も沖縄県の離島防衛のあれで、与那国島とか石垣島なんかシェルターを造ったらどうかということで、反対意見も出ていましたけれども、実際日本ももうそういう時代になってるんだと。

特に種子島は、馬毛島に基地ができればそういうことも真剣に考えなければならぬ時代に来てるんだということを、十分みんな理解してほしいんですよ。平和な日本に何が起きるかという人もおられるんですけども、決して平和じゃないんだと。いつこれが崩れるかもしれないんだということを認識してほしいなと思いま

す。

そこで、これはたとえ話ですよ。これをしなさいということじゃないですから、町長。種子島は台風、もうしょっちゅう台風で皆さん方も冷蔵庫のものを今年もどっさり捨てたでしょう。私も冷蔵庫のものをいっぱい捨てました。電気が来ないからですね。こういうのも、この今の文明社会において台風の通過道である種子島、あるいは奄美群島沖縄ですね、なんで早々この電柱を地中に埋めないのかなと。相当な金がかかるというのも分かっております。

だけど、こういうのもやはり埋めていく、もうやるべきじゃないかなというそういう考えもあるんですよ。それとか今、種子島は鹿児島便しかありません。飛行機の便はですね。これが関東関西便1日1便でもいいんですよ、どちらでも。関西便でも関東便でも、それが往復するようになれば、農産物も直接都会の市場に持っていけるんですよ。こういうのも、この馬毛島の問題があるこの時期に、いろんな要望として国に出していくべきじゃないかなと。

まだ極端なことを言わせてもらえば、私は国上から大隅半島に橋を架けてくださいとか、トンネルを掘ってくださいとか、そういう要望も出してもいいんじゃないかなと。皆さん方はばかなことと思うかもしれないけど、これが10年、20年たってください。たったら必ず昔そういう話があったがねというのが出てくると思います。

またあるいは、この自衛隊の基地を造る代わりに、認めた代わりにこれだけはちょっと遠慮してほしいなという要望、例えば、例えばですよ、オスプレイ、これの配置やちょっと住民の意見をじっくり聞いてから検討してくださいとか、無人偵察機、今鹿屋に行きましたけれども、馬毛島基地があれば私は馬毛島基地に来ちゃったんじゃないかなと思うんですけども、こういうのについてもよく住民に説明した後、実行してくださいとか、そういう要望も前々からこの1市2町が一体となってやっていくべきじゃないかなと。

そうしないと、今の状態でいくと何となく防衛省の思惑どおりに事が進んで、1市2町がばらばらで、それぞれ私のところにあれくださいこれくださいと、再編交付金をくださいと言ってこの自分たちの町だけの利益、これを考えているようにしか思えないんですよ。

私は自衛隊基地は賛成です。はっきり言いまして、前も言いましたけれども反対の立場じゃないです。私がこういって、すぐ反対かなという人もおりますけれども、決してそうじゃないです。国の防衛のために馬毛島基地は重要だと考えております。その中でも、やはりこういう取り決めというのは前もってすべきじゃないかと、それが私の考えであります。

そこで、町長、非常にこの問題はまだ西之表市の市長が態度を表明してない中で、南種子町だけがやるというのもどうかと思うんですけども、やはりもう前もってこういうのを準備をしておいて、そしてやるときにはもうぱっと提案書を出して、これでいきましょうよと言えるぐらいの準備を、この南種子町からしてほしいなという気持ちで、この質問を出しました。町長の考えをお伺いします。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 御質問にお答えをいたします。

このことにつきましては、以前から御質問がございました。種子島は一つという考え方につきましては、私もこれまで申し上げたとおり同じ考えでありまして、そのことはずっと申し上げてきたとおりであります。

ただ、種子島のこの行政、議会が一体となって考えるということは、防衛省のこの問題だけに限らず、ほかのことも本当は一つになって、種子島として取り組んで種子島として情報発信するというのも非常に重要なことだと思います。

しかしながら、これはなかなか現状としては同じ方向を見て、同じ取組ができていく状況ではありません。ただ、そういうことから観光一つとっても、農業を一つとっても、今有機農業やいろいろな私ども取り組んでいますけれども、これも国が方針は示したわけですけれども、これについても私どもは先取りをしてどんどん今進めておりますけれども、なかなかこれも一緒になってやっていくというそういう形にはなってないんです。

国会議員の先生、特に森山先生からも言われるんですが、町の地域振興発展のためにやっぱり私には頑張るように言われておりますけれども、ただこの地域の発展だけでなくやっぱり私が情報発信が一番重要だというのは、いろんな仕掛けをしてどんどん情報発信をすることによって、この鹿児島県全体、ほかの市町村にもいろいろ波及効果が今どんどんこっちにいろいろ事業を説明をしてほしいとか、こっちに行きたいとか、そういう話が来ております。そういう意味で、やっぱりそういった全体を巻き込んだ形に進めていけるように、今現状としては我々のところ取り組めるものを一生懸命取り組んでいるところであります。

そういう取組をしながら、今西之表市の副市長なんかからも、うちの町の取り組む姿勢についていろいろお話を聞いてきました。先般は、中種子町の副町長、うちの副町長も含めて何か懇談もしたいというそういうふうなところまで来て、いろいろ情報交換もやっているようであります。

ですから、その会合についても鹿児島県もいろいろ他の市町村からの要望事項もかなり毎年上がるんです。それぞれの自治体が。しかし、それが先に行くかという、なかなか先に行かぬので、我々は先にやれるものをどんどんもうそれをやって

いくということで今取り組んでいます。

そのことについては、今後も1市2町でしっかりとできるものについては協議をしながら、何とか呼びかけをしながらやっていきたいというふうに思います。この防衛省に関わることですけれども、1市2町での協議についてであります、南種子町、中種子町そして1市3町の議会が賛意を示しております。

そして、6月7日には自民党鹿児島県議団も賛意を表明をし、11月の29日には塩田知事も容認する考えを示されました。しかしながら、依然として西之表市長におかれましては、まだはっきりとした態度を明らかにしておりません。

そのような中で、関係するこの他の町の町長さんの考えなんかも踏まえたと、現時点でそういう話を持っていくというのは、非常に私はまだ厳しい、難しいところがあるのかなというふうに感じております。

今後は、西之表市の状況も注視しながら、ぜひとも一緒に取り組んでいけて、種子島全島でやっぱり要望していくこととか、そういうことができるのであれば議会とも一体となって、将来のために取り組めるような方向にいければなというふうに思っているところであります。

また、これまで同様にいろんな御意見があります。議員からもありましたとおり、全ての方が賛成であるわけでもありません。そういうことを踏まえ、私は多くの町民の御意見はもちろんのことでありますけれども、座談会あたりでも少数の御意見もいただきましたから、そのことについては特に要望とかそういうのは上がってきているわけではありませんけれども、そういう小さな意見についてもこれまで防衛省にはこういう御意見もあったということは届けてきているところであります、今後もしっかりとそういうものを伝えながら、賛成反対いろんな御意見があるということも伝えながら、防衛省のほうともしっかりと信頼関係を築いて、いつの時点でも意見を言える。そういう環境づくりはつくっていかねばならないというふうに思っておりますので、そのように努力はしてまいりたいと思います。

あわせて10団体で構成をされております自衛隊の誘致推進協議会ですけれども、今後、これは推進協議会からちょっと名称も変わるような話になっておりますが、今後とも町議会とともに活動をしっかりと続けてまいりたいと。そしてまた、今後のいろんな意見を言える場としても、これはやっていきたいというふうに思います。

先般、農政関係での全協で、議員皆様にも申し上げましたが、いろんなそういう賛成反対の御意見がありますから、議論は議会また全協の中でしっかりと、私どももお答えしてまいりたいし、それをやっていただきたいというふうに思います。しかし、そこで十分にもんで決定をされた折には、町民のためにしっかりと、町民の意向に沿ったそういう方向で、一緒に御協力をいただきたいというふうに申し上げます。

ましたので、今後ともそういうことを含めてよろしくお願ひ申し上げたいというふうに思います。

○議長（広浜喜一郎君） 濱田一徳君。

○1番（濱田一徳君） なかなか1市2町一体となってというのは、今の段階難しいと。これはもう十分私も分かっております。南種子町独自でも、いろんな今後また要望活動というのはしていくべきじゃないかなというふうに考えているところであります。

そこで、これに関連してですけれども、この再編交付金というのは地方交付税との関係ではどうなってるのか、もし分かれば教えてほしいんですけれども、例えば再編交付金が出るから地方交付税が削られるとか、そういうことはないでしょうか、もし分かれば教えてください。

○議長（広浜喜一郎君） 総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） 再編交付金が交付される市町村が、地方交付税が削られることはないかという御質問でございますが、再編交付金が交付されることで地方交付税が削られるということはございません。これについては、まず九州防衛局のほうにも問い合わせをして、他町にも聞いて確認したところでございます。

○議長（広浜喜一郎君） 濱田一徳君。

○1番（濱田一徳君） ありがとうございます。ちょっと突然のあれであれやっただすけれども、ちょっと私も気になっていたもんですから質問してみました。

この馬毛島問題については、本当これからもいろんな問題が出てくると思います。そして、現実に馬毛島に自衛隊基地ができた場合に、それに伴う我々が予想しなかったこともこれからいろいろと出てくると思いますけれども、これも皆さん方と一体となっていていろいろと調査もし、意見も言っていきたいなど考えているところでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

各校区に小売店がありますけれども、この存続支援ということでどのように考えているのかなということでお伺ひしたいと思うんですけれども、地域に密着した小売店はたばこ税の大きな収入源にもなっております。

昨年度のたばこ税が、南種子町では約4,500万円、過去5年間のたばこ税を税務課長にお願いして見てもらったんですけれども、大体4,500万円であんまり増減なしということは、それだけたばこを吸う人があまり変わってないということなんですよね。

本当、この地域にある小さなお店、私は先般南種子町に大きなスーパーなんかを一つ持ってきたらどうかという提案もしましたけれども、非常に矛盾していること

になるとは思うんですけども、地域の小売店というのはもう昔から例えば地域の情報発信源であったりとか、皆さん方の憩いの場であったりとか、そういう役割も担ってきております。

そして、近くのお年寄りの方なんかがちょっと立ち話して帰るとか、人と顔を合わせるいい機会だったとか、そういうのもあるんですけども、これがもうだんだん少なくなってきた、最近もまた店を閉めようかなという話も聞きました。これがなくなるとするのは非常に寂しいことなんですよ。

私は、この質問については町長に質問するのも酷かなと、実際思っています。どうせいよいよといわれても、明確な回答はないんですよ。ですよ、町長。回答ないですよ。時代の流れというか、これで小売店がだんだん高齢化して行って、人もいなくなる。そして郊外に大きな店ができれば、みんな車社会です。車で買いに行く。そうすると、地方のお店というのはもうだんだん人がいなくなって寂しくなってくると。だけど、やっぱり何か私なんかの小さいときからすると寂しいんですよ。

それで、私はこの質問を出した一つの大きな狙いというのは、住民の皆さん方にもちょっと協力してほしいと、知ってほしいんだと。こういう小さなお店がやっぱりあることが、その町の活性化につながるんだと。だからできるだけ地元のお店で買物してほしいなど、全部上中ばかり来て、あるいは中種子町、野間とか西之表市、ここに行くんじゃなく南種子町のお店を活用してほしいなど、そういう気持ちからこの質問を出しております。

ですから、回答がないというのはもう十分分かっているんですけども、ただこのたばこ税について、軽自動車税が約3,000万円ですよ、3,000万円ちょっとですかね。軽自動車税といったら皆さん御存じのように軽の自動車ですよ、これとかバイクですよ。こういうのが町税として入ってきます。その町税よりもこのたばこ税というのは大きいんですよ。今、町税が全部で8億円弱というところですけども、そのうちの4,500万円というのは非常に大きな金額です。

それで、このたばこを販売している人にちょっと聞いてみたんですけども、お店に置いてくだけであると今度はその人件費もかかるということで、自動販売機が主です。この自動販売機を含めて、南種子町にちょっと数えてみたところ十五、六件、自動販売機があります。

この自動販売機の販売について聞いてみたところ、たばこの仕入れというのは現金の仕入れなんだと。そして、定期注文は一月に2回定期注文をして、そんときの送料はかからないそうですけども、追加で注文したりすると送料がかかると。でも、この仕入れの現金を準備するのも非常に大変なんだと。

そうしますと、今度は自動販売機の部品が故障したとかあった場合に、これ修理にも相当やっぱり時間がかかって、その間、販売ができないと。あるいは塩害によるさびとか、硬貨が変わった。そういう問題とか、コインメックの交換とか、いろいろと金もかかってくるという話を聞きました。

そこで、一つの、何か一つの支援でもできないのかということで、このたばこ税を活用して地域の小さなお店、これに例えば自動販売機の設置費用の一部負担とか部品の交換にかかる費用の負担とか、あるいはたばこを仕入れをするときのお金の準備の貸付だとか、そういうのができないのかなということで、この質問を考えてみました。非常に難しい問題であると思えますけれども、町長に答弁をお願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 濱田議員の御質問にお答えいたします。

このたばこ税につきましては、あくまでも嗜好品であるたばこに対して、物品税として課税をされているものであるようであります。各校区の小売店につきましては、議員からありましたとおり人口減少加速化に伴い存続が厳しい状況にあり、やめられたところもあるということでもあります。

仕入れ関係の現金の準備等については、こういうことが貸付とかそういうものができるのかどうかはまた、ちょっと商工会のほうにも今後問い合わせてはみたいというふうに思います。

また、このたばこ税に関しましては、種子島3市町それぞれのたばこ税収入額に応じた負担金をしているところでありまして、この種子島地区たばこ税連絡協議会というものを設置しております。この協議会においては、島内の各種イベント行事での啓発とかPR活動、そしてまた販売業者の研修事業とか販売促進事業、環境美化活動そういったものを通じて側面からの支援をしているところでありまして、現状の段階では自動販売機のこの更新費用などの補助とかそういったものは考えられていないようであります。

なお、町のほうで補助金を出すというのも、これはたばこ販売しているところが全て自販機を設置しているわけでもありませんで、なかなか非常にそこを整理するのは難しいのかなというふうに今のところ考えております。

現在、対策を進めております。私どもはこの移住定住の促進を図ることとしております。そして、何とかこれを横ばいの状態に食い止め、子供たちも今年については児童数も増えておりますから、そういうふうな方向に向かえるように、そしてこの過疎化に歯止めをぜひとも実現をしたいというふうに思っています。

こういったことに取り組みながら、交流人口の増加そういったいろんな今取組を

しておりますので、そこにつなげていくことがまず一番重要なことというふうに思います。

そしてまた先ほども申し上げましたが、DXの推進ということで電子地域通貨システムを導入をしたいということで考えております。先般大宇都の老人会の中にも呼ばれましていろいろお話をさせていただいて、いろんな今の行政の取組もお話をしました。そして、今回12月にデジタルクーポンを各世帯に郵送します。

そして、その後、日にちを指定して一斉に1万円をそこに入れますので、これはまず2月の末までに高齢者の方々も含めて、このデジタルクーポンを使っていただくということで、今町内の事業者の方にも説明をしながら導入していただくことになっていますが、いわゆる皆さんの鹿児島でバスに乗ったときに「ピッ」でカードを鳴らすわけですけど、そういうイメージだということを高齢者の方々にもこの前説明いたしました。

そして、これにまず慣れていただいて、そして将来今度はチャージができるそういうカードにも移行していくわけですが、これは私は今の天空のパラダイスとかああいうところもたばこをかなり売ってしまっていて、自販機はありません。そして多くの方が購入に行きますけれども、逆に小さい小売店でもそれを導入することによって、今度はチャージできたもので、ぴっと鳴らすだけでそういう作業ができると、かなり若い方々もお買物もやりやすくなるんじゃないかなという思いがあって、そういうことをしっかりとまた御理解いただきながら、小売店の存続が図られていけばどうかなというふうな思いもあります。

また、具体的にいろいろ議員からも御提案がありましたら、私どもにもまたお知らせいただければ、いろいろ検討はしてみたいというふうに思います。

○議長（広浜喜一郎君） 濱田一徳君。

○1番（濱田一徳君） 時間も来ましたので、最後に私からのお願いです。各課長さん方、自分の課に帰って、やはり地元の商店、これを一回でも使ってくれと。そうすることが、自分たちの地域これの発展につながるんだということを、職員の方にもぜひお願いしていただきたいなと考えて、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） これで、濱田一徳君の一般質問を終わります。

ここで11時25分まで休憩します。

————— . ——— . —————
休憩 午前11時18分

再開 午前11時26分
————— . ——— . —————

○議長（広浜喜一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、福島照男君。

[福島照男君登壇]

○2番（福島照男君） それでは、早速質問のほうに入らせていただきます。

まず最初に、特産品開発への取組強化についてということで質問をさせていただきます。

令和3年の本町の農業所得、これが1,759万円という報告でありました。令和3年度の決算認定のときの数字であります。

この金額には、農業法人で給料制になっている方の所得は含まれませんよということでしたが、本町の農業生産額約28億円、農家戸数が621戸のうち、621戸の中の大半の方がこの所得金額に含まれてるのかなというふうに捉えております。いかに本町の農業経営環境が厳しいのか、もうからない産業なのかなということが一目で分かる数字であります。

ここにおられる皆さん方の五、六名ぐらいの所得金額ではないかなと推測もされるわけですが、令和3年の本町の総所得64億6,000万円でありましたが、このうち0.27%、ということですので、これが本町の基幹産業と言われる農業の実態ということであります。非常に厳しい状況にあるなということでもありますので、なかなか後継者も育つような環境にはないというのが状況であります。

こういう状況が以前からずっと続いてきておりまして、なかなか、これが普通だと思われがちのところもあるわけですが、やっぱりどうしてもこの状況は異常だなというような捉え方をしなければならないんだろなというように思います。誰に責任があるわけでもないし、誰が悪いわけでもないんですが、やっぱりこの状況は何としても打開しなければならない、基幹産業である農業は、本町の農業所得1,759万円、あまりにも低過ぎる数字であります。

そういう観点から、今回は、この対策にやっぱり我々は取り組んでいくべきではないかなという観点から、今回、質問をさせていただくわけですが、その対策として、2つの提案をさせていただきます。

1つ目は、生産物に加工を加えながら、付加価値をつけて販売するという特産品の開発、俗に、いわゆる6次化の推進、これをやると、2つ目が換金性、収益性の高い作物の導入普及を進めるという、この2つがどうしても柱になってくるのかなというふうに思っております。

当然、これまでに先輩方々がいろんな取組をされ、現状もいろんな取組をされてるわけですが、なかなか状況としては好転しないというところにあります。ですが、これ、取り組んでいかないことには先に進みませんので、このまま放置するわけにもいかないということで、本町の農業はますます衰退をしていくわけですから、本

腰を、再度本腰を入れて取り組む必要があるなど思っております。

そこでまず、第1点目の6次化に向けた加工品の開発ということですが、これがその、企画課を中心とした加工品の特産開発ができないのかなというお伺いであり
ます。

特産品開発センターが今ありますが、総合農政課の管轄になっております。ここを、いろんな弊害はあるんでしょうが、企画課に移して、専任の担当者を置く、それに対する開発予算も手当を行うということで、ここに一つの切り口を設けて、こういう開発促進ができないものかというようにも思っておるわけですが、まずこの一点について、町長にどういうお考えを持っているのか、お聞きをいたします。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

[小園裕康町長登壇]

○町長（小園裕康君） 福島議員の御質問にお答えをいたします。

南種子町特産品開発センターは、農林水産業や商工業等の振興を図るととも、地場製品の研究開発、そして農林水産、加工技術の習得並びに全体意識の高揚を図り、町民所得の向上と地域の活性化を目指すために設置をされている施設であります。

しかしながら、この特産品開発については、総合農政課や商工会、そして特産品協会、開発センターの運営委員会など、関係機関が一体となって取り組む必要がありますが、これまでのこの状況等も考えますと、私はなかなかこれはもう進んでき
てないというふうに思っております。

前も一回、議会の中で御答弁申し上げましたが、この町内での開発は、非常に私は今現状として厳しいと思っております。これまでも町内の事業者の方で、本当にこう前向きにいろんな商品開発をやってこられた方は、牧瀬和人さんがいろいろや
っておりましたけれども、もうお亡くなりになりました、現状として、町内でのこ
ういう積極的な取組をやっていただける方というのは、いないんだろうなというふ
うに思っております。

そこで、現在、私どもとしては、森山先生を通じまして、先生のところからも東
京都内の企業の方を御紹介をいただいています、今、本町のほうにも五、六回お
いでいただいています。

昨日も、またここと関連する社長さんと部長さんが来られましたので、3名で来
られて、昨日またちょっと懇談をいたしました。そして、昨日から今日にかけて、
西之のバナナを作っている農家さんのところ、今日はまた赤米関係、また新栄物産
のほう、そして昨日は上妻酒造さん、そしていろんなこういう特産品を何とかこう
本当に頑張ってやっておられる方もおりますので、そこのほうを今調査をしてい
ただいております。

これはどういうふうなことかといいますと、昨日来られたその企業の方は、日本国内に40店舗ほど、これは大きな、ちょっとまだ発表できませんけれども、そういう集客のあるところを運営をしている方です。

中国にも11店舗やっているようでありまして、とても私どもがいろいろお願いができるようなところではありませんが、まずは、その5店舗の中で、ここの南種子町の特産品、御協力いただけるところを、そこで扱っていただけるという、そういう方向での話を進めております。

そして、また、それに関連する企業のところで、現在、安納いも、そしてまた島バナナ、ドラゴンフルーツなどを使って、アイスクリーム辺りも開発をしていただいております。

それと、この安納いもと、そしてまた、この地元の牛肉を鹿児島県の業者さんも、私どものところで競りでかなり取っていただいて、肥育をして、姫牛として頑張っていたいただいて、商品もいろいろやっていますから、そこのこの地元の牛肉ということで、それとこう組み合わせた、今、コロケの商品開発も、通常ですと、これ大変な金額になるんですが、それを本当に御協力をいただいて、今、それも取り組んでいるところであります。

ただ、どういう形で、それが前に進められていくのか、そしてまた、レシピ等もこちらでもし協力いただけるところがあれば、それはそれでこっちのほうにもやっていただけるという、そういうお話で進んでおります。

こういういろいろな企業から、最近いろんなこの町の留学関係、そして移住定住の関係、有機の取組、いろんなものを説明をしますと、非常に循環した面白い取組だということで、私どもにここの特産品、そういったものをちょっと皆さんに御紹介したほうが良いという、こういう提案をいただいておりますので、今後も、ここは積極的に協力いただいて、そして、そういう、前向きに、地元の農家さんやそういう方々が稼げる方向に進むのであれば、それはしっかりと進めていきたいというふうに思います。

そういうことで、今の現状からいいますと、地元というよりも御協力をいただける、鹿児島県内、そしてまた県外の企業の皆さんにもしっかりと私どもはタグを組んでいただいて、それを進めていくというのが一番、今、早い、何というか、対応じゃないかなというふうに思っております、現在のこの町の、町内の状況においては、企画課のほうに専任職員の配置をして云々ということではなかなか進まないだろうと思いますので、現在のところは、その配置については考えておりません。

また、職員が途中で辞められた方も、今年度も複数名おられますので、採用試験もいたしているところでもありますけども、なかなか最近、公務員に希望される方も

少なくとも、そこはちょっと現在のところなかなか余裕がある状況ではないということでもあります。

なお、特産品開発センターのこの新規の整備計画としては、防衛省のヘリポート建設のこれとも関連をしております。移転をしなければならない状況になってまいりますので、現在、この計画検討して、しっかりとした利活用ができるような体制は築いてまいりたいと思っております。

そのほか、安納いもとか、これもまたちょっと関東方面からペースト化の話があったり、また近く面談するんですけれども、そういうお話も来てますので、こういったことがどう実現されていくのか、それと今回予算をお願いしてありますが、液体急速凍結機とって、瞬間冷凍ですけれども、これが来年度予算になると、もう実際に使えて、それで、そういう方向で進めるとなったときも、5年、6年度になってくるといふことでもありますので、今回12月で、年内納品をしていただこうということで、これを計上させていただいております。

これが本町のこの園芸作の方との先般いろいろ話がありまして、若い方で頑張っている方がおります。だから、いろんな分野にこれを使っていろいろできないのかなということで、こういう取組も、今後、調査をしながら具体化していきたいと、現状としてはそういう状況であります。

○議長（広浜喜一郎君） 福島照男君。

○2番（福島照男君） 町長、ありがとうございます。なかなかやっぱり地元ではノウハウもないし、資金もなかなか厳しいということですので、町が前面に立って、町外の企業とタッグを組みながらやろうというのは、一つの方法でいいのかなというふうには思いますので、ぜひ積極的にやってもらって、やっぱり一定の経費もかかるわけですが、予算化をして、どんどん進めていって、農業されている方の所得を少しでも上げるという取組が非常に重要だと思っておりますので、ぜひお願いをしたいと思っております。

次の2番目のほうに行きますが、総合農政課のほうで、今度は、新規作物の導入促進ということで質問を出しております。

なぜこれが必要かということは、やっぱりさっき冒頭にも申しましたが、1,759万円という数字が私の頭からもう離れないわけですが、農業所得が何という数字かなと思っております。

実態を皆さんにも知ってもらうために、まず、主要3品目、きび、甘しょ、水稻の数字を出してありますが、これ全部言ってもらうと時間がありませんので、まず、さとうきびとでん粉と水稻の販売金額、10アール当たりの販売金額、経費合計、収益、まずこの3点だけを課長のほうから答えていただいて、状況が1,759万円の数字と

どうなっているのかというのを皆さんに知ってもらう意味で、別に私が知りたいわけじゃなくて、町民の皆さんに知ってもらうという実態はやっぱりまず知らない、次の対応には進みません。

それを聞いた後で、新規作物の導入は本当に重要なのか重要でないのかということの捉え方も、やっぱりもう一つ確認しながら進めたいなと思ってますので、まず、その主要3品目についての、概要というか、基準ですよ、町はないと言ってきましたが、県の基準がベースにあるのかなと思ってますので、まず、その数字だけ、販売金額、経費合計、収益だけ報告いただけますか。

○議長（広浜喜一郎君） 総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君） 基幹作物の3品目の標準的な経営指標ということで説明させていただきます。

基幹作物の3品目の中の標準的な経営資産額につきましては、種子島版農業経営管理指標ということで、令和4年3月に作成した種子島の指標を参考に出しております。

本町の中の10アール当たりの標準的経営資産額ということで、さとうきびにつきましては、10アール当たり収量を6トン500見て、販売金額で14万3,000円、経費について10万2,790円ということでありまして、収益については4万2,110円、収益率で28%であります。

続いて、でん粉用の甘しょであります、10アール当たりの収量を2,625キロ、販売額については9万9,750円、経費合計で6万2,148円、収益で3万7,602円、収益率で37%であります。

主食用米の水稻であります、10アール当たり収量を430キロ、販売金額については9万4,600円、経費合計で6万6,999円、収益で2万7,601円で29%であります。以上です。

○2番（福島照男君） ありがとうございます。

○議長（広浜喜一郎君） 福島照男君。

○2番（福島照男君） はい。これが標準なんです。ところが、私が単純に調べた結果、1,759万円から試算をしましたところ、この栽培面積1,232ヘクタールあるんですが、上がってくる利益、10アール当たり1,500円で換算したら、1,848万円というのが実際に上がってきている所得、若干の誤差は当然あると思いますが、ということで、なかなかやっぱり現実是非常に厳しいという実態があります。

決して誰が悪いわけでもない、農家さんが悪いわけでもないし、行政が悪いわけでもないんですが、実態はそうなんですと、そこら辺を我々は肌で感じて、どうすればいいんだということに取り組まなければいけないと思ってるんですね。

方法は、私はもう一つしかないと思っているんですよ。一つしかない、もういろいろ、一つ、とにかく収益性のある作物の導入を普及を図ると、当然、今までもやってきましたが、うまくいきませんが、うまくいくはずはないんだよね、うまくいかないからこそきびと甘しょと水稲というのが長年定着しているわけですが、そこで諦めると、これがずうっとまた続いていくわけで、やっぱりこれに代わる作物を見つけないといけないというのはもうそのとおりなんです。一つしかない、方法は。もう何回も何回も失敗しながら、繰り返しながらチャレンジをして、あっちの作物、こっちの作物、種子島に合った気候風土の作物を取っ替え引っ替えしながら、確かに作物ですから、一、二年でできるはずがないし、何年かかかる可能性はあるわけですが、やっぱりチャレンジし続けるということを目指さないと、なかなかこの現状脱却はできないだろうなというふうに思っています。

本来は農家さん自身がやっていただければ一番いいわけですが、1,759万円、621戸、余力がないんです。余力がないからできない、やりたくてもできない、農業をやめようにも田畑荒らすわけにいきませんから、もうからない農業を必死にやっていると、この状態からやっぱり脱却していかなきゃいけないという思いから、やっぱりここは行政が先頭切って、いろんな作物にさらにチャレンジをして、いろんな作物を導入すると、失敗は前提の下で、必ず成功は見えてきますので、やり続けるというやっぱり決意で取り組まないと、なかなかこの現状打開は厳しいなと思っています。

1,759万円ですよ、町長、大変ですよ、この数字は。もちろん感じてるとは思いますが、やっぱり何とかしなければいけないという思いからの今回質問を出しております、2点目の収益性の高い、換金性の高い作物の導入を進めていって、今の主要品目、すぐどうこうというのは当然できませんから、今の現状を維持しながら新しい作物の導入を図って、少しでも農業所得上げるという取組に行かないと、将来性は全く見えてこないなという危機感を非常に持っています。

そういうところ、町長、同じ思いを持っているのかと思いますが、そのお考え、聞かせていただけますか。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） お答えをいたします。

先ほども少し現在のこの取組について申し上げましたが、採算性の高い作物の導入ということで、現在、総合農政課を窓口の実証試験等を行っております。

昨年から私も鹿児島島の促成青果の社長さんですけれども、お会いいたしました。いろんなお話も聞いて、今、有効なものをいろいろ聞いてきております。私どもが聞いて、その後すぐ職員もやりましたが、現在、試験的に取り組んでいるのは、タ

マネギなんかにも取り組んでおります。

以前もそういう話があったんですけども、本町のほうで何か取り組んだ経緯はあったようです。ところが、風の強い、何か崎原かどっか、そこら辺りでも作って、全然もう駄目だったという話も、ちょっと社長からもお聞きしましたが、何か中途半端で、そしてまたその方も退職されてますけど、現在の職員にも全然引き継ぎがされてないんですよ。

そういう状況でしたから、これはもう一回最初からやらんといかんということで、現在の中国からのタマネギが全然入ってこないような状態になって、淡路島辺りの、ああいうところはもう有名になっていますけれども、値段がこれまでの3倍ぐらいになって取引がされたということも聞いております。若干、今、落ち着いているんでしょうけど、物がとにかくその中国辺りからも入らない、そういう状況の中で、実際にタマネギは飲食業界では一番使われる作物らしいです。

いろんなところからの取引があるようで、現在その実証試験を行っていますので、それをまたある企業がまた聞いて、またそういう方向が、ここがあるのかどうか、それでまた調査に今来たり、そういう話も伺っております。それはもうすごい全国チェーンのところですけども、そういうものもしっかりと試験をして、その結果を踏まえて、皆さんに取り組んでいただけるかどうか、そういうものは普及していかなければならないと思います。

また、横浜市の市場関係を通じて、そして私どもの町のやつを、ある企業の会長さんから御紹介いただいて、ここの出身の方もおられるんですけども、いろんなものをそこで取り扱っていただける方向で今話をしております。

そしてまた、横浜市のイオンのほうでの物産、それもちょうとお話が来ますので、そういったものを取り組みながら、ここの産物、本当に適したもの、そしてまた拡大できるもの、そういったものにしていかんといかんなと思っております。

それで、さっきの安納いももそうですけれども、ペーストの話も来ておまして、今月半ばにまた御来庁いただいて面談するんですけども、とても私どもが町だけで対応できるような量でもないようでありまして、かなりのものを求められているなというふうに思いますけど、具体的なことをしっかりお聞きをして、それに町が取り組んで、そういう方向で進められるのかどうか、また、そういう方向で進められれば、農家の皆さんとしては、今、選別が大変だったり、いろんな問題がたくさんあります。しかし、それが大きい小さいもなくて、そういう状態で買取りができて、単価が上がるようであれば、私はそっちのほうもまた一つの方法かなという思いも持っております。

それとあと、有機の取組を今しております。それとあと、薬草作物もちょっとま

だ表に出さないような状況で、何かそういうものをやっってるらしいです。

それで、この有機の取組も、今、米が1俵当たりもう7,000円しない、6,000円幾らで、こういう状態で続くと、これはもう全国的にそうでしょうけど、農家の皆さんはもう何やってるか分からないですよ。

この前も、JAの役員さん、県連の経済連の会長とか、それから役員、全部来ていただいている、その中でも話をしましたけれども、そういう状態をやっぱり変えていかなければ、やっぱりいけないということは話を申し上げておまして、ただ、この有機の取組の中で、現在、千葉県のいすみ市とかも最先端行っているところあるんですけども、そこは1俵2万5,000円辺りで取引をされております。

私ども、今度、一部取り組みましたけれども、アイガモロボットのその製造に関わっている先生なんかの話でも、その人も実際ほかのところでもやって、その有機米を3万円ぐらいで取引をしております。

ほいで、今後、さとうきびはさとうきびでやっぱり基幹産業をしっかりやらんといかんですけれども、圃場で非常に機械も入りにくい、それで低反収のところもありますから、そういうところには、また、この有機の取組でも非常に効果的なところが考えられておまして、現在、ここにいろいろお話が来ている企業さんの話では、そこでやっていただければ、それもまた、現在のさとうきびの価格2万円ちょっと、交付金入れてもそれだけですから、その倍ぐらいの取引は可能な話も伺っておりますので、いろんな調査をしながら、しっかりと進むべき方向を見定めて、農家の皆さんにも御協力をいただける方向へ調整をしたいというふうに思います。

○議長（広浜喜一郎君） 福島照男君。

○2番（福島照男君） ありがとうございます。やっぱりそういうように、一つ一つやっていって、もうこれは全て成功するという保証はありませんから、失敗を恐れず、やっぱり批判は当然出てくるわけですから、それはもう最初から想定済みで、失敗はあってはならないわけですが、当然慎重にやらなければいけないわけですが、失敗を恐れずに、前に前に取り組んでいくという姿勢でないともう解決しませんから、そういう意気込みで取り組んでいただきたいなと思います。

一つの作物に限らず、やっぱり二つ、三つ、四つ、五つと、そういうのを管理しながら、また、地元のその農家グループにも声をかけながら一緒にやっていると、だから、その農林環境だけでも、毎年5億円以上の予算を費やしているわけですよ。農道を造ったり、圃場整備をしたり、基盤整備をしたり、農家の機械を買ったりと、ところが、現実には、これ1,759万円しか上がってこないんだから、農家にとっては、プラスになっているのかどうなのかというふうになるわけで、農家を取り巻く関連産業のためにやっているようなことでは駄目ですので、やっぱり受益者が恩恵を受

けると、結果的に恩恵を受けるというところが第一の目標にして、やっぱりそのためには、そういう収益性の高い作物導入に本腰を入れて取り組むという姿勢が一番なのかなと思いますので、町長には、そこら辺をさらにやっぱり力を入れて進めてほしいなというふうに思います。

次に、安納いものブランド価値維持と生産者救済支援についてお伺いをいたします。

冒頭、町長のほうから行政報告の中で、でん粉については、基腐病が17%ぐらいだという報告がありました。

でん粉甘しょの場合は、さとうきびへの転換等もできるわけですが、安納いものについては非常に基腐病の耐病性が弱いと、これ、安納いもからさとうきびに変えると、ブランド価値であるせっかくの安納いもがなくなるという非常に厳しい環境にあるわけで、何としても我々はこの安納いもを死守していかなければいけないというところにあります。

そういう中で、まず1点目は、今年の、令和4年産の安納いもの生産見込みをまず聞かせていただいて、その数字をベースに、また次の質問をしたいと思いますので、まず、課長のほうから今年の見込みだけお願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） 総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君） 令和4年度の安納いもの生産見込みですが、栽培面積は66ヘクタール、栽培戸数が94戸、10アール当たりの収量については1,000キログラム、生産量については660トンで計画をして、生産額については1億2,100万円を見込んでいます。

以上が生産見込みであります。

○議長（広浜喜一郎君） 福島照男君。

○2番（福島照男君） ありがとうございます。前年もこれ、591トンという実績が出てます。それから見ると660トン、若干は増えてるのかなという感じですが、生産額1,210万円、去年は2億7,600万円でしたが、単価は非常に下がったのか、よく分かりませんが、金額は、トン数と金額はどちらもよく合わないなというふうに思っています。

ここは詳細はあとでお伺いするとして、12月の現代農業を見ていたら、南薩のほうの方でしたが、基腐病に対する記事が載ってました。昨年と一昨年は全く希望がありませんでしたが、今年は何とか希望の光が見えてきたという記事でありました。自分なりに試行錯誤しながら、いろんなテストをしながら、一定の方向が見えてきたような感じでした。これは安納いもじゃありませんので、通常の甘しょですが、そういう取組をして、一生懸命自分たちでもやっている方がおるんだなという記事

を見て、非常に感銘を受けたわけですが。

本町においても、昨年から蒸熱処理機であったりとか、それから残さない、増やさない、持ち込まないという取組を一生懸命やっております。そのおかげで、今年もその17%というところで、もう非常に被害を抑えられて、大きな成果は出てるんだろうなと思っているんですが、安納いもについては、なかなかそれがまだ効果が見えてきてないという現状にあります。

そこで、これは一点、提案というか、お願いであります。やっぱり本町も本町なりに、拠点農家をお願いをして、それぞれの技連会を中心にして試験圃場を設けて、いろんなテストパターンをすると、一つじゃなくて何パターンもやっている中で、やっぱり地元なりのデータも出てくるんじゃないかなというふうにも思うわけですね。そういう取組をされておれば、さらに深掘りしてほしいし、してないんであれば、次年度は予算化もしながら、そういう取組もやって、何としてもこの種子島のブランドである安納いもを守るといことが大前提ですので、その取組、現状の取組とこれからその取組について、ひとつお聞かせ、考え方を伺います。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 本町独自の改善対策への取組ということで、ちょっとこの試験、デモ圃場等のこういう関係については、後で担当課長から答弁をさせたいと思います。

私どもも、この安納いも、それとまたその他の芋のこの対策として、なかなか鹿児島県では、もう御承知のとおり、蒸熱処理装置というのは5台だけです。種子島島内にそれを入れるにしても、どこに置くかでいろいろJAさんとの何か、そこもうまくいなくて、ここには導入にならなかったわけでありまして。しかし、それくらいの台数ですから、私はこの前も県の課長にも言いましたけれども、対応が話になっとならぬというのは、もう話を申し上げています。

実際に、私どものところとしては、その蒸熱処理装置を自前で申請をして、町独自で入れたわけですね。そういう対策も今までやってきております。そしてまた、やっぱりバイオ苗を、これ、やっぱり増やしていかなければなりませんし、健全苗をやっぱりしっかりやっていくという、農家さんのほうで使っていただく方向に行くというのが一番だと思っておりますので、それも予算を議決いただきましたから、現在、増設をする計画を進めております。

即、それができていって、資材も物すごく高騰しているもので、いろいろまた補正をしていただいたりしましたけれども、早急にこういった取組はしっかりやっていきたいというふうに思います。

その上で、JAの役員さんや、それから農政部の課長さんにいろんな話を聞きま

すと、今、農水省から来られている課長さんですので、一番詳しい方でした。ただ、やっぱり確実にこれをすればいいというもの、まだ、国も県もそういうものを示せてない状況でありますので、やっぱりこれまで取り組んでいるように、持ち込まない、増やさない、そしてまた、畑に残さない、これはこれで徹底をしないといけないと、そしてまた、さっき言ったような蒸熱処理装置であったり、健全苗を使ったり、そして、今やってるような消毒作業をしっかりとやったりとか、こういうことは徹底をする以外ないんだという話をされておりますので、それはそれでやりながら、私たちの町でもっと何をやれば効果的なのか、それはしっかりと、今、その実証圃、展示圃も設置をしていろいろ取り組んでいるようでもありますから、そこについては課長から答弁させたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） 総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君） サツマイモ基腐病の対策について、町長のほうで今説明した内容と重複するところあるんですが、種子島、屋久島についての熊本地区については、サツマイモ基腐病の対策プロジェクトチームを主軸にして、南種子町については南種子町さつまいも生産対策協議会を中心に、全国、県内の取組、最新情報について農家が実践すべき防除対策について支援対策、今述べました、増やさない対策として実証圃、展示圃等について、いろんな角度から取り組んでいるところでもあります。

その中でも、町内の中でも優良事例ということで本町の3戸の農家の取組について、追跡調査を今現在行っているところでもあります。

現在、サツマイモ基腐病の特効薬というのがなく、既存農薬等も活用しながら、地道な作業であります、持ち込まない、増やさない、残さない対策の指導徹底ということで、農家への情報提供、小まめな研修会等を実施して、農家ができることを今していこうということで取り組み、技術普及、実践に取り組んでいるところでもあります。

以上です。

○議長（広浜喜一郎君） 福島照男君。

○2番（福島照男君） 今、課長のほうから説明があったように、これといった打つ手がないのが現状ですよという、まさに現状はそういうところで、にっちもさっちもいかない現状にあるわけですが、やっぱり農家にとっても、本町の産業にとっても、非常に大きな危機の時期にありますので、やっぱり一例でも多くの、そういう試験実証を行うということが、やっぱり解決の道につながるんだろうと思います。

当然、専門の研究機関からの情報も要りますし、大学や県や国の研究機関からも情報をもらいながら、また地元は地元で試行錯誤しながらやるという、両面からや

っぱり取り組んでいかないと、なかなか上からの情報待ちでは解決しないことかなあというふうに思ってますけど、非常に厳しい道ではありますが、取り組まざるを得ないのかなというふうに思っています。

それはお願いをして進めてもらいながら、次の安納いもの農家さんに対する生産意欲減退防止策として、被害に応じた、量に応じて、頑張っって次年度も、安納いも作り頑張っってくださいよという意味での激励・報奨、作物対策、直接、農家への支払い等はできないものかなというようにも考えておるんですが、そこら辺、町長、どういうふうにお考えでしょうか。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 福島議員の御質問にお答えいたします。

被害レベルに応じた支給の考えの提案でございますけれども、本年度、これだけに限らず、国、県、そしてまた、私どもはこの農林水産関係に対しましても、町単独の対策、支援に取り組んでまいりました。

現在、国のほうもそういう支援策があるわけでありましてけれども、これまで森山先生辺り、そしてまた野村先生なんかからもやっぱりその国は国で支援策は考えていきますが、時期が全部ずれてまいります、今ずれて、そういう状態です。

今後、その支援があるんですが、その前にやっぱり地方創生臨時交付金辺りを活用して、つなぎの資金としてそういう支援はちゃんとやってほしいというあれでしたので、私どもは提案をし、それを行ってきました。

ただ、ほかの自治体でもなかなかそういうふうに早急に、そういうつなぎができているところもあればできてないところもあります。なので、全国的に農家の皆さんは非常に大変だというふうに、それは私も感じております。

ただ、この給付金支給をまた新たに、安納いもの基腐病対策として、それを支給をして根本的解決になれば、一つの解決方法で、激励の形にもなるのかなというふうには思いますけれども、現段階では、今のところ、そういうふうな考えは、今、持っておりません。

しっかりとまた状況を把握しながら、必要なところについては、今後、やっぱり国、県の動向も踏まえながら、しっかりここは検討してまいりたいというふうに思います。

この、一つのこのブランドの価値・維持、そしてまた、そういうことを踏まえますと、私、ちょうど、先ほど言いましたように、11月の21日にはJ A県連の山野会長をはじめ、経済連の会長さんやら役員の方との懇談がありました。そして、翌週11月の28日には、県農政部の農産課長さん、国の農水省から出向している課長でありますけれども、かなりの情報を持ち合わせる方ございましたので、これも意見

交換をさせていただきました。

これは、私、就任してから地域経済委員会の委員ということで、これまた向こう2年間、また延長していただきましたけれども、町村の中から5名、その中に入れていただいております。非常にありがたいことだと思って、そういうところでいろいろお話を聞いて、私どもの状況も全部報告をしております、その中で、何とか農家の皆さんのためになるような、そういう情報等があれば、それはまた課長にもおつなぎをしながら、しっかりと進めていきたいというふうに思います。

先ほど申し上げましたとおり、一応、今のところ、本町では蒸熱処理装置、そしてバイオ苗、そういったものを増やして、そして、今、取り組んでいるものと合わせてしっかりとそういう対策を取っていきたいというふうに思っております。

○議長（広浜喜一郎君） 福島照男君。

○2番（福島照男君） 町長の考え方もよく分かりますので、分からんではないです、よく分かっています。

ただ、安納いもというのは、普通の甘しょと、でん粉用原料甘しょとは違って、やっぱり本町のメインのブランド品の一つでありますので、大きな収入源になっております。

話をいろいろ聞くと、農家によっては、その被害が大きい人であったりとか、被害が少ない生産者であったり、圃場の問題とか、定期管理がいろいろあるんでしょう。個人差があるようです。

このブランド品ですから、やっぱり品質をある程度そろえるということも非常に重要なところになっていきます。農家によっては、その差があんまり、品質の差が出てくると、これはブランド品の価値を損なうわけです。ブランド価値、品質をそろえるという観点からも、やっぱりここはある程度のそういう手当てをしていながら、どうも一定の基準の栽培方式に沿ってこないなというところについては、一定の指導もしながらですね、なかなか指導をうまく聞いてくれないなというところについても、考え、判断をしながら、そういう観点も持ちながら、町としてもこの安納いものブランド価値を守るためにも、農家の皆さん、頑張ってくださいよと、ここここだけは優先的に作業してくださいということで品質維持を高いところで一定に保つというための対策費でもいいのかなと思っているんですね。

肥料高騰等の対策は別途ありましたわけですが、やっぱりブランド価値を維持してこれからの農業、安納いも産業を維持していくという観点からも、ここは別途対応を考えて、予算化しても私は全然問題ないのかなと、逆に、私はやって、やっぱり本町の特産品を守り抜くという強い姿勢を農家の皆さんにも見せて、で、農家の皆さんにも応えてもらおうと、応えてもらえない農家さんについては、それなりの対

応しかないんでしょうけども、やる気があっても続きませんよ、もうやめますよということになったら、これ、大問題ですから、そこら辺もやっぱり危機感を持ちながら対応していかないと、何十年もかかってやってきたせっかくのブランドがここでぼしゃっては大問題です。

そういう意味で、直接支給等はできないものかという質問でしたが、町長、今すぐ答えなくていいですよ。今後、検討していこうという姿勢があればぜひ聞かせてほしいんですが。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） これまでも、国のほうにも要請をしながら、それはもう国、県、町で対応をしてきております。

今後も、そういう支援について、国のほうもどのようにお考えなのか、要請は要請として私どもはやっていきたいというふうに思います。そこも踏まえながら、町独自で、それじゃあ、また、別でやるのかどうか、そういうことはしっかりと調査をしながら検討しなければならないというふうに思っております。

○議長（広浜喜一郎君） 福島照男君。

○2番（福島照男君） 一刀両断に切るんじゃなくて、非常に前向きに捉えるという姿勢でぜひお願いをいたします。

それでは、最後の質問になります。

H3ロケットの通年運用環境下における本町の活性化策についてということでの質問を出しております。

いよいよH3ロケットの本格運用が始まるというふうに報道されております。1機100億円から50億円程度に打ち上げコストを削減して、年6回の打ち上げを予定しているというふうに、マスコミ等で報道をされております。本町にとっては、ロケット関係の来島者が多数見込まれることから、大いに活性化につなげるいい機会ではないのかなというふうに捉えております。

また、全国的にマスコミを通じて、本町の南種子町の種子島宇宙ロケット発射基地が放映されますので、非常にタイミングとしてはインパクトの強い時期かなというふうに捉えております。

こういうインパクトのある時期を捉えて、やっぱり本町も全国発信、情報発信をやって、来島者を呼び込む、観光客の誘致を促進するということは、非常に重要な節目かなというふうに思っています。

そこで、これに対してどのような取組、構想をお持ちなのか、ぜひ聞かせていただきたいなと思つての質問書提出でありますので、町長、ひとつよろしく願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 御質問にお答えをいたします。

ロケットの打ち上げに関しましては、H-II Aロケット46号機が1月25日に打ち上げられることが発表されました。まずは46号機、そしてその後、年度内というようにことを言われておりますけれども、H3ロケットの打ち上げを成功させていただきまして、打ち上げ回数が増えていくものと思っておりますけれども、そのようになっていくことを望んでいるところであります。その上で、コロナの状況にもよりますが、来町者もかなり増えてきていると思っております。

現在、本町では、国や県のイベント開催制限に関する事務連絡などを踏まえまして、かつ新型コロナウイルス感染予防対策を徹底しながら、イベントを再開をしております。ロケット祭りもふるさと祭りについても、3年ぶりに開催をしたところであります。大変、町民の皆さんも喜び、そしてまた非常に町全体が活気づいてきたなというふうには現在感じております。

それと、宇宙芸術祭も先般行われまして、1名はアドバイザーにもなっている、これも御紹介いただいた先生ですけれども、この方は、通常では、私どものアドバイザーなんかになっていただける先生では、そういう方ではないようでありまして、すごい先生ですけれども、ドバイのビルとか、そういうところにもいろんな、そういうものもお願いをされて、展示をされている方です。非常にこの本町の取組を気に入っていただいて、またこの夜の星空の、いろんなまた、そういうものも組み入れた宇宙芸術祭だったらどうかとか、そういう提案もいただいております。

そしてまた、これまでの先生方も非常に積極的にいろいろ御提案をいただいておりますから、先般、この宇宙芸術祭、千座の岩屋のプラネタのほうにも、私どもの赤米大使にもなっております相川七瀬さんも、総社市であったフェスタの方々と一緒に来ました。

それで、非常にそういうふうなことがどんどん今行われておりますので、今後も注意をしながらしっかりやっていきたいというふうに思います。

年明けましたら、宇宙へはばたけ凧あげ大会、そしてロケットコンテストを3月に行いますけれども、これは全国から400名以上の学生さんが来ます。そして、先般、議会のほうでも予算を議決いただきましたので、本町においでいただくための、宿泊をされた方には補助も出すようにして今応募しているところであります、こういうことをしっかりと取り組んでまいりたいというふうに思います。

ただ、8波の状況、また今後のこの国、県のガイドライン、通達、そういったものを踏まえながら、しっかりと実施できる方向でやっていきたいというふうに思います。

ただ、観光客の今後の誘致に関しましては、現在、本町、種子島全体での問題として考えなければならぬと思っておりますが、馬毛島の関係もあつたり、いろんなことでこのホテル・旅館等の宿泊はほぼ満室の状態、現在取材に来られるいろんな方々が、そういう方も含めて、予約ができないと、そういう情報が入ってきておりました、この状態がここ二、三年は続くのではないかという、そういう予想もしております。

そういうことで、クローズしているホテル・旅館等もありますから、また、今、2件ほど、この前いろいろ提案もいただいておりますが、本町のほうにも、これは旅館組合にも今、文書も出して、ちょっとどういう考えなのか、ちょっとそれも探っておりますけれども、できましたら、商工会辺りとも一緒になって、こういうこと、解決ができる方向は探っていきたいというふうに思います。

まずは問題を解決をして、こういうことをしていくことが重要であるというふうに考えておりました、議員におかれましても、今後、具体的にいい提案がありましたら、また私どもにも情報提供いただければと思います。

○議長（広浜喜一郎君） 福島照男君。

○2番（福島照男君） 世界一美しい発射場を持つという冠がついておりますので、世界一美しい発射場、本町に世界一という言葉はもうここしか見当たらないですが、ほかにはないですね。やっぱりこの言葉を本町の頭の看板に掲げて、この世界一をどうやって生かして、全国にPRするかということだと思うんですね。

間違いなくロケット産業は、これから宇宙産業はどんどん発展をしていきます。大型ロケット、本町しかないわけですから、当然、関連の産業が発展するだろうなと思っております。観光に限らず、関連した産業の導入も見込まれると思うので、やっぱりここは1年や2年というスパンもありますが、5か年計画ぐらいで、どういうふうに持っていくという考え方も片方では持ちながら、取り組んでいくということで、観光となかなか今までできなかった企業誘致、今年、取り組んでおるサテライトオフィスの運用・拡充等も含めて、いろんな側面から、このせつかく与えられたこのH3ロケットに関して本町の、優位的な立場にあるわけですから、優位性を生かした発展に我々は取り組んでいくべきだと思います。

そういう関係で、なかなか知恵の出どころかなと思いますので、こここそ、いろんなところで知恵をもらいながら取り組んでいくべきだと思います。

そういうことで、先ほど町長からの考えも聞かせていただきましたが、企画課長に最後、四、五年先までの企画構想を練っていきますという強い決意を聞かせていただいて、質問を締めくくりたいと思いますが、よろしくお願いします。

○議長（広浜喜一郎君） 企画課長、稲子秀典君。

○企画課長（稲子秀典君） 各施策、今後の検討については、今、町長からもありましたところでありますので、議員のおっしゃるとおり、決意を持ってしっかりとやっていきたいと思えます。

○議長（広浜喜一郎君） 福島照男君。

○2番（福島照男君） これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（広浜喜一郎君） ここで暫時休憩します。再開を午後1時30分とします。

休憩 午後 0時21分

再開 午後 1時27分

○議長（広浜喜一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。次に、塩釜俊朗君。

[塩釜俊朗君登壇]

○9番（塩釜俊朗君） 議長の許可を頂きましたので、令和4年度最後の一般質問をいたします。

コロナウイルス感染者も熊毛管内は以前より少なくなってきておりますが、全国的には増加の傾向であります。今までのような対策を継続をしなければならない、このように思っているところであります。

H-IIAロケット46号機、令和5年1月25日、種子島宇宙センターから打ち上げられることが決定をいたしました。新型基幹ロケット「H3」1号機のメインエンジン、燃焼試験でJAXAでは良好なデータを取得し、本年度内としている打ち上げの具体的な日程を決めるという新聞等の報道であります。H-IIAの後継機で、当初2年度打ち上げの予定でしたが2度延期、今回の燃焼試験は開発の最終段階で、大きな山場だったということでもあります。両機の打ち上げを成功を祈りたいものであります。

それでは、質問に入ります。

最初に、ロケットの日制定についてであります。

ロケットの日を制定する考えはないかということですが、この件で私は平成27年第4回定例会で質問し、その経過について平成29年第2回定例会にて質問をいたしました。検討中であるが進んでいないという答弁でありましたが、早急にどのような方法でいくのか検討するとのことでありました。

そのときの質問の趣旨としては、宇宙センター開設50年であること、全国の市町村の中で、宇宙関連施設のある町でロケットの日を制定している市町村がないことから、早めに手を挙げ制定すれば、町の活性化になるのではないかと提

案をしたところであります。

あれから6年余りとなりますが、制定等するのはなかなか難しいのではないかと、このように思っておりました。

しかし、なぜ今かと言うと、H3ロケットが本年度初めて打ち上げられる予定であるというのも一つの理由でもあります。また、調べてみますと、現在でもロケットの日を制定している市町村はありません。

フリー百科事典を調べてみますと、日本の記念日という一覧表がありました。調べてみますと、いろいろな記念日が登録されており、例えばユニークな日を紹介しますと、1月1日鉄腕アトムの日、5日いちごの日、2月新選組の日、3月ミツバチの日、さくらの日があります。宇宙関連では9月12日の宇宙の日がありますが、この一覧表を見ますと国、市町村、団体、個人などの記念日がたくさんありまして、感銘をしたところでもあります。

ぜひとも、ほかの宇宙関連施設のある市町村より早く、何らかの形で制定できないか、町長に答弁を求めます。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

[小園裕康町長登壇]

○町長（小園裕康君） 塩釜議員の御質問にお答えをいたします。

このことにつきましては議員からもありましたとおり、平成27年と平成29年にも質問をされ、当時の町長より答弁があったようでございますけれども、その後、主管課においても詳しい引き継ぎ等については、何かあまりなされていないようなふうなことをお聞きいたしました。

記念日といたしましては、議員からも紹介がありましたとおり宇宙の日がありまして、国際宇宙年であった1992年に、日本の科学技術庁と宇宙科学研究所が制定した記念日ということでありまして、公募により毛利衛氏が日本人として初めてのスペースシャトルに搭乗して飛び立った9月12日に定められたということでもあります。この宇宙の日につきましては、JAXAにおいても日程を調整し、イベント等を行っているようであります。

制定についてはすぐというわけにもまいりませんが、制定日をいつにするかということなども含め、そういった機運が高まってまいりましたら検討してまいりたいというふうに思います。

また、鹿児島県においては、2か所のロケット関連施設を有しているわけですが、なかなかこのロケットに関しては、積極的な活用推進が私としては感じられないところがありまして。県においても、ぜひともこうした記念日の制定を検討するなど、また、ロケットを活用した施策をぜひとも検討いただければというふう

な思いがあるところがございます。

○議長（広浜喜一郎君） 塩釜俊朗君。

○9番（塩釜俊朗君） ただいまの町長の答弁であります。先ほど申しましたように、もう6年、7年になるわけでありまして。先見の明というのは、将来の5年、10年後を見据えた上で、どのような方向で行くのかというのが一つの町の活性化になるのではないかと、そういうふうな私の思いもあるわけでありまして。

御存じのとおり、町長申したように、県下でも言わば肝付町とか、関連の施設のある基地があるわけでありまして、その町においてもこのような日を制定をしていないと、そういうような状況であります。

私が質問をしたときにおいては、そういうふうな町との話合いも必要だと、そういうふうな前町長の答弁もありましたけれども。これについては、町がやる気があるかどうかというふうな気持ちが第一点であると思っております。

今、町長の答弁されたように、早く検討していただいて町の活性化に寄与する、あるいはロケットの日というふうな日を定めることによって、いろんな新しい状況が生まれてくると、そういうふうなことで思っておりますので、早めに検討していただきたいとこういうように思っております。

それについて、次に行きたいと思っておりますが、ロケットの日を制定することによって、何が支障があるのかというふうなことを質問をしたいと思っております。

以前の質問でもこのような質問をいたしました。先ほど言いましたように、行政がその気になればできるというふうなことで私は思っております。

しかし、その前にどのような方法ですればよいのか、また当然いろんな団体との協議検討、これについてはたくさんあるだろうということは、私も理解をしているところであります。

ここで企画課長にお伺いをいたしますが、制定等をする場合、地方自治法など法律的に可能かどうか、この件についてお伺いをいたします。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 後からの質問については、企画課長からちょっと答弁をさせていただきます。

この制定に向けた機運の高まりが重要だということを私は申し上げました。そしてまた制定日をいつにするかとか、そういったことでの機運の高まり、それはやっぱり町のほうとしても重要なことだというふうに思っております。

議員からありましたとおり、この既存のイベントの実施日に制定するとか、いろんなことが考えられるわけでありましてけれども、今後H3ロケットの打ち上げの関係や、そしてまた肝付町とも宇宙兄弟宣言をしてから10周年を迎えます。そういう

ことなどもありますので、今後そこも含めて、やるのであればやっぱりインパクトのある両町でという考えも出てくるでしょうから、そういうことをちょっと検討はしてみたいというふうに思います。

ただ、鹿児島県はなかなか、知事のほうにもこの打ち上げにも御来町いただきたい旨も伝えたりいろいろしておりますけれども。

あと観光面においても、観光パンフあたりでも、やっぱり世界自然遺産とか、そういうものが非常に前面に出ておまして、全国でいろいろ展開をしているそういう観光パンフとか、それからポスターとかなんか、なかなかこの宇宙に関することは出てこないんです。非常にそこは国会議員の先生方としますと、特に森山先生なんか、やっぱりこの宇宙センターを抱える鹿児島県ということで、非常に重要視していただいていますけど、非常に温度差があるんだろうなというふうに思いますので。

私としては、こういうことに取り組む場合についても、鹿児島県をやっぱり巻き込んで、やっぱり一緒にやっていただくというのが一番今後必要なことではないかというふうに思います。

先ほどの後段の質問については、企画課長のほうから答弁させます。

○議長（広浜喜一郎君） 企画課長、稲子秀典君。

○企画課長（稲子秀典君） ロケットの日を制定することによって何か支障があるかということでございますけれども、自治法上等について特に支障があるということはないというふうに思っております。

制定については、条例を制定する方法であったり、一般社団法人の日本記念日協会に申請する方法や、もう町独自で定める方法などがあるかと思えます。

日本記念日協会への申請については、1件当たり15万円の登録料が必要になるようであります。また、記念日を制定した場合においては、JAXAをはじめ関係機関とも周知を図りながら推進をする必要があろうかと思えます。

一番は、いつをロケットの日として制定するかということが一番大事なかなというふうに思っております。

○議長（広浜喜一郎君） 塩釜俊朗君。

○9番（塩釜俊朗君） 法的には問題はないというふうな答弁であります。

今、企画課長が答弁をされましたように、一般社団法人というのがありますね。日本記念日協会というのがあります。調べてみますというと、協会では、これから制定を目指している記念日などを認定する登録制度というふうなことであります。

いろんなメリットはあるわけですが、言わばロケットの日を制定することによって言えば、既得権利が出てくるのではないかと、まあそういうふうなメリッ

ト。あるいは協会サイトで掲載されるので、ほかの市町村がロケットの日を制定しても、いやこれは制定して登録しているから駄目だと、そういうふうなことも言われる、そういうふうなメリットがあるということで私は認識をしております。

先ほど課長が答弁しましたように、登録料は15万円であると、そういうようなことであります。

本町ではロケットマラソン、これは中止になったわけではありますが、ロケット祭等、ロケットを名称にしたイベントを実施をしております。

日にちはどのような日にちをするのかというふうな話が若干出ましたので、私としてはいろんなパターンを考えておりましたので、参考にしていただきたいと思えます。まず、H3ロケットを打ち上げ日、ロケット祭の実施日、語呂合わせで6月10日、いろんな本町には日を制定する素材があるようであります。

先ほど申しましたように、いろんな県とのいろんな話合い、あるいは肝付町とのいろんな話もしなければならぬのではないかとというふうな町長の答弁でありましたけれども。

機運を高めるためには、条例制定とかそういうふうなことではなくても、今言われましたように、町独自の日にちを定めるなどする、そういうような機運を定めてから機運をすとか。機運があるとしてみても、やっぱりこういうようなことをつくろうじゃないかというふうな、やっぱり町民のいろんな意見とか、または雰囲気づくり、そういうことも大事だとは思いますが。まず行政のほうからとしてみれば、この日をロケットの日としてひとつ定めようと、そういうようなまず機運づくり、これが大事ではないかと私はそのように感じているわけでございます。

このようなこの日を定めたとしてみても、新たなイベント、そういうような、そのことを開催をすとかそういうことも必要だと思いますが。現在、このロケットの日のロケットの名前を使っているイベント、そういうふうな日にちに同時にいろんなイベントをすれば、ますます活性化ができるんじゃないかと、こういうふうに思っておるわけであります。

町長、再度、私のこの質問の内容について、熱意のほどを再度答弁を願いたいと思えます。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） お答えをいたします。

先ほども申し上げましたが、やっぱり新しい新型のロケットの打ち上げ日という考え方もありますでしょうし、いろんな考え方あると思えますが。やっぱり肝付町と宇宙兄弟宣言をしておりますけれども、何か形としてただ宣言をして、その後、両町打ち上げ発射場ありますけれども、何かそこに表に出てくるものがないという

思いもあって、私としては、何かそれに合わせた形での両町で協議もしてみるのもいいのではないかとこのように考えています。

そしてまた、鹿児島県そのものが、やっぱりしっかりと自分たちのところにあるこの素材をしっかり考えていただくためにも、そういうインパクトのあるような動きをやって県まで巻き込むというのが、私は一番重要なことというふうに思っています。

非常に、知事も変わりましたが、前知事のときもそうでしたけれども、なかなかH3の実機の展示だったり、こういうことも全部白紙に戻ったり、非常に職員そのものも知事が代わられても、私はもうどんなものかなというふうに非常にそういうふうな思いがあります。

そういう意味で、ぜひそこら辺を確実にやっぱり県のほうにもそういう考えを持っていただくための動きというものは、私は非常に皆さんにも知ってもらえる、そういう機会になるのではないかと考えていますので、そこも含めて今後十分に調査研究をしたいというふうに思います。

○議長（広浜喜一郎君） 塩釜俊朗君。

○9番（塩釜俊朗君） 調査研究をしていくというふうなことでありますが、町長とすれば少し前向きな方向での検討になるだろうと、こういうようなことに理解をしたほうがいいのかというふうに思います。

何分にも、やっぱりこの機運の盛り上げが大事ですので、私は個人的にもこのロケットの日を制定しようというふうなことで、やっぱり皆さんにもお伝え願って、その中で機運をつくっていきたいと私は個人なりにそのような方向で行きたいなと思っていますので、検討のほどよろしくお聞きをしたいと思います。

次へ行きます。宇宙芸術祭について伺いたいと思います。

現在の活動状況についてであります。宇宙芸術祭、宇宙をテーマにした新しい芸術祭が2017年1市2町の関わりでの元スタート。種子島全島に様々な作品などアートプロジェクト、イベントが繰り広げられました。

一昨年解散。宇宙の町の一番の素材をなくすわけにはいかないと、令和4年から本町単独で組織を立ち上げスタートをいたしました。今年度は、新たな気持ちでいろいろな行事を開催したとお聞きをいたします。

4月に新しい南種子町での独自の芸術祭をスタートしたわけでありまして、来年3月までにはそれなりの行事等があると思いますけれども、現在の活動状況とその経過についてお伺いしたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） まず、この芸術祭を再スタートしましたけれども、ロケットマ

ラソンが中止になりまして、そしてこれに代わるイベントということで、いろんなものを1市2町で、またそういう提案もありましたので、トライアスロンとかこういうものも調査をしながらいろいろやってまいりました。

しかし、一回やめてしまうと、なかなか再度立ち上げるというのは非常に難しいんだなというふうにつくづく思っております。

そういう中で、この種子島宇宙芸術祭につきましては議員からありましたとおり、昨年11月に1市2町取り組んできておりました実行委員会を解散をいたしました。これも自然に活動がなくなっていくようなそういうことであってはならないと思ひ、解散をそれぞれの市町が望みましたので、これはこれで解散にいたしましたけれども、これを間をおくとなかなかこのイベントそのものがもうできていかないんだろうというふうに思いましたので、本年6月に本町単独で新生種子島宇宙芸術祭として立ち上げました。

会長には一応私になっておりますけれども、副会長に南種子町商工会、その他実行委員メンバーとして、町の教育委員会、そして種子島観光協会南種子支部、南種子町の文化協会、南種子町定住促進実行委員会、種子島大学などの協力を頂いて発足をしたところであります。また地域おこし協力隊2名を宇宙芸術祭担当として募集し、採用し、活動を行うこととしました。これまでやっぱり長く続かんかったのは事務局、そしてまた行政の中においてやる、こういう仕組みではもうなかなか長続きしないんだろうというその反省の下であります。

現在までの活動状況としましては、この新たな一步を踏み出してから取り組んでいますのは、観光庁の、今回は地域独自の観光資源を活用した地域における稼げる看板商品の創出事業というのを申請し、導入をいたしております。

で、実際に8月8日から11日にかけては、種子島宇宙センターにおいてロケットをテーマにした観光コンテンツ、ペットボトルロケット大会を実施しました。これには全国から参加者が15家族の23名おいでいただいて、そしてまた、このペットボトルの有名な先生もいますが、おいでいただいて、そういうイベントを開催いたしております。

また11月24日から26日にかけては、千座の岩屋において自然を生かした観光コンテンツ、スーパープラネタリウムイベントとして星の洞窟を実施しました。それで、これに絡んだいろんなイベントを実施していますが、参加者数が433名であります。

現在は、もう一泊したくなる新たな観光コンテンツということで、サイクリングツアーの3つを軸に活動に取り組んでいるところであります。

また、これまでの宇宙芸術祭と違ひまして、ここ芸術祭に足を運んでいただいた方々から、今までで一番いい芸術祭だったという感想も頂いております、これを

やっぱりしっかりやっていく必要があるんだろうなというふうに思います。

このスーパープラネタリウムイベントについては相川七瀬さんも、それから総社市で司会をやっていただいた方々3名ほどおいでいただきました。そしてまたいろんなアドバイスも頂いております。

また、種子島宇宙芸術祭には、地元選出国會議員の森山先生にも御理解を頂いているところでありまして、また先生からの御紹介で、世界的に活躍をしておりますエンジニアリングアーティスト吉本英樹先生ですけれども、東大の御出身の方で、またJAXAとの関わりもある方でございます。今町長室にINAHOという作品を置いていますが、これは先生の作品を展示した後、今町長室に飾っておりますので、また一度御覧いただければなというふうに思います。

この先生をこの実行委員会のアドバイザーとしてもお願いをいたしましたところ、快く就任をしていただいております。こういう先生がこういう小さな町の芸術祭に関わってくれるということで、非常にここのスタッフ、そしてまた事務局をあずかっている先生方もびっくりしておりますけれども、今後ともいろいろ御提案、御指導いただきながらそれを進めていきたいと思っております。

そのほかにも世界的に活躍をしておりますナイトアーティスト千田泰広先生、そしてまたプラネタリウムクリエイター大平貴之先生、そしてまた自転車冒険家の小口良平先生など、すばらしい方々の協力を頂いているところでありまして、今後、将来、大阪万博に向けてのいろんな計画を持っていますので、今後さらに活動を推進してまいりたいというふうに考えております。

○議長（広浜喜一郎君） 塩釜俊朗君。

○9番（塩釜俊朗君） ただいま状況と経過についてはお聞きしました。いろいろと行事をしているようであります。この宇宙芸術祭、本町企画イベントとしてはなくてはならないものだと、私はこのように思っております。ただ、今状況と経過についてお聞きしましたけれども、今後どのような企画にて開催していくのか期待をするわけでありましたが。

町長は子供、住民の皆さんも巻き込んだ形でのスタートだと、このように言っております。来年以降も引き続き開催はするだろうと思っておりますが、ただいま報告にありましたような事業を年間を通じてやっていくのかどうか、そういうような状況の中で、どのようなことを町民にアピールをしていくのかどうか、このことについてお聞きをしたいと思っております。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 御質問にお答えをいたします。

この種子島宇宙芸術祭は、2025年に日本で開催をされます大阪万博に向けて、イ

ンバウンドの強化取組を一つの目標に取り組んでいるところであります。ここの事務局サイドにおいては、それに向けて1年に4回の山場をつくる種子島新4大祭りということを考えているようでありまして、アートフェスティバルが第1点目ですね。2点目がジャズフェスティバル、それから3点目にロケットフェスティバル、そしてプラネタリウムフェスティバル、この4つの構築を目指すということで準備を進めているようであります。

南種子町に行けば年間を通して何らかのイベントが実施されているというような、ちょっとそういう考えを示していただいていますけれども。そういうイベントをしっかりと構築をして、着地型観光の推進を図りたい、そういう考えで取り組んでいるところであります。

またアーティストの先生方、全員が今回も来られて、そしていろいろ協力いただきました。そしてその先生方が言うには、新たな提案として、南種子町で見るこの満天の星空、これはもうとにかく地元の方なかなかお気づきでないだろうということで、これが非常にきれいだということをおっしゃられておりますので。また、提案としては夜をメインにした光に特化した芸術祭、そういったものもいいのではないかということで。ただ単にここに来てロケット、それもそういう関連のところを見て歩くんじゃなくて、1泊は夜を楽しんでいただく、そういうものを構築したらどうかということも言われております。それも含めて、次年度以降、検討をしてみればいいんじゃないかというふうに思っております。

また町民へのアピールとしては、今まで以上にこの町の広報紙で最近情報発信をしております。あとSNSを通じての情報発信、そしてまたLINE登録をされている方なんかにも、いろんな形でそういうふうに情報が全部発信をできるように今取り組んでおりますので、さらにそういうことをしっかりとやりながら、ロケット祭やふるさと祭での出店など、そういうものも積極的に行って、アーティストと共同でのワークショップ、トークイベントの開催。町民がよく足を運んでくれる環境になりつつありますので、そういう町民も参加しやすいイベントとして実施できる方向で検討を進めていくこととしております。

○議長（広浜喜一郎君） 塩釜俊朗君。

○9番（塩釜俊朗君） 新しく南種子町での宇宙芸術祭、これをせっかくつくったわけでありまして。私もよくフェイスブック等を見るわけでありまして、事務局においてはフェイスブックでも送信されており、評判はよいと、このように思っております。

いつでしたか、千座の岩屋での洞窟イベント、それが終わったときでしたか、これに携わった北海道大学の先生ともちょっと話をした経緯があります。

このようないろんな人たちの教授、先生たちが関わっておりますので、やっぱり

こういうふうな先生たちのコメントも、やっぱり町広報紙なりやっぱり出していただいて、やっぱり南種子町、種子島、日本全国の情報発信ができるような、そういうふうなこともやったらどうかなあとこのように思うわけであります。

一つ言うのは、町民を巻き込んだこの宇宙芸術祭と、そういうようなことで町長がやっぱり示しているわけですから、やっぱり何分にもせつかくやっぱり2025年に向けての年4回の山場をつくって行事を進めていくと、いろんなイベントを進めていくと、そういうことでもありますので。

やっぱりこういうようなことを踏まえて、やっぱりもっと町は情報発信をし、また本当に南種子町の宇宙芸術祭、種子島の宇宙芸術祭、日本の芸術祭というふうなところでいくような形でのやっぱり雰囲気づくり、またその情報発信が大事だと思いますので、今後そんなこともできながらやっぱり実施をしていくと、そういうふうなことを期待をしていきたいとそういうふうには思っております。

次に行きます。河内温泉センターの充実についてであります。

これにつきましては9月議会にて通告をしておりましたが、時間の都合でできませんでしたので今回させていただきます。その間、何らかの検討はしていると、このように思っているところであります。

現在設置している家族風呂であります、2室だとこのように伺っております。1回券が2時間未満2,000円で、予約が必要であるということです。私もしょっちゅうではないですが、たまに温泉を利用しておりますが、家族で大浴場を利用しているのをよく見かけます。

そういったときに、例えば大人1人350円、子供1人150円で計500円。大人2人700円、子供2人で300円、計1,000円。大人2人子供2人で1,000円と、一般湯に入るほうが1,000円安いと、そういうふうなことになります。

せつかく家族湯も設置をしておりますので、この家族湯を活用することによって、家族団らんのコミュニケーションも取れるのではないかと、このように思いますが。今現在では、そういうような事情があつてかどうか知りませんが、利用者が少ない、このように思っております。

私もいろんな温泉に行く機会がありまして、パンフレットをよく見るわけですが、入浴時間は1時間程度が多いようであります。2時間というのを、そんなに入るわけじゃないんだと、1時間が十分じゃないかと、そういうふうな話も聞くわけでありまして。家族湯のことに対しては1時間を設定して、それに伴う使用料金も下げたらいいのではないかというふうな話も聞くところでもありますけれども。

そこで、利用時間を1時間にして、それに伴い使用料金の改定はできないか、町長にお伺いをいたします。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） お答えいたします。

令和3年4月から大人、高齢者、子供ともに60円値上げの料金改定を行ったところであります。その際、家族風呂については改定を見送って据え置いたところではありますが。

いろいろな御意見があるようでございまして、利用時間を短縮して料金を改定したらとの御提案でございますけれども、私どももそういう声があるのは承知しております。今後も利用者の意見をしっかり聞きながら、次の改定時に検討したいというふうに考えているところであります。

利用状況が必要であれば、担当課長から答弁をさせます。

○議長（広浜喜一郎君） 保健福祉課長、濱田広文君。

○保健福祉課長（濱田広文君） 家族風呂の利用状況についてですけれども、平成29年度が618名、平成30年度が458名、平成31年度、令和元年度になります321名、令和2年度372名、令和3年度227名となっております。今年度11月末現在では92名となっているところですが、令和2年度以降については、コロナの感染症の影響で休館をした期間もありますので、その影響もあるのかと思っておりますが、だんだん利用者が減少傾向にあるところです。

○議長（広浜喜一郎君） 塩釜俊朗君。

○9番（塩釜俊朗君） 今言われますようにだんだん減っていると、コロナの影響があるかと思っておりますけれども。

この料金改定、このようなことを実施すれば、まだ増えていくのではないかとそういうふうに思っておりますので、検討のほどをお願いをいたしたいと思っております。

次に行きたいと思っております。県道から河内温泉センターに接続する三文字の整備について質問をいたします。

御承知のとおり、上中から荃永に行く途中、右側に町道川内下中線があります。その整備についてであります。

上中本町から河内集落に入るところに、河内温泉郷という看板があります。それを約70メートル過ぎるといって、右側に河内温泉を表示したモニュメントがあります。以前照明が必要ではないかということで照明を設置をしておりますが、現在は点灯をしております。故障しているのか分かりませんが消えております。

また、荃永から河内温泉に行く表示、これは県が示した表示かと思っておりますが、入り口の約60メートル地点に表示をしておりますが、全体的に見通しが悪いとそういうふうに思っております。しかし最近、この三文字の周囲を伐採をさせていただいております。

具体的に提案をいたしますけれども、モニュメントの照明の復旧、荃永から温泉センターに入る矢印の表示、夜でも分かりやすい夜光の反射鏡の表示、また三文字入り口の区画線の鮮明化であります。

このようなことも含め、河内温泉郷の河内温泉センター集客アップのためにも改修が必要と思うが、町長どう思われますか。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） お答えをいたします。

道路だけでなく、いろんな改善点の指摘でありますけれども。

これまでもすぐやれるものについてはやってきておりますが、この町道川内下中線と県道荃永上中線の三文字については、議員が言われているとおり、町道が鋭角に交差しているために非常に見えにくい、そういう箇所、危ないところだろうというふうに思います。で、河内温泉方面から県道へ出る際、荃永方面から来る車両の見通しがもう非常に悪いということで、町民からの要望もあるところであります。

先般、種子島警察署及び県公安委員会に交差点の改修計画についての協議を依頼をしているところであります。今後、交差点協議結果を踏まえ、町道の取付けと安全対策を検討をしていきたいというふうに考えております。

この詳細については、担当課長から答弁させます。

○議長（広浜喜一郎君） 建設課長、河野容規君。

○建設課長（河野容規君） お答えいたします。

交差点協議につきましてはまだ実施しておりませんが、道路構造令による交差点の交差角は、原則直角またはそれに近い角度で交差するように計画しなければならないとされており、特にやむを得ない場合には60度以上とすることができるという基準があります。

交差点の交差角は現在約34度であることから、改修計画案といたしましては、道路構造令の基準に基づく交差角内で計画するとともに、本三文字には止まれの交通規制標識が設置されていないことから、交差点部に区画線で波線及び文字表示等を計画し協議を行う予定であります。

○議長（広浜喜一郎君） 塩釜俊朗君。

○9番（塩釜俊朗君） 当然、もう交差点を改修するには、そういうような協議が必要だということについては私も理解をしているわけでありまして、そういうふうな協議を今後するというふうなことであるならば、やっぱりそういうふうな道路構造令に沿った協議が必要だということであるので、なるべくやっぱりこういうようなことも早めに協議もしていただいて、早めに改修ができるよう、これもまたお願いでありますので、早めに検討し実施をしていただきたいと思いますというふうに思

います。

次に行きます。

最後になりますが、河内温泉センターのパンフレットであります。

このパンフレットでありますけれども、令和2年の12月議会において使用料の改定をしておりますが、まだそのパンフレット自体は変わってないというふうなことであります。手書きで料金の表示は今書いて、多分必要な方には配付をしておりますので、もしこのパンフレットの更新であります、今後この家族湯がもし改定をされればまた料金の改定もありますので、その時点でパンフレットの更新もしてもよいと、私はそういうように思うわけですがけれども。

やっぱり早めにパンフレットの更新もしていただいて、やっぱり職員がわざわざのボールペンで書き換えなくても済むような形でのことでしていただきたいと、そういうふうに願っておりますけれども。

この新しいパンフレットの更新についてどのように思っているのか、町長あるいは保健福祉課長が答弁できるのであれば、お願いをしたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） 保健福祉課長、濱田広文君。

○保健福祉課長（濱田広文君） 議員御指摘のとおり、令和3年4月より入浴料を改定したところですが、パンフレットについては今のところ更新してないところです。

先ほど議員からもありましたが、現在は、前からあるパンフレットの入浴料のところを訂正して配付しているところですが、今回12月の補正のほうで新しいパンフレット作成のための予算をお願いしているところです。よろしく願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） 塩釜俊朗君。

○9番（塩釜俊朗君） 早めにとということで、予算化をもうしていくということでございますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（広浜喜一郎君） これで、塩釜俊朗君の質問を終わります。

日程第8 議案第44号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（広浜喜一郎君） 日程第8、議案第44号職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） 議案第44号について御説明申し上げます。

議案第44号は、職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回の改正は、地方公務員法の一部改正に伴い、国家公務員の定年を基準として、地方公務員についても同様の措置を講ずるため、定年を段階的に引き上げるとともに、組織全体としての活力の維持や、高齢期における多様な職業生活設計の支援などを図るための管理監督職上限年齢による降任及び転任並びに定年前再任用短時間勤務の制度を設けるなど、所要の改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表により御説明申し上げますので、新旧対照表の1ページをお開きください。

第1条は、地方公務員法の改正に伴い、引用条項を整理するものでございます。

第3条は、職員の定年について、年齢を65歳とするものでございます。

第4条は、第1項にただし書きとして、特例任用により役職定年制の異動期間を延長した場合の勤務延長を最長3年間とすることを追加するものでございます。

3ページをお開きください。

第6条は、役職定年制の適用を受ける職員の範囲について、管理職手当の支給を受ける職員の職と特定するものでございます。

第7条は、管理監督職の職務上限年齢を60歳とするものでございます。

第8条は、人事の基本原則以外の配慮規定を追加するもので、第1号は人事評価による適正職への任用、第2号は降任先の職への配慮、第3号は逆転となる降任の職の配慮について、規定を整備するものでございます。

4ページをお開きください。

第9条は、役職定年制による降任等の適用除外または特例に関する規定について追加するもので、第1項は役職定年の特例として任用する場合の基準を規定し、第2項は特例任用の期間を最長3年間の留任が可能となる規定を整備するものでございます。

次に、5ページをお開きください。

第10条は、第9条の特例による任用を行う場合に本人の同意を義務づけるものでございます。

第11条は、特例任用期間中に延長事由が解消した場合は、期間中途であっても他の職に降任等する規定を整備するものでございます。

第12条は、60歳超過職員が60歳到達日から当該職員の定年年齢までの間に一旦退職し、短時間勤務職員として再任用されることができるとの規定を整備するものでございます。

次に、6ページをお開きください。

第13条は、規則への委任について規定するものでございます。

制定附則第4項は、年度ごとに引き上げられる定年年齢を規定するものでございます。

制定附則第5項は、60歳到達日に属する年度の前年度において、当該職員に60歳到達日以後に適用される任用条件、給与、その他の勤務条件に関する情報を提供し、継続して勤務意思を確認することを規定するものでございます。

次に、今回の改正条例の附則について御説明申し上げます。

改正条例の5ページをお開きください。

附則第1条は、施行期日について、この条例は、令和5年4月1日から施行することとし、ただし書きとして準備行為を行うための既定を定めております。

附則第2条は、勤務延長の経過措置として、第1項は旧条例により勤務延長をしている職員に対する改正条例の施行日以後に相当する事由がある場合は、1年以内の期限で勤務延長をすることができることとしており、ただし書きとして、旧条例による勤務延長の開始から起算して3年を超えることはできないことを定めております。

6ページをお開きください。

第2項は勤務延長をしている職員における職制について、承認、降任の異動を認めない規定を定めております。

附則第3条は、再任用職員の経過措置として、第1項は旧条例により再任用職員となっている者等について、新条例による暫定再任用として常勤採用することができる職員に関する経過措置を定めております。

7ページをお開きください。

第2項は、令和13年度末までの間、65歳に到達する年度の末日まで選考により常勤の暫定再任用職員として採用することができることとしております。

第3項は、暫定再任用職員の任期を1年以内とするものでございます。

第4項は、暫定再任用職員の任期の更新は人事評価の結果が良好である場合としております。

第5項は、暫定再任用職員の任期の更新は本人の意思によることとしております。

8ページをお開きください。

附則第4条は、暫定再任用職員となる者のうち、短時間勤務となる職員に関する規定を定めております。

附則第5条は、令和3年改正法附則第8条第3項に規定する常勤の暫定再任用職員の昇任、降任等の特例として条例に定める職及び年齢を定めております。

附則第6条は、令和3年改正法附則第8条第4項に規定する短時間勤務の暫定再任用職員の昇任、降任等の特例の読み替え適用を定めております。

次に、9ページをお開きください。

附則第7条は、令和3年改正法附則第8条第5項に規定する短時間勤務の暫定再任用職員が定年退職相当年齢に達するまでの間における昇任、降任等の特例とする職を定めております。

附則第8条は、定年前再任用短時間勤務職員の経過措置として、当該定年前再任用短時間勤務職員が常勤職であった場合に適用される定年年齢に達した後に定年前再任用職員とすることはできないとする規定を定めております。

10ページをお開きください。

附則第9条は、事前情報提供及び勤務意思確認行為を行う対象として基準とする年齢を60歳として定めております。

以上で説明を終わります。御審議方よろしく申し上げます。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。9番、塩釜俊朗君。

○9番（塩釜俊朗君） 確認をしたいと思いますが、定年制度を60年から65年にする、そういうことであります。これに該当する本町の職員は何名いるのかどうかお聞きをいたします。

○議長（広浜喜一郎君） 総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） お答えします。

令和5年度については、ゼロでございます。

令和6年以降になりますと、ちょうど私の年齢から下ということになりますので、4年間、5名が令和6年度の対象になっています。

それ以後については、3年間、ちょっと把握はしておりませんが、2名、3名という形になってくると思います。

以上です。

○議長（広浜喜一郎君） 塩釜俊朗君。

○9番（塩釜俊朗君） 60歳で退職をする職員などはいるとは思いますけれども、65歳まで働いていく等の職員がいる場合、その職員が管理職であった場合は降任すると、そういうふうな条例になっていると思います。

例えば、課長補佐、係長については、管理職手当をもらっていない方についてはどのような職責になるのかどうか、そのところが分かればお聞きをいたします。

○議長（広浜喜一郎君） 総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） 現在のところ、補佐級に対しても同じように相当する職という解釈をしておりますので、4級のほうに格付ということにさせていただきたいと思えます。

○議長（広浜喜一郎君） ほかに質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。
これから、議案第44号を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第44号職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第45号 南種子町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（広浜喜一郎君） 日程第9、議案第45号南種子町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） 議案第45号について御説明申し上げます。

議案第45号は、南種子町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回の改正は、地方公務員法の一部改正に伴い、地方公務員の定年延長等に関して所要の改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表により御説明いたしますので、新旧対照表の1ページをお開きください。

第3条は、地方公務員法の改正に伴い、引用条項の置き換えとするものでございます。

次に、今回の改正条例の附則について御説明いたします。

改正条例の1ページをお開きください。

附則として、この条例は令和5年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願いたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。
これから、議案第45号を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第45号南種子町人事
行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例制定については、原
案のとおり可決されました。

日程第10 議案第46号 職員の再任用に関する条例を廃止する条例制定について

○議長（広浜喜一郎君） 日程第10、議案第46号職員の再任用に関する条例を廃止する
条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） 議案第46号について御説明申し上げます。

議案第46号は、職員の再任用に関する条例を廃止する条例制定についてでござい
まして、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるもので
ございます。

今回の改正は、地方公務員法の一部改正に伴い、地方公務員の定年延長等に関し
て再任用職員制度が廃止されたことから、今回条例を廃止するものでございます。

附則として、この条例は令和5年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願いたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。
これから、議案第46号を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第46号職員の再任用に関する条例を廃止する条例制定については、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第47号 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（広浜喜一郎君） 日程第11、議案第47号職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） 議案第47号について御説明申し上げます。

議案第47号は、職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例制定についてございまして、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回の改正は、地方公務員法の一部改正に伴い、地方公務員の定年延長等に関して所要の改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表により御説明いたしますので、新旧対照表の1ページをお開きください。

第3条は、減給の効果について、給料の引き下げにより減給額が給料等の10分の1を超えることになった場合に減給額を減ずる規定を追加するものでございます。

次に、今回の改正条例の附則について御説明申し上げます。

改正条例の1ページをお開きください。

附則として、この条例は令和5年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願いたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第47号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第47号職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第48号 南種子町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正
する条例制定について

○議長（広浜喜一郎君） 日程第12、議案第48号南種子町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） 議案第48号について御説明申し上げます。

議案第48号は、南種子町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についてございまして、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回の改正は、地方公務員法の一部改正に伴い、地方公務員の定年延長等に関して所要の改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表により御説明いたしますので、新旧対照表の1ページをお開きください。

第2条第3項は、地方公務員法の改正に伴い、引用条項を整理するものでございます。また、定年前再任用短時間勤務制度の導入に伴い、用語の整理をするものでございます。

第3条、第4条、第12条及び第19条についても、定年前再任用短時間勤務制度の導入に伴い、用語の整理をするものでございます。

次に、今回の改正条例の附則について御説明いたします。

改正条例の1ページをお開きください。

附則第1条は、施行期日について、この条例は令和5年4月1日から施行することとしております。

附則第2条は、経過措置として、暫定再任用職員のうち短時間勤務職員となっている者について、定年前再任用短時間勤務職員とみなして新条例を適用することを規定しております。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願いたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第48号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第48号南種子町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第49号 南種子町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について

- 議長（広浜喜一郎君） 日程第13、議案第49号南種子町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。総務課長、羽生裕幸君。

- 総務課長（羽生裕幸君） 議案第49号について御説明申し上げます。

議案第49号は、南種子町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてございまして、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回の改正は、地方公務員法の一部改正に伴い、地方公務員の定年延長等に関して所要の改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表により御説明いたしますので、新旧対照表の1ページをお開きください。

第2条は、第3号を第4号とし、第3号として、育児休業をすることができない職員について異動期間を延長された管理監督職員を追加するものでございます。

第10条は、第2号を第3号とし、第2号として、育児短時間勤務をすることができない職員について、異動期間を延長された管理監督職員を追加するものでございます。

第17条は、育児短時間勤務職員の給与に関する読替表について、再任用制度の廃止等により第5条第11項の項を削り、従来の再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員に用語を置き換えるものでございます。

第22条は、部分休業をすることができない職員について、職員の範囲を整理するものでございます。

第23条は、部分休業の承認について、職員の範囲、承認する時間等の既定を整理するものです。

次に、今回の改正条例の附則について御説明いたします。

改正条例の2ページをお開きください。

附則第1項は、施行期日について、この条例は令和5年4月1日から施行するこ

ととしております。

附則第2項は、定年年齢に達して給料月額が7割措置が適用される職員が育児短時間勤務を行う場合の給料月額に関して、読み替え適用を定めております。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願いたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第49号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第49号南種子町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第50号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（広浜喜一郎君） 日程第14、議案第50号公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） 議案第50号について御説明申し上げます。

議案第50号は、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回の改正は、地方公務員法の一部改正に伴い、地方公務員の定年延長等に関して所要の改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表により御説明いたしますので、新旧対照表の1ページをお開きください。

第2条第2項第1号は、常勤の再任用職員制度が廃止されることから、条文中の対象箇所を削るものでございます。

第3号は、第1号の改正に伴い、地方公務員法の引用が最初の引用となるため、同法令の制定年及び法令番号を追加するものでございます。

次に、第5号を第6号とし、第5号として派遣対象外職員について異動期間を延長された管理監督職員を追加するものでございます。

次に、今回改正条例の附則について御説明いたします。

改正条例の1ページをお開きください。

附則第1項は、施行期日について、この条例は令和5年4月1日から施行することとしております。

附則第2項は、経過措置として、暫定再任用職員に対する適用除外を定めております。

附則第3項は、勤務延長の経過措置として、職員の定年等に関する条例の改正条例により勤務延長をすることとされている職員については、旧条例により期限を延長することとされている職員とみなして新条例を適用することを規定しております。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願いたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第50号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第50号公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第51号 南種子町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（広浜喜一郎君） 日程第15、議案第51号南種子町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） 議案第51号について御説明申し上げます。

議案第51号は、南種子町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回の改正は、地方公務員法の一部改正に伴い、地方公務員の定年延長等に関して所要の改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表により御説明いたしますので、新旧対照表の1ページをお開きください。

第5条は、改正前の再任用職員及び再任用短時間勤務職員について、定年前再任用短時間勤務職員に変更するもので、その他条文中の用語の整理をするものでございます。

2ページをお開きください。

第9条及び第11条は、再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員に変更し、その他条文中の用語の整理をするものでございます。

4ページをお開きください。

第16条は、再任用職員を定年前再任用短時間勤務職員に変更するものでございます。

5ページをお開きください。

第17条は、再任用職員を定年前再任用短時間勤務職員に変更し、その他条文中の用語の整理をするものでございます。

第17条の3は、再任用職員を定年前再任用短時間勤務職員に変更し、引用条項を整理するものでございます。

6ページをお開きください。

制定附則第6項は、60歳超過職員の給料月額の7割措置について規定するものでございます。

制定附則第7項は、給料月額の7割措置の適用除外となる職員について規定するものでございます。

制定附則第8項は、役職定年による降任等後の給料月額について、管理監督職勤務上限年齢調整額の支給根拠を規定するものでございます。

7ページをお開きください。

制定附則第9項は、管理監督職勤務上限年齢調整額の算定時において、基礎となる基礎給料月額が降格後の職務の級における最高号給の給料月額を上回る場合は、当該最高号給の給料月額を上限として計算することを規定しております。

制定附則第10項は、管理監督職でなかった職員で給料月額7割措置を受ける職員についても、管理監督職であった職員との権衡上必要と認められる場合において、給料月額を調整することができることを規定しております。

制定附則第11項は、管理監督職でなかった職員で給料月額7割措置を受ける職員に対し、任用の事情を考慮して、権衡上必要と認められる場合において、給料月

額を調整することができることを規定するものであります。

制定附則第12項は、その他の経過措置全般について、施行上の手続または要件等規則へ委任するものでございます。

別表第1、給料表は、ア、行政職給料表、イ、医療職給料表（一）、ウ、医療職給料表（二）、エ、医療職給料表（三）について、「再任用職員以外の職員」を「定年前再任用短時間勤務職員以外の職員」に、「再任用職員の給料月額」を「定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額」に改めるものでございます。

次に、今回の改正条例の附則について御説明いたします。

改正条例の4ページをお開きください。

附則第1条は、施行期日について、この条例は令和5年4月1日から施行することとしております。

附則第2条は、経過措置として、暫定再任用職員の定めを改正前の地方公務員法及び定年条例により施行日以後の期間において定年の勤務延長をしている職員に適用しない規定を定めております。

附則第3条第1項は、暫定再任用職員の給料月額の決定については、定年前再任用短時間勤務職員の給料表適用と同様とする規定を定めております。

附則第3条第2項は、暫定再任用職員の育児短時間勤務に係る給料月額の算定方法の読替規定を定めております。

附則第3条第3項は、暫定再任用短時間勤務職員の給料月額の算定方法を定年前再任用短時間勤務職員とした場合に同様として扱うものとする規定を定めております。

附則第3条第4項は、暫定再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員とみなして給与条例を適用する規定を定めております。

附則第3条第5項は、暫定再任用職員の期末手当は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして適用する規定を定めております。

附則第3条第6項は、暫定再任用職員の勤勉手当の読替規定を定めております。

附則第3条第7項は、暫定再任用職員についての適用除外の規定を定めております。

附則第3条第8項は、暫定再任用職員に関する委任規定を定めております。

附則第4条は、改正附則に定めのない経過措置についての規則への委任規定を定めております。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願いたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第51号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第51号南種子町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第52号 南種子町水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（広浜喜一郎君） 日程第16、議案第52号南種子町水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。水道課長、向江武司君。

○水道課長（向江武司君） 議案第52号について御説明申し上げます。

議案第52号は、南種子町水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回の改正は、地方公務員法の一部改正に伴い、地方公務員の定年延長等に関して所要の改正を行うものであります。

それでは、新旧対照表により御説明いたしますので、新旧対照表の1ページをお開きください。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、第18条第6項中「再任用職員及び」を削り、第24条の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、同条中「第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項若しくは第22条の5第1項若しくは第2項」に地方公務員法の改正に伴い、削除及び引用条項の置き換えをするものです。

第2条第3項中「時間外勤務手当」の次に「休日勤務手当」を、第24条中「第9条」を「第7条」に、「第11条、第12条」を「第9条」に、「第20条」を「第18条」に改正するもので、用語の整理及び条項の置き換えをするものです。

次に、今回の改正条例の附則について御説明いたします。

改正条例の1ページをお開きください。

附則第1項、この条例は令和5年4月1日から施行することとしております。

附則第2項は、定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外となるものでございます。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願いたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第52号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第52号南種子町水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

散 会

○議長（広浜喜一郎君） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

次の本会議は、12月9日午前10時に開きます。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

散 会 午後 2時50分

令和4年第4回南種子町議会定例会

第 2 日

令和4年12月9日

令和4年第4回南種子町議会定例会会議録
令和4年12月9日（金曜日） 午前10時開議

1. 議事日程（第2号）

- 日程第1 議案第53号 令和4年度南種子町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第2 議案第54号 令和4年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）
- 日程第3 議案第55号 令和4年度南種子町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第4 議案第56号 令和4年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第5 議案第57号 令和4年度南種子町水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第6 同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第7 同意第2号 教育委員会委員の任命について

2. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

3. 出席議員（9名）

1番	濱田一徳君	2番	福島照男君
3番	廣濱正治君	5番	名越多喜子さん
6番	柳田博君	7番	大崎照男君
8番	小園實重君	9番	塩釜俊朗君
10番	広浜喜一郎君		

4. 欠席議員（0名）

5. 出席事務局職員

局長 園田一浩君 書記 山下浩一郎君

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	小園裕康君	副町長	小脇隆則君
教育長	菊永俊郎君	総務課長兼 選挙管理委員会 事務局長	羽生裕幸君

会計管理者 兼会計課長	才川 いずみ さん	企画課長	稲子 秀典 君
保健福祉課長	濱田 広文 君	税務課長	西村 一広 君
総合農政課長	羽生 幸一 君	建設課長	河野 容規 君
水道課長	向江 武司 君	保育園長	河野 美樹 さん
教育委員会管理課長兼 給食センター所長	松山 砂夫 君	教育委員会 社会教育課長	濱田 伸一 君
農業委員会 事務局長	山田 直樹 君		

△ 開 会 午前10時00分

開 議

- 議長（広浜喜一郎君） これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元の日程表のとおりであります。
-

日程第1 議案第53号 令和4年度南種子町一般会計補正予算（第7号）

- 議長（広浜喜一郎君） 日程第1、議案第53号令和4年度南種子町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

当局の説明を求めます。総務課長、羽生裕幸君。

- 総務課長（羽生裕幸君） 議案第53号令和4年度南種子町一般会計補正予算（第7号）について御説明申し上げます。

それでは、予算書に基づいて説明をいたします。表紙をお開きください。

今回の補正は、障害者自立支援給付費などの扶助費、生活保護事業費の確定に伴う国県への返還金、種子島農業公社離脱に伴う本町さとうきび収穫対策としての支援事業が主なもので、予算の総額に、歳入歳出それぞれ7,683万8,000円を追加し、予算の総額を、歳入歳出それぞれ65億3,796万1,000円とするものでございます。

第1表の歳入歳出予算補正については省略させていただきます。

次に、4枚目をお開きください。

第2表の債務負担行為補正については、追加3件、変更2件であります。

まず、防災行政無線簡易中継局修繕については、期間を令和5年度の1年間とし、限度額を508万2,000円とするものでございます。

次に、防災行政無線戸別受信機購入については、期間を令和5年度の1年間とし、限度額を477万4,000円とするものでございます。

次に、南種子町が借り受ける戸籍システムのリース料については、期間を令和5年度から令和8年度の4年間とし、限度額1,264万2,000円とするものでございます。

次に、変更2件については、入札執行に伴い、それぞれ限度額を変更するものでございます。

次のページ、第3表の地方債補正については、追加1件、変更5件であります。

まず、公営住宅建設事業債については、大川団地住宅建設に伴うもので、この住宅建設は、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策に基づく補助を活用して建設することとしており、財源についても、防災・減災、国土強靱化事業債、町有施設整備事業基金を充当しておりました。

起債の協議の手続きを行う中で、国の令和3年度補正予算など制度に対する県の担当者の理解不足や説明不足などにより、当初予定していた起債が該当しないとの連絡を受け、県土木部、県市町村課、鹿児島財務事務所と協議を重ねてまいりましたが、最終的に適債性がないということになりましたので、今回、新たに公営住宅建設事業債として限度額を5,530万円とし、追加するものでございます。

次に、過疎対策事業債、辺地対策事業債については、事業執行や2次協議要望額等との調整を行い、それぞれ限度額を変更するものでございます。

次に、防災・減災、国土強靱化事業債については、先ほど説明いたしました公営住宅建設事業債との関係で減額するものでございます。

最後に、緊急自然災害防止対策債、災害復旧事業債については、平山長小田地区の用排水路改修工事について、災害復旧事業債への振り替えと事業執行に伴い、それぞれ限度額を変更するものでございます。

起債の方法、利率、償還の方法については、お目通しをお願いいたします。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明をいたします。

歳出予算から主なものについて説明をいたしますが、人件費については職員の人事異動等に伴うものでありますので、説明は省略させていただきます。

それでは、9ページをお開きください。

まず、議会費については、費用弁償の増額が主なもので206万7,000円を増額するものでございます。

次に、10ページ、企画費については、特定地域づくり事業推進補助金が主なもので180万9,000円を増額するものでございます。

次に、11ページ、地域振興費については、定住対策補助が主なもので1,008万4,000円を増額するものでございます。

次に、同ページ、地方創生臨時交付金については、電子地域通貨システム導入における業務委託の執行残の減額、チャージ機購入によるものでございます。

次に、12ページ、賦課徴収費については、eLTA Xサービスにおける税目追加運用試験業務委託が主なもので114万2,000円を増額するものでございます。

次に、14ページから15ページ、身体障害者福祉費については、障害者自立支援給付事業など事業費確定に伴う国県負担金の返還金が主なもので1,081万9,000円を増額するものでございます。

次に、同ページから16ページ、児童福祉総務費については、子育てのための施設等利用給付事業など事業費の確定に伴う国県返還金が主なもので821万5,000円を増額するものでございます。

次に、17ページ、生活保護総務費については、生活保護事業費の確定に伴う国庫

返還金によるもので1,986万3,000円を増額するものでございます。

次に、19ページから20ページ、農業総務費については、液体急速凍結機購入が主なもので700万4,000円を増額するものでございます。

次に、同ページ、農業振興費については、さとうきび支援金が主なもので2,306万9,000円を増額するものでございます。

次に、同ページ、畜産振興費については、畜産振興支援事業の減額が主なもので360万7,000円を減額するものでございます。

次に、21ページ、道路維持管理費については、農道維持補修工事が主なもので330万3,000円を増額するものでございます。

次に、同ページ、キャトルセンター運営費については、預託牛事故補償が主なもので397万6,000円を増額するものでございます。

次に、同ページ、堆肥センター運営費については、牛ふん原材料が主なもので372万9,000円を増額するものでございます。

次に、22ページ、農業支援対策費については、農業法人経営強化推進事業の減額が主なもので1,148万3,000円を減額するものでございます。

次に、23ページ、商工振興費については、特定経営基盤強化事業が主なもので1,113万円を増額するものでございます。

次に、27ページ、災害対策費については、防災行政無線戸別受診機購入の減額が主なもので762万4,000円を減額するものでございます。

次に、28ページから30ページ、小学校費・中学校費については、修学旅行終了に伴う減額が主なもので、それぞれ補正するものでございます。

次に、32ページ、保健体育総務費については、県民体育大会出場補助の減額が主なもので191万4,000円を減額するものでございます。

次に、33ページ、農地農業用施設補助災害復旧費については、工事請負費の減額が主なもので499万1,000円を減額するものでございます。

以上が歳出であります。

次に、歳入を説明いたしますので、3ページをお開きください。

まず、町税については、軽自動車税種別割について150万円を増額するものでございます。

次に、同ページ、地方交付税については、今回補正の不足額を補うため、普通交付税2,898万9,000円を増額するものでございます。

次に、同ページから5ページ、国庫支出金については、生活保護費負担金、地方改善施設整備費補助金、地方創生臨時交付金の減額、特定防衛施設再編交付金の追加が主なものでございます。

次に、同ページから6ページ、県支出金については、団体営農地等災害復旧事業補助金の減額、地域社会維持推進交付金の増額が主なものでございます。

次に、同ページから7ページ、繰入金については、今回の補正における各事業について、各目的基金からそれぞれ繰り入れるものでございます。

次に、同ページから8ページ、諸収入については、中南衛生管理組合、熊毛地区消防組合への負担金精算返納金が主なもので1,223万1,000円を増額するものでございます。

最後に、同ページ、町債については、各事業における財源調整に伴い3,300万円を増額するものであります。

以上、説明を終わりますが、説明不足あるいは詳細については、この後の審議においてそれぞれ担当課長より説明を申し上げますので、御審議方よろしくお願いたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑は款別に行います。

まず、歳出から、款の1 議会費、9ページ、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 款の2 総務費、9ページから14ページ、質疑はありませんか。5番、名越多喜子さん。

○5番（名越多喜子さん） 総務費の企画のところの10ページの特定地域づくり事業推進の補助となっていますけど、この内容をちょっと教えてください。

○議長（広浜喜一郎君） 企画課長、稲子秀典君。

○企画課長（稲子秀典君） こちらについては、特定づくり事業協同組合というものを設立をしたところでございますけれども、南種子町においては、南種子地域創生協同組合ということで、11月25日に創設の総会を開いたところでございます。今後、認可申請等を行いまして、国県からの認可等を受けまして、1月から雇用する人の募集を行いまして、来年度4月1日から各事業所に季節ごとに職員が働きにそれぞれ行くという組織でございまして、その組織に対する、こちらは補助金ということになっておりまして154万1,000円を計上しているところであります。

○議長（広浜喜一郎君） ほかに総務費、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 款の3 民生費、14ページから17ページ、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 款の4 衛生費、17ページから19ページ、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 款の6 農林水産業費、19ページから23ページ、質疑はありま

せんか。6番、柳田博君。

○6番（柳田 博君） 町長にちょっとお伺いしたいんですが、21ページのキャトルセンターの運営なんですけども、今、競りもちょっと値が下がったというふうに話を伺っております。

その中で、キャトルセンターの出展する牛が体重があまり乗ってこないというふうなことを畜産農家から伺うんです。そういった中で、こんだけ予算も補正をかけておるんですけども、飼料高騰は当然だと思います。飼い方の悪さもあるかないかというのは、それはちょっと詳しくは分かりませんが、そこら辺の対応策をどのように考えておるか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） お答えをいたします。

ここ2月ほどの競りの中で、実際にキャトルのほうの牛の値がちょっと低いという、そういうお話は農家の皆さんからも伺っております。以前まではいいときもありましたけれども、やっぱりいろんな事情があると思いますから、キャトルのほうでの職員も従事されている方がおりますけれども、今、課長に指示をしておりますのは、食い込みが悪いとか、いろんな事情があると思いますけれども、そのえさの配合のこととか、いろんなことをお話を伺っております。対応できるところについては、新しく今年度から働いている職員もおりますから、やっぱり研修というか、屋久島のほうのキャトルの方からも、以前、そういう勉強も来ていただければ受け入れるという話もしておりますので、しっかりと、もう1回、農家の皆さんからお話を伺った中で、そこら辺の対策を取っていかないといけないということで、今、指示はしているところであります。十分、また農政課のほうでもそこは情報等も仕入れながらしっかり対応していくように、今、検討しているところであります。

詳しいところの説明が必要であれば、農政課長のほうから説明させたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） 6番、柳田博君。

○6番（柳田 博君） 今、キャトルセンターの運営は、ここ最近、経営的にもよくなってきたと思っております。その中で、やっぱり畜産農家からそういう話を聞くと、預託しないとか、そういう話も出てくるんじゃないか。また、赤字というか、転落していく傾向にあるんじゃないかと心配するものですから、お尋ねしたわけなんですけども。

課長、今、町長の指示を受けてどのような対策をしているか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） 総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君） キャトルセンターの運営関係ですが、町長が今言われました、8月、10月、11月の競りということで、ここについてのキャトルセンター平均の部分、内容等について対策を、11月になりまして、ここを利用している組合の役員会、それと、臨時の総会等も開いて、預託料の改定関係の検討もしたわけですが、その中で、今言う飼養管理関係の徹底ということで、ここ3回の競りの状況を見て、今現在、契約職員2名で対応しております。それと、担当の畜産係長を含めて4名ですが、ここの対応としては、飼養管理を、どこの部分が課題としてあるのかということ、夏場の処理対策関係について、それぞれ原因を追究して、県のほうと、あと、農協のほうの担当も含めて対応してきているところです。

内容等については、全体的には飼養評価も高い牛もいるんですが、ここで最初の発育不良ということで、1日当たりの増体率というのを1頭1頭検査をして受け入れの段階、競りの2か月前、それと、競り直前ということで、まず病気にさせないということで、観察能力を高めていくということで、今言われた、ほかのキャトルセンター等で研修の飼養管理技術を上げていくと、農家から信頼されるキャトルセンターとしてどうしていくかということで、役員の方、農家の方にも、その都度説明をしております。

今言われたキャトルセンター自体が畜産振興の軸となるような施設ということで、向上していきたいということで、今現在分かっているところは、即実践していくところはしていこうということで話し合いを進めているところです。

以上です。

○議長（広浜喜一郎君） ほかに農林水産業費、質問はありませんか。1番、濱田一徳君。

○1番（濱田一徳君） 同じくキャトルセンターの関係ですけども、区分のところの21、補償補てん及び賠償金というのが264万1,000円組んでいますけども、詳細を教えてくださいませんか。

○議長（広浜喜一郎君） 総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君） キャトルセンター運営費の預託牛事故補償ですが、中身的には、預かった牛自体、農家自体が1頭当たり5,000円という積立てをしております。その中で、キャトルセンターが預かった段階で事故があった場合の補償、あと、疾病関係、病気になって価格が平均以上に著しく下回った場合の事故補償を含めて対策するものであります。

内容等については、ここの積立ての部分からの支出、それと、各農家のほうで母牛に対して農業共済組合の畜産の保険を加入しておりますので、それと合わせて、預かった牛が予定される出荷、競り出荷の平均価格を下回った場合について、その

分を補填をするという形の仕組みになっております。

今回、今年度予算等について不足が生じるという予測ができたもので、その分を積み増しをするような状況であります。

以上です。

○議長（広浜喜一郎君） いいですか。1番、濱田一徳君。

○1番（濱田一徳君） すみません。もう1点、教えてください。

キャトルセンター内で預かった牛の事故、こういうのが何件か発生しておりますか。

○議長（広浜喜一郎君） 総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君） 突発的な事故は毎年1件から2件、死亡牛ということで発生はしております。

以上です。

○議長（広浜喜一郎君） ほかに質疑はありませんか。5番、名越多喜子さん。

○5番（名越多喜子さん） 同ページ、21ページの堆肥センター運営についてということで200万円が計上されているんですけども、これで、今の堆肥の需要と供給関係というのか、そういうのはどうなっていますかということと、今後もまた原材料というのは必要になってくると思いますけど、その対策等について、ちょっと教えてください。

○議長（広浜喜一郎君） 総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君） 堆肥センター運営費の原材料ですが、200万円ということで予算計上してあります。

内容等については、本年度、堆肥の増産ということで、計画では2,117トンという計画を立てております。これは、施設を造るときに当初計画ということですが。本年度はこれを上回る3,000トンを生産して供給していこうということで、1.5倍の量を増やしていくと。それに対して、原材料について200万円計上しているところですが、大体、原料関係、牛ふんを集めて堆肥になるのは2分の1、50%歩留まりということになっていきますので、水分、発酵調整をしていくということで、原材料6,000トンということで目標を立てて、今、頑張っているところでありますので、その分の牛ふん購入、あと、水分調整代購入ということで200万円の計上であります。

以上です。

○議長（広浜喜一郎君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。8番、小園實重君。

○8番（小園實重君） 20ページの備品購入費、液体急速冷凍機650万円の補正、増額であります。昨日の一般質問の答弁の中で、町長から急速冷凍のことについて答

弁がなされた部分もありましたが、具体的に、どんなものを利用していくのか、具体的な使用活用方法、対象作物、加えて、その効果について図ろうとするものか説明願います。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） お答えをいたします。

昨日の一般質問の中でもお答えをいたしました。今日の新聞にも出ていると思います。この急速冷結機というものは、今現在、町内では西之の島バナナを作っている方が、自分でこれの小型のやつを入れております。バナナも品質がすぐ落ちますので、これで冷凍をして、そのままの状態、昨日言ったように、東京のほうでもこれのアイスを作ったり、そういう商品開発を進めております。

実際に冷凍のものも東京に送ったり、いろいろしてございまして、森山事務所のほうでも、先生方にも召し上がっていただきましたが、品質が全然落ちない、そういう品物です。通常の冷凍ですと、時間をかけて冷凍をします。絶対に品質が落ちてきて、長くそのまま保存をしておいても使い物にならん状態になります。

この瞬間冷結機、凍結機ですか、私なんかは瞬間冷凍と言いますが、全国各地で一番入れられているのが漁協関係の、そういう海産物について入れているようです。実際に有名な寿司店とか、そういうのもいろいろ実験をされているみたいですが、にぎり寿司なんかを、そのままこの凍結機で冷凍しますと、これをまた解凍をしても、にぎったときの状態でいただけるという、そういうものでありますから、農産物も、私どもの町では園芸振興のほうでも、オクラであったり、そしてまた、スナックエンドウも作っている方がおりますけれども、これが収穫のときは皆さん一緒にずっとなりますので、一度に出てきて、それでまた金額も落ちる状態であるということで、こういったものにも、いろんな使い方ができるんじゃないかということ、これはまたちょっと試験もしてみたいと思いますけれども。

それで、販売をする量、そういう調整ができれば、また、物がなくなったときなんか、それを通年で使うことができるのではないかと、いうふうに思っています。それでまた、いろんな使い方があるだろうと思いますが、私どもの町では、時期によってはタケノコも出てきますけれども、これは非常に傷みが早いですから、こういう物に活用をして、うまくいけば冷凍の状態、劣化しない状態のまま、それをまたいろんなところに届けることもできるのではないかと、いう、そういう思いがあって、今回、12月補正でしたけれども、来年度、また補正で組むということになりますと、納期が年度末になったりしますので、実際、それを今度は活用するのが6年度になってくるのではないかと、いう思いがありました。そこで、いろいろ、そういう試験的なものも含めて、私としては、確認をさせていただいたところ、

今年度内の納入可能ということでありましたので、これを補正をさせていただいて、納入をして、まずは特産品開発センターの移転、そういうものもありますので、最終的にはそちらのほうに配置ができてというふうにつながっていけばいいんじゃないかという、そういう思いであります。

ちょっとまた、これからどういったものに一番活用するのが有効かということは考えていかなければなりませんけれども、これの仕組みは、西之の方が使っているものの大型のやつでありまして、そういうイメージを持っていただければありがたいというふうに思います。

○議長（広浜喜一郎君） 8番、小園實重君。

○8番（小園實重君） まず初めに、私は冷凍機と間違えましたが、冷結機に訂正いたします。

質疑は、この大型の冷結機の容量自体は何リットルというのか。リットルなのか、お尋ねをします。

今、町長から本年度内に納入が可能ということが確認できた旨の答弁がありましたが、具体的には、調達は今年度のいつに見込められているのか詳細を尋ねます。

○議長（広浜喜一郎君） 総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君） 液体急速冷結機ではありますが、一応、ここに詳細の分になるんですが、本体と冷凍冷結機の部分です。型式等については220Wということで、容量関係については150から220リットルという形ではなると思うんですけども、ちょっと幅があって、125から220リットル、場所を変えれば容量が倍になるとかいう形になっていますので、基本的には150から220リットルという容量になります。あと、様式を変えれば、それが倍になるような形の説明もありますので、ここについては、今、基本にしている大体220リットルというところで考えております。

納入時期につきましては、このあと議会終了後、指名委員会等を開催してもらいまして、本年度3月までには購入ということで、この冷結機については、特許等も取られているところでもありますので、早急に対策を取って購入を、令和5年3月までに納入ができるような形で、今、計画しているところです。

以上です。

○議長（広浜喜一郎君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。5番、名越多喜子さん。

○5番（名越多喜子さん） すみません。今の冷結機のことですけれども、急速冷凍をして、そのあとの保管というのは、例えばそれは自分たちでやるということになるんですか。保管場所等もちょうんと設置するということですか。内容がちょっと分からないので教えてください。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） これは、液体急速冷結機というのが正式名称らしいです。リキッドフリーザーシステムということで、マイナス30度の液体、アルコールで凍結をするようになっています。要するに、これをまたそれぞれの皆さんがどういう形で御利用していただくかは、今後、検討をしていかなければなりませんけれども、その利用状況に応じて、また、町がいろんな方の品物をそのまま、今度は冷凍庫で準備をするというのは、非常にそれはまた難しいので、今後、いろんな農家さんやら、利用される方の意見を聞きながら、どういう形がいいのかというふうことは検討しなければならぬと思っています。

ただ、まずはこれを実際に使ってみて、やってみたいということで、今、トンミー市場のほうでもいろんなものが出てきますけれども、そこら辺で活用できるのか、そことの連携をどうしたほうがいいのか、そういうことは今後詰めていきたいというふうなことで、そうすると、当然、そこに出される方とか、今度はそこに入れる冷凍庫の問題だったり、いろんなものが出てくるんだろうというふうに思いますので、まずは、一気にこれを購入したからパツというふうにはいかないと思いますけれども、それを皆さんと協力を得ながら試験をしてみたいというふうに思っています。

○議長（広浜喜一郎君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。1番、濱田一徳君。

○1番（濱田一徳君） 今の急速冷結機の関係ですけれども、どこに設置をする予定なのか。それと、今、説明を受けたところでは、大体200リットル以下ということであれば、そんなに大きなものじゃないですね。今後、またこれが、私は今の説明を聞いたときは非常にいい品物かというふうに感じております。農産物なんかの保存にも適しているのかと考えておりますけれども、ただ、容量的にちょっと小さいような気もして、これを、もし今後良かと、それなら増やそうかという場合に、また当然予算を組んで請求をすると思うですけれども、2台目、3台目を購入するときに、やっぱり町民の税金を使うわけですから、言い値じゃなくて値引き交渉もしてもらいたいというふうに考えております。

まずは、どこに設置する予定なのか。それと、今後、2台目、3台目、これを状況によっては購入予定があるのかどうか、そこだけ教えてください。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） まだ具体的な場所を決定をしているわけではありません。一番いいのは、特産品開発センターを併せてそこで利用できるような状況がいいのではないかという話ですけれども、これはヘリポートの関係で、特産品開発センターの

ほうも移転をする、そういう方向での話になっておりますから、最終的にはそちらのほうに設置をしたいと思いますが、今回、購入をして、まずはそういう試験的なことを行うということで、仮置き場所を、現在、内部で検討をしていただいているところでありまして、皆さんから出ている御意見は、やっぱりトンミー市場の近くがいいかという話がありますけれども、実際、今ある場所では、高校の跡地のほうぐらいしかありませんので、その中で、今、食改さんやいろいろ使っているところもありますけれども、そこを一部スペースを取れるところもあるようだということで、これはまだちょっと、今、検討をしている段階でありまして、納入されるまでに場所をしっかりと決定をして、まずは仮置きをして、そこで取り扱うというようなことを、今、検討しているところであります。

これが、容量は、西之の方が入れたやつについては、個人でやられる小さいタイプのやつです。今回入れるのは、これが一番大きいやつで、私なんかはここに計上させていただいていると思いますけれども、ただ、そんなに大きなものではないという私も感触を持っていますが、実際に見てみて、使ったときにどれぐらいの、これで十分足りるものなのかどうかというのは今のところ分かりませんので、皆さんの利用状況、そしてまた、とても1台では間に合わない状況であれば、これはまたちょっと増やしていくことも検討しなければならないような状況になるかもしれないとは思っていますけれども、まずは1台、これを購入いたしまして、そういうもので試験をやってみたいというふうに思います。

○議長（広浜喜一郎君） ほかに質疑はありませんか。2番、福島照男君。

○2番（福島照男君） 同じ20ページ、農業費です。今回、さとうきびの支援金ということで3,000万円の補助金を組んでおります。収穫、刈り取りで、トン当たり1,000円、約3,000トンと、これは本年度は緊急支援金という形になるんでしょうが、次年度以降もこの形は継続していくのか、それとも、次年度については別の対応を考えておるのか。

単純に10アール当たり6トンですと6,000円の農家負担が出てくるわけで、ますます農家のきび経営が大変厳しくなると。解決策も同時に、次年度に向けては検討する必要があるかと思っています。対策としては2つしかなくて、1つは政府にきび価格の値上げを実現してもらおう、もう一つは、増量で賄おうと、この2つしか方法はないわけで、仮にトン6,000円上げようと思えば、単純に10アール当たり300キロの増収をしなければ農家はマイナス分が必ず発生するという状況になるわけです。刈り取り業者に来年度以降は1,000円下げるのかということ、そうはならないでしょうから、農家はこれからずっとトン1,000円の負担を背負っていかなければならないわけですから、ここの対策をやっぱり、今年、トン1,000円をしたとしても、次

年度以降の対策をしっかりと打っていかないと、農家としては悲鳴を上げますので、そこら辺の対応策をどういうふうに考えておられるのか教えていただけますか。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） まずは離脱をいたしましたので、一番の原因になりましたのは、刈り取りをやっていただけるハーベスターの利用組合の皆さん方も、これだけさとうきびの作付面積も逆に、今、増えてきている状況の中で、そしてまた、この組合の方々も後継者がなかなかいないという、そういう理由があって、いろいろ御意見がこれまで出てきたところです。

実際に、この刈り取りの方々も、燃油高騰であったり、こういう状況の中においても、一切、これまで刈り取りの手数料とか、そういったものについては値上げもしてきておりませんで、やればやるだけ赤字になるんだという、そういう事情でありました。そして、これから増えてきた面積の刈り取りを対応できないというのがこれまで議論されたところであって、最終的に農業公社のほうでそれが対応できるかということ、できないということなんです。それで離脱をしたわけですがけれども、私どもは、この利用組合と、それから、若手が今度新しく受託をするという、そしてまた、きびを始めた若者もおります。そしてまた、そういう若者もしっかり育てながら、そしてまた、受託もやっていただけるような環境にしないといけないということと、それから、一部、これまでの農業公社と一緒にやれていなかった人もおりますので、南種子町の農業振興のためには、みんなが1つでタッグを組んでそれに進まないといけないということから、こういうことに至りました。

そういうことで、今回は、なかなか現状のままで値上げというのは難しいですから、刈り取り、農家の皆さん、そしてまた、組合の皆さんからもいろいろ要望がありましたので、特に組合の皆さんからはいろんなお話を調整させていただいて、トン当たり1,000円の値上げにしたところであります。それを農家の皆さんにそのまま負担を強いるわけにまいりませんので、今年度については、それぞれの農家の方々にトン当たり1,000円、町のほうから支援をするという、今回提案しているのはそういうことであります。

議員が言われるように、次年度以降、また対策は必要でありますけれども、今のトン当たり1,000円の助成については今年度限りということで、一応、組み立てはしております。次年度から、農家の皆さんがやっぱり大変になるでしょうけど、それもいろいろ、今、話が聞こえてきておりますから、ここについては、十分、今後また意見を聞きながら、どういう対応をしたほうがいいのかというのは議論をさせていただきたいと思います。

ただ、低単収のところであったり、組合の皆さんが刈り取りを非常に嫌う場所が

あります。圃場が、道も悪かったり、小さかったり、そういうところがあって、そういうところを今回は調整をさせていただいて、みんなで何とか協力してやってくれということで、それは今回はできましたけれども、今、有機農業の取組をしておりますが、将来に向けて、そういうところに推進ができないかということで、それをちょっと進めているところであります。現在の国の交付金をいただいても2万円ちょっとにしかありません。その金額の倍近い金額での取引もあるような話も、私どももちょっと事情を聞いておりますので、できたら手刈りで、管理も大変でしょうけれども、そういったところの方々に興味を持っていただいているところもかなりありますので、そういうところにはそういうふうなやり方、そして、そこで収益を上げていただく。そしてまた、圃場のいいところについては、現状の新たな組織をしっかりとやっていただいて、みんなでそこがやれるような、そういう組み立てをしたらどうかという思いがあります。

まずは、今年度しっかりと1本のきびも残すことなく、しっかり対応をしていただいて、そしてまた、利用組合の皆さんや、また、農家の皆さんからも御意見をいただきながら、そこをしっかりと考えていきたいというふうに思っているところであります。

○議長（広浜喜一郎君） よろしいですか。2番、福島照男君。

○2番（福島照男君） それはそれで1本の対策としては大いに進めてほしいと思っておりますが、大半の農家がそういうふうにはならないということは、次年度以降は、トン、10アール当たり6,000円の経費がますます上積みをされてきて、農家収益は完全にマイナスになっていく状態が発生しているわけです。

一番考えられるのは、やっぱり畑の地力を上げて、単純に300キロ増やすというところに傾注していくほうが現実的かと思っているんです。私が考えるには、今の堆肥センターのトン9,000円の高い堆肥を2トン入れて栽培させるよりも、もっと安くいい原料、800円そこそこの原料堆肥、さっき農政課長から50%になるということですから、半分になっても1,600円。トン9,000円の堆肥を2トン入れるよりも、もっと安い堆肥を作って3トンの堆肥を入れるというふうな方向転換、方向転換まではいかないですけど、そういう試作もやりながら、優良堆肥がきびに2トン入れてどれだけ効果があるのか、通常の堆肥を、完熟堆肥を作って3トンまたは4トン入れたほうが収量が上がるんじゃないかというふうに私は思っているんですが、そういう試作も、試験もやりながら、農家のほうのことをかんがえていくというふうなことを、私は今年から、刈り取りが始まったあとは植付けが始まりますから、そういう対策も私は取るべきではないのかというふうに思っているんですけど、そこら辺の取り組みについてはどうお考えですか。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 具体的な、そこら辺の専門的なことについては、農政課長のほうでも、農政の内部において、いろいろ検討はされていると思いますから、あともって説明をさせようと思いますが、実際、今の段階でやれることはきっちりやってまいりたいと思います。

そしてまた、先ほど議員からもありましたが、交付金を上げていただく話も出ましたけれども、これは奄美大島あたりでも、それぞれの町村長が要望するような、しなければいけないような話がありまして、この前、鹿児島の方で、地域経済委員会の中で、県の農政課長も来られていたので、そのこともお話をしました。しかし、今の日本の仕組みの中で、海外との、砂糖に関しては、甘味資源の調整がいろいろあるようであります。実際のところ、これまで交付金もずっと変わらない状況であります。これが上がるということはまずないという話でありました。ですから、要望、そのときに来ていたのは大和村の村長さんでしたけれども、実際、大和村は発祥の地ですけれども、さとうきびは作っていないらしいです。ほかの町村長にもそれを言わんといかんという話をされていましたが、国としては、こういう要望を上げたところで交付金は上がらないという話ですので、それを頭の中に置いた中で、今後、どういう対策をしていくかということは、私は考えないといけないというふうに思っているところであります。

○議長（広浜喜一郎君） よろしいですか。総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君） 堆肥活用による土づくり対策であります。今、言われているように、さとうきびのハーベスター収穫については、町内97%がハーベスターの収穫によって、今現在、収穫をしております。ここのさとうきびの収穫料金の引き上げに伴う単収対策、いかに単収を引き上げていくかということで堆肥の関係ですが、これまでも堆肥の投入の試験等は数々されております。直近でも、ここ5年間の中でも10アール当たりの堆肥投入量と試験関係を含めて、県と島内の中でも試験をして、2トン、それよりも倍の4トン、それぞれ効果はあります。ですが、その中の試算をして、経済性を含めて、どれだけ生産費を抑えていくかという部分もあります。

今現在、さとうきびですと、10アール当たり2トン、2,000キログラムを投入していくということであって、ここを安い原料の、畜産農家から原料代、トン当たり800円ということで購入をしておりますが、今までは畜産農家もマニアスプレッダーとか、トラクターのけん引式の散布機を活用して、地域の近くの農家の方に散布をしておりましたが、畜産農家についても、牛の管理自体に十分対応したいということで、地域の堆肥の購入については、町の堆肥センターとか、農協の堆肥セン

ターから活用した流れになってきております。

機械整備についても、マニアの整備が少しずつ減ってきているということで、散布機自体が主幹農家の所有台数が減ってきているような状況であります。

価格についてですが、今現在でも、ここ2年間の試験の中で、直接発酵していない未完熟堆肥の投入ということで、いろいろ試作もしております。実際は酪農家、本町では一経営体しかおりませんが、酪農のふん尿処理関係、あと、堆肥の処理ということで困っているということで、島内全体の試験をした形ですが、やはり未発酵ですから、発酵する期間を十分に取る、春先に植えるもんでしたら、その半年前の秋口に作物が空いたときに散布をすとか工夫をしていかないといけない部分と、直接未完熟の分を畑に投入していきますと、塩盤ということで、土の土壌の層の中に塩基類の集積ということで、飲料水関係とか、いろいろ問題も出てきますので、そこら辺で、こちらとすれば完熟堆肥を町の堆肥センターから供給していくということで、価格について、今現在、トン当たり9,000円、散布を町内にしたときに1,000円で1万円で供給しております。

少しでも安価な体制ということになっていきますと、利用料をいかに増やしていくかと、生産コストを下げっていくということで、堆肥センターの健全経営を任せられたかになりますので、一生懸命頑張っていきたいと思っております。

ちょっと長くなりましたが、以上です。

○議長（広浜喜一郎君） よろしいですか。2番、福島照男君。

○2番（福島照男君） 3回目ですので最後になるんですが、今作っている堆肥センターの堆肥は、私は非常に品質もいいし、園芸には非常にいい堆肥だと思っています。私も使わせてもらっています。

ただ、あれだけ良質な堆肥がさとうきびに必要なのかという思いもあって質問なんです。あの良質の堆肥9,000円を2トンまくよりも、もうちょっとレベルを下げた、もちろん完熟発酵をさせたら野積みにして、3回ぐらい切り返せば、当然、完熟堆肥はできてきますから、経費のかからない方法で増産をすれば、なら、トン5,000円ぐらいには当然抑えられるというふうに思うんですが。そういう堆肥を、逆に2トンじゃなくて3トン、4トンとやったほうが、私は収量的に間違いなく上がるというふうに思っているんですが、そういう試験作は、課長、今までやられたことがあるのか、やってなかったら、これからやる予定があるのか、ぜひやってほしいんですが、そこら辺の取り組みについて教えていただけますか。

○議長（広浜喜一郎君） 総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君） 安価な堆肥供給対策ということで、これまでもいろいろ対策をとって、さとうきび農家のほうで説明しますと、特に大規模農家について

は、町の堆肥センターから購入する分と自前で堆肥を製造している方が大部分おります。中身的に、畜産農家でしますと11頭母牛を飼う方については、野ざらしをした堆肥の環境ではそのまま保管ができないということで、法的に縛りが平成11年から始まりまして、屋根かけをしないといけないと、直接雨ざらしができないということでもあります。こちら、今までは各地区のほうに大型農家の設置場所があって、畜産農家がそこに運んで野ざらし状態ですが、野積み状態の場所を設置しておりました。それが法改正に伴って、環境に配慮した、地下水汚染にならないような対策ということで強化が始まりまして、屋根かけ、シートを張るとかいう形になっております。

今言われているような品質的な完熟、未完熟、安価な部分を供給ということは、いろいろ取り組んできておりますが、あと、保管の方法、それぞれ畜産農家が供給した子牛農家、さとうきび農家等が使う場合には、必ずシートをかけてください、ハエの対策とか、病害虫関係の周りに影響とかいうことで、環境に配慮した対策が出てきております。

今言われるような形の堆肥のランクを下げた対策についても、試験はいろいろ出ております。効果的なことと、あと、作物に害が出ないような対策ということで、栽培のマニュアル等もできていますので、そういったものを参考にしながら活用させていくということでもあります。

以上です。

○議長（広浜喜一郎君） ほかに質疑はありませんか。

○2番（福島照男君） 2トンから3トンへしたときの増量対策の答弁ができていませんが。増量試験結果。

○総合農政課長（羽生幸一君） 質を下げた量をした分ですが、ここについては、3年前に県が発表したやつの島内の酪農家の未発酵の堆肥というか、有機物の施用ということで、そこで出たデータはあります。それを参考にして、上限幾らまで要ればいいということが出てあって、それで、酪農が使われる敷料とか、尿の含有量が出て、大体2トンから10トンの間と。10トン以上を入れますと、尿が入っておけば、そこに塩基集積という形が、害が出るとかということで、作物に対する影響度、あと、土壌に対する影響度を含めてデータは取りまとめをして、それを各振興会とか、役員のほうには配布をしたりとか、指導をしているような状況です。

以上です。

○議長（広浜喜一郎君） ほかにありませんか。

○2番（福島照男君） まだ全然答弁ができていないです。2トンから3トン入れた堆肥を試験をする予定があるのか、ないのか、取組はどうなっているかという答弁を

全く聞いていないです。

○議長（広浜喜一郎君） 総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君） 今言いました2トンから10トンということで、県が示した試験データ等がありますから、そういうような形を参考にしてもらおうということで、2トンから3トンというのは、こちらのほうでは試験をするというよりも県のほうを参考にさせてもらった試験対策ということの結果を活用していくということになります。

○議長（広浜喜一郎君） ほかにありませんか。5番、名越多喜子さん。

○5番（名越多喜子さん） 22ページ、目19の農業次世代人材投資事業と、それから、その下の農業法人経営強化推進事業ということでマイナスの補正になっているんですけども、これの推進状況と今後について、ちょっと説明をお願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） 総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君） 農業支援対策費の中の農業次世代人材投資事業であります。ここについては、今、国の事業を活用させてもらいまして支給をしております。ですが、今年度、終了予定の方、終了をする方について、下半期分の2名分と支給開始をされる方が当初から支給をする予定でしたが、その分が後期からということで、10月からになっておりますので、その分ということで、3名分を含めて減額ということになります。

それと、農業法人の経営強化推進事業であります。ここにつきましては、将来にわたって担い手の育成ということで、若手農家、経営形態、個人経営じゃなくて、経営形態育成をしていこうということで、町の部分で対応する事業になります。この内容等については、社会保険料等を雇用をしていく場合に支払いをしなければいけないということで、事業主負担分を軽減するというので、月に約3万5,000円程度ですが、その活用ということで、今年度、5法人を計画しておりましたが、3法人が計画ということで、2法人が申込みが完了したところであります。ほかの2つの法人については、次年度に送るということでありましたので、こちらの分の減額ということになります。

以上です。

○議長（広浜喜一郎君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 款の7に行きます。款の7商工費、23ページから24ページ、質疑はありませんか。5番、名越多喜子さん。

○5番（名越多喜子さん） 商工振興費のほうですけども、特定経営基盤強化事業というので750万円プラスされているんですけど、ちょっとこの内容を教えてください。

○議長（広浜喜一郎君） 企画課長、稲子秀典君。

○企画課長（稲子秀典君） こちらにつきましては、平成29年度から令和3年度までにおきまして、雇用機会拡充事業というものがございまして、こちらで雇用拡大事業であったり、新規事業を採択して実施した事業者がおりまして、この事業者に対しまして、新型コロナウイルスであったり、エネルギー価格、物価高騰等の影響によりまして、売上高、営業利益等が減少している者に対して補助を行うということでありまして、町内で6事業者がこの事業を活用しておりますので、あとは、この基盤事業について、該当する部分について補助をするということになります。

○議長（広浜喜一郎君） よろしいですか。5番、名越多喜子さん。

○5番（名越多喜子さん） 今の説明では、コロナとか、そういう収入減に対しての補助ということですけども、今後もそういう状況にあれば、随時、これは補助をしていくという事業になるわけですか。

○議長（広浜喜一郎君） 企画課長、稲子秀典君。

○企画課長（稲子秀典君） これにつきましては、事業を、今年、令和4年4月から事業計画を提出した部分において、前々年度または3年前の同月と比較をしまして、5%以上減少をしていた場合にこの申請ができるということで、これについては、雇用拡充ということで1名以上の雇用創出ということで、雇用も維持している部分が条件になるようでございますので、そういったこれまでの状況を見て補助がされるということになっております。

○議長（広浜喜一郎君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 款の8 土木費、24ページから26ページ、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 款の9 消防費、26ページから27ページ、質疑はありませんか。
5番、名越多喜子さん。

○5番（名越多喜子さん） 災害対策費用の中で、戸別の防災無線受信機がマイナス450万円というのが減額されているんですけども、これっていうのは、個々の家庭が、いろいろ話を聞いてみますと、なかなか防災無線が聞こえない、使えないというのが結構出ているんですけども、それを踏まえた上で、これだけの減額になっているわけですか。

○議長（広浜喜一郎君） 総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） お答えしたいと思います。

今回の減額については、逆に債務負担で令和5年度に機械導入ということでありまして、4年度に機械が半導体の関係でなかなか製品が入ってこない、製造がなか

なかされずに、今年度予算では対応できないということになりましたので、にもかかわらず、今年度中に発注をしないと常に後回しということになっていきますので、台風前にはどうにかして改善策を取りたいというところで、今回、債務負担のほうに上げさせていただいて、これを減額させたということになりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 款の10教育費、28ページから33ページ、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 款の11災害復旧費、33ページ、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 款の12公債費、33ページ、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 款の13諸支出金、33ページから34ページ、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 次に、歳入、款の1町税から款の21町債まで、一括して質疑はありませんか。9番、塩釜俊朗君。

○9番（塩釜俊朗君） 4ページの防衛施設周辺整備事業国庫補助金でありますけども、本町にとってはこういうふうな交付金が入るということは非常にありがたいことでありまして、650万円が今回の配分額ということになりますかどうか、そのところと、併せて本町には9,100万円程度が再編交付金として入るというふうな情報があるわけでありまして、この650万円というのは、その使途が明確になったのでこの配分額が出たのかどうか。それから、今後、ほかの市町においては、基金として積み立てていくと、そういうふうな話も聞くわけでありまして、本町としては、今後、この再編交付金についての使途については、どういうふうな方向を示していくのかどうか、そのことが分かればお聞きしたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 昨日も申し上げましたけれども、今年度については、それぞれ1市2町、額が示されましたけれども、これを年度内に執行をしなければ交付をされないわけでありまして、それが初年度、こういう後半の段階でありますから、防衛省のほうとしても基金積み立てのほうは認めていただいているということだと思います。

今回は、この650万円、年度内にこれを購入するというので、これも防衛省の

ほうとやり取りをさせていただきましたけれども、今、決定いただいている9,100万円の中の、これは今年度で事業執行させていただきたいということで、残ったものを基金の積み立てを次の3月のほうで、条例提案と合わせてやる方向であります。

使い方については、いろんな御意見も今まで議会の中でもいただいております。そしてまた、町民の皆さんや、今回の分は、一応、積み立てて来年度執行するわけですけれども、その中から一番皆さんが望むもののほうにそれを使っていくという考えであります。

今後、額については、大体3倍まではなりません2倍ちょっとになるようなお話も伺っておりますけれども、それを、それぞれの町が事業計画を立てて、そして、承認を得て、そして、その年度でしっかり事業執行をしていくということで、これは防衛省が示している事業内容が認められなければ対象になりませんから、それをやり取りをして、決定をして、しっかりと事業執行するという形になります。ですから、次の年から決定をいただく額をどんどん通常の基金の様に積み立てて先に持っていくという、そういう話ではないんです。ですから、それぞれの全国の自治体、この交付を受けているところは、事業計画を立てて、しっかりと定められた期間の中で、本当は単年度ですけれども、単年度の中でしっかりとそれを事業執行していくと、そういう仕組みでありますので、しっかりと計画を立てて申請をしてやっていくという、そういう形になると思います。

○議長（広浜喜一郎君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。8番、小園實重君。

○8番（小園實重君） 今、同僚議員から質疑がありましたが、明確にしたいと思えます。

節でいくと、特定防衛施設再編交付金となっておりますが、まさに、先ほど支出のほうで質疑答弁がなされたように、冷結機を導入するための歳入で見込んでいただろうと私は思います。そういう理解で間違いないかどうか、いま一度、確認をいたします。

町長にお願いですが、国内での砂糖、先ほど農家への1,000円の単年度補助が歳出で示されましたが、砂糖の消費が減っていると。甘味資源の作物の対応を、今後、国としても検討しなければというニュースもあります。今後、さとうきびの振興について、バイオ的な原料としての開発とか、そういった面も大いに研究検討が必要なところかと思えます。受け止めて対応いただければありがたいと思えます。

もう1点、出えんの諸収入が計上されておりますが、これは返戻じゃなくて、返戻という書き方がされていませんから、出えんを受けるという中身になっているのでしょうか。離島対策支援事業協力資金出えん130万6,000円。これは財源はどこに

充てられているのか、関連を説明ください。これはページで言えば70ページの諸収入です。雑入です。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 最初の質問にお答えをいたします。

この節の特定防衛施設再編交付金ですけれども、これは議員がおっしゃるとおり、急速冷結機のほうにこれを充当して購入をするということです。このことについて、もう防衛省とやり取りをさせていただいて、これについては対象になるということですので、そのようにさせていただきたいというふうに思います。

さとうきびのことについては、国のほうに私どももいろいろなことを、要望をこれからも、農水大臣も野村先生になっておりますし、森山先生にも、それはいろいろ、また話をつなぎながら御相談してまいりたいと思いますけれども、農水省から来ている県の課長さんの話では先ほどのような話もございまして、中身がなかなか、それぞれの自治体にも通じてないような部分もあるんだろうというふうに感じておりますので、そこはちょっとまたこれからも情報収集をしながら、それぞれの関係自治体、同じ悩みでありますので、そういうことも意見交換をしながらしっかりと対応していきたいというふうに思います。

後段の質問については、ちょっと保健福祉課長のほうから答弁をいたします。

○議長（広浜喜一郎君） 保健福祉課長、濱田広文君。

○保健福祉課長（濱田広文君） 離島対策支援事業協力資金出えん130万6,000円ですけれども、ここの部分については、18ページ、一番下の段に補助金の項目の中で、離島対策事業協力出えん金補助ということでもありますけれども、この中身は、島内から廃車になった車を鹿児島県、本土のほうに送る輸送費の補助に使っているところです。そういう資金になりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 次に、第2表、債務負担行為補正、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 次に、第3表、地方債補正、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 次に、全般にわたり質疑はありませんか。2番、福島照男君。

○2番（福島照男君） 支出の項目の衛生費で、福祉センターのトイレ改修費が全然出てきてないわけです。前回もちろっと説明がありまして、検討中だというような答弁もいただいたわけですが、現状の進捗状況についてお教えいただけますか。

○議長（広浜喜一郎君） 保健福祉課長、濱田広文君。

○保健福祉課長（濱田広文君） 福祉センターのトイレのことでいいですか。

あそこのトイレについては、単独浄化槽が300人槽があるわけですが、ここがちょっと現在使えない状況になりまして使用を止めているところですが、今のところ、次年度で、令和5年度で県の補助をもらいながら合併浄化槽を作るということで計画を進めているところです。

以上です。

○議長（広浜喜一郎君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第53号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第53号令和4年度南種子町一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。再開を11時25分とします。

—————・—————
休憩 午前11時15分

再開 午前11時24分
—————・—————

○議長（広浜喜一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2 議案第54号 令和4年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
(第3号)

○議長（広浜喜一郎君） 日程第2、議案第54号令和4年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長、濱田広文君。

○保健福祉課長（濱田広文君） 議案第54号令和4年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

それでは、1枚目をお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額に歳入歳出それぞれ229万4,000円を追加し、予算の総

額を9億225万7,000円とするものでございます。

第1表、歳入歳出予算補正につきましては、省略させていただきます。

事項別明細書で主なものについて御説明いたします。

歳入の3ページをお願いいたします。

款の1国民健康保険税については、被保険者の異動に伴う更正により38万円増額するものです。

款の6県支出金につきましては、保険給付費等交付金の普通交付金の減額、特別調整交付金の保険者努力支援交付金の減額及び特別調整交付金の増額、合わせて265万4,000円を増額するものです。

款の10繰入金でございますが、保険基盤安定繰入金、軽減分・支援分を合わせて40万6,000円の増額、未就学児均等割保険料繰入金21万1,000円の減額、職員給与費等繰入金52万6,000円の減額、財政安定化支援事業繰入金39万7,000円の減額、その他一般会計繰入金9万円の減額で、繰入金総額で81万8,000円減額するものでございます。

款の12諸収入については、預金利子1,000円の増額と雑入の一部負担金返納金の8,000円の増額、第三者行為事故損害賠償金6万9,000円増額するものです。

次に、歳出5ページをお願いいたします。

款の1総務費については、項の1総務管理費は、共済組合負担金の増額、普通旅費の減額が主なもので4万9,000円の減額、項の2徴税费では、普通旅費の減額が主なもので30万9,000円の減額、項の3運営協議会費では、委員報酬4万3,000円の減額であります。

款の2保険給付費については、項の5葬祭費10万円、項の6傷病手当金4万5,000円をそれぞれ増額補正するものです。

款の6保健事業費については、項の1保健事業費、項の2特定健康診査等事業費について、実績見込みによりそれぞれ減額するものです。

款の9諸支出金につきましては、項の1償還金及び還付加算金については過年度還付金12万4,000円増額するものです。

項の3繰出金は、直営診療施設勘定繰出で275万円増額するものです。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。

質疑は全般にわたって行います。質疑はありませんか。8番、小園實重君。

○8番（小園實重君） 1点だけお尋ねします。歳入3ページです。節の3介護納付金分の現年課税分の29万5,000円の増額であります。この詳細は被保険者の増によるものか、または税の介護納付金の収納率のアップによるものなのか、お示しく

さい。

○議長（広浜喜一郎君） 保健福祉課長、濱田広文君。

○保健福祉課長（濱田広文君） この保険税の介護納付金分の現年分、一概にこれということはここで説明できないわけですが、保険者の異動、死亡だったり、転入・転出、それから税の申告の更正といいますが、いろいろ要素がありますので、これといったことは言えませんけれども、そういった異動に伴った部分で総計的にはそういう数値になっているということで御理解いただきたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。2番、福島照男君。

○2番（福島照男君） 7ページ、直営診療施設勘定繰出金という項目ですが、中身がちょっとよく分かりません。すみません、教えていただけますか。

○議長（広浜喜一郎君） 保健福祉課長、濱田広文君。

○保健福祉課長（濱田広文君） 諸支出金の直営診療施設勘定繰出金275万円についてですけれども、これについては県の補助事業がありまして、医療機器を購入するときに3分の1補助金があるんですけれども、これの申請をしていたところです。交付申請額は300万7,000円としてあったんですが、県からの決定額が275万円ということで、これを県から受け入れて公立種子島病院のほうに支出するところです。

以上です。

○議長（広浜喜一郎君） よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第54号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第54号令和4年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第55号 令和4年度南種子町介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（広浜喜一郎君） 日程第3、議案第55号令和4年度南種子町介護保険特別会計

補正予算（第3号）を議題とします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長、濱田広文君。

○保健福祉課長（濱田広文君） 議案第55号令和4年度南種子町介護保険特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

1枚目をお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額に歳入歳出それぞれ529万9,000円を追加し、予算の総額を7億3,909万7,000円とするものです。

第1表、歳入歳出予算補正については、省略させていただきます。

それでは、事項別明細書で主なものについて御説明いたします。

歳入の3ページをお願いいたします。

款の4国庫支出金、款の5支払基金交付金、款の6県支出金につきましては、保険給付費及び地域支援事業費の補正に基づき、それぞれの負担割合によって補正するものでございます。

款の10繰入金金は、職員給与費等の増額に伴うもの、介護給付費及び地域支援事業費の補正に基づき、それぞれの負担割合によって補正するものです。

介護保険基金繰入金につきましては、歳入歳出の差額2万円を基金から繰り入れるものです。

5ページをお願いいたします。

款の13諸収入については、預金利子1,000円と雇用保険料2,000円を増額するものです。

次に、歳出6ページをお願いいたします。

歳出、款の1総務費につきましては、職員の給料や手当等が主なもので41万7,000円増額するものです。

款の2保険給付費につきましては、今年度のこれまでの実績により今後の所要額を算出し、それぞれの補正を行うものです。

項の1介護サービス等諸費の施設介護サービス給付費で443万6,000円増額補正するものです。

項の5地域支援事業費につきましては、今後の所要額を見込み、項の4介護予防・生活支援サービス事業費で31万3,000円の増額、項の5一般介護予防事業費で1,000円の増額、項の7包括的支援事業及び任意事業で13万2,000円増額するものです。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。

質疑は全般にわたって行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第55号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第55号令和4年度南種子町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第56号 令和4年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正予算
（第3号）

○議長（広浜喜一郎君） 日程第4、議案第56号令和4年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長、濱田広文君。

○保健福祉課長（濱田広文君） 議案第56号令和4年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

1枚目をお願いします。

今回の補正は、予算の総額から歳入歳出それぞれ205万3,000円を減額し、予算の総額を9,316万7,000円とするものでございます。

第1表、歳入歳出予算補正につきましては、省略させていただきます。

それでは、事項別明細書で主なものについて御説明いたします。

歳入の3ページをお願いいたします。

款の4繰入金ですが、事務費等繰入金30万5,000円の減額と保険基盤安定繰入金174万8,000円減額するものです。

次に、歳出4ページをお願いいたします。

款の1総務費については、旅費・需用費の消耗品費及び印刷製本費・役務費の通信運搬費の実績見込みにより18万4,000円減額するものです。

款の2後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、保険基盤安定負担金の納付金決定により174万8,000円減額するものです。

款の3保健事業費につきましては、健康診査費及び長寿健康増進事業費の実績見込みにより12万1,000円減額するものです。

以上、説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。

質疑は全般にわたって行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第56号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第56号令和4年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第57号 令和4年度南種子町水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（広浜喜一郎君） 日程第5、議案第57号令和4年度南種子町水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

当局の説明を求めます。水道課長、向江武司君。

○水道課長（向江武司君） 議案第57号令和4年度南種子町水道事業会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

予算書1ページをお開きください。

第2条は、令和4年度南種子町水道事業会計予算、第3条に定めた収益的収入及び支出の既決予定額を補正するもので、支出の第2款水道事業費用、第1項営業費用を323万7,000円増額し、2億4,925万3,000円とするものでございます。

第3条は、資本的収入及び支出の既決予定額を補正するもので、収入の第3款資本的収入、第1項企業債を700万円の減額、第5項工事負担金を528万5,000円減額、合わせて1,228万5,000円減額し、1億3,410万9,000円、支出の第4款資本的支出、第1項建設改良費を1,610万円減額し、2億1,262万円とするものでございます。

予算第4条、本文括弧書き中、「資本的収入額が資本的支出に対し不足する額8,232万6,000円は、当年度損益勘定留保資金7,655万2,000円、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額577万4,000円」を「資本的収入額が資本的支出に対し不足する額7,851万1,000円は、当年度損益勘定留保資金6,848万3,000円、当年度消費税及び地方消費税、資本的収支調整額1,002万8,000円」に改め、補填するものです。

2ページをお開きください。

第4条は、企業債について、予算第5条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法について改めるものでございます。

第5条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございまして、予算第8条に定めた経費の金額を改めるもので、職員給与費を4万7,000円減額し、3,553万9,000円に改めるものでございます。

3ページについては、お目通しをお願いいたします。

4ページをお開きください。

予算事項別明細書について御説明いたします。

まず、収益的支出です。

款の2水道事業費用、項の1営業費用を323万7,000円増額するものでございます。内容につきましては、目の1原水及び浄水費を170万円増額するもので、水源地及び浄水場の取水設備等動力費の増額となります。

目の2配水及び給水費を150万円増額するもので、漏水工事業務委託が主なものです。

目の4総係費については3万7,000円増額するもので、手当、法定福利費（共済負担金）、修繕費の増額及び賞与引当金繰入額負担金を減額するものでございます。

次に、款の3資本的収入です。

項の1企業債、目の1建設改良企業債については700万円減額するものでございます。

項の5、目の1工事負担金を528万5,000円減額するもので、県道荃永上中線配水管移転補償費でございます。

5ページをお開きください。

款の4資本的支出です。

項の1建設改良費、目の1施設改良費を1,610万円減額するものでございます。

内容につきましては、施設改良費の事務費となる旅費、備用品費、燃料費、工事請負費を減額するもので、主に工事請負費であります。鹿児島県が実施している県道荃永上中線竹崎工区の道路改良工事に伴い、支障となる配水管移設工事及び老朽管布設替工事を計画しておりましたが、改良工事の進捗が遅れており、配水管布設箇所計画までの改良、掘削工事の今年度中の完了が見込めず、配水管布設もできない状況であるとのことで次年度への実施となったことから、今回、工事請負費、また、これに伴う款の3資本的収入の建設改良企業債及び工事負担金の配水管移設補償費の減額となったものでございます。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。

質疑は全般にわたって行います。質疑はありませんか。8番、小園實重君。

○8番（小園實重君） 水道課長、勉強が足りませんで。すいませんが、教えてください。公営企業法に値する本町の水道事業会計は、来年10月1日から導入・施行されるインボイス制度の適用は除外され、適用外になっているのかどうかです。この点だけ教えてください。

○議長（広浜喜一郎君） 水道課長、向江武司君。

○水道課長（向江武司君） インボイスの関係でございますが、水道事業の料金等々も対象となっております。

以上です。

○議長（広浜喜一郎君） ほかに質疑はありませんか。8番、小園實重君。

○8番（小園實重君） であるとすれば、昨年10月1日から番号を付与していただくための申請が始まっていると思います。その手続は済まされたのか、今後予定されているのか。済んでいなければ、いつ頃申請をするのか説明願います。

○議長（広浜喜一郎君） 水道課長、向江武司君。

○水道課長（向江武司君） 登録のお話であるかと思いますが、現在はまだ登録はしておりません。来年の3月までには登録をするように検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（広浜喜一郎君） 8番、小園實重君。

○8番（小園實重君） はっきり聞き取れなかった部分があります。ごめんなさい。今年度中にするということ Understanding してよろしいですか。

○議長（広浜喜一郎君） 水道課長、向江武司君。

○水道課長（向江武司君） はい。今年度中に登録の検討をするということでございます。登録をするということでございます。（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（広浜喜一郎君） ほかに質疑はありませんか。6番、柳田 博君。

○6番（柳田 博君） 課長にお伺いしたいと思いますが、4ページの原水及び浄水費、24節の動力費なんですけれども、170万円。電気料が上がったということも十分分かるんですけれども、この補正を組んだ内容と、それから節の20修繕費10万円補正を組んでおるようですが、この内容等についてちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） 水道課長、向江武司君。

○水道課長（向江武司君） 原水及び浄水費の取水設備等動力費の170万円でございますが、今言われたように動力費で電気料、発電機等々の燃料の増額ということでございます。

修繕費の公用車修繕費10万円は、今後予想される公用車のタイヤの交換とかとい

うのを見込んでおります。

以上です。

○議長（広浜喜一郎君） よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑はありませんか。2番、福島照男君。

○2番（福島照男君） 4ページ、項の1、目の2配水及び給水費で漏水対策事業150万円を組んでおります。本町の水道事業の有収率は非常に低くて、65%ぐらいしかなくて極端に漏水率が高いわけです。多分1日1,000トンぐらいの水が行方不明になっている状況というのは、令和3年度の決算審査でも出てきているわけですが、この漏水対策をやっぴり年次計画で進めていかないとなかなかできないわけです。今回も補正で150万円組まれています。多分、緊急性のものかなと思うんですが。

それと併せて、やっぴり漏水箇所の発見を早めて漏水対策をやらないと、送っても送っても水がお金にならないという状況がずうっと続いていくわけです。そこら辺の今回のこの150万円の漏水工事の箇所と今後の漏水箇所の発見、この取組について教えていただけますか。

○議長（広浜喜一郎君） 水道課長、向江武司君。

○水道課長（向江武司君） 漏水工事業務委託の150万円を追加ということでございますが、今年度3月までの区間で不足する額を予測して増額するものでございまして、今現在34件の漏水箇所が発生し、修繕をしております。昨年度は45件ほどをしておりますので、あとこれぐらいは出てくるんであろうということで追加でお願いするところでございます。

また、有収率が悪いということで今年度も漏水調査の委託費を組んでおります。まだ発注しておりませんが、1月頃に委託して3月中ぐらいには完成というか、委託終了を目指して、その調査によって新たな発見があれば修繕をしていくというところでございます。

また、老朽管がございしますが、補助事業等も利用しながら今後、計画をしていきたいというふうには思っております。

以上です。

○議長（広浜喜一郎君） よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第57号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第57号令和4年度南種子町水道事業会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

日程第6 同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

- 議長（広浜喜一郎君） 日程第6、同意第1号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。町長、小園裕康君。

- 町長（小園裕康君） 同意第1号について御説明申し上げます。

同意第1号は、固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求めるものでございます。

住所は、南種子町西之2025番地1、氏名は、高田健一郎、昭和33年3月2日生まれでございます。

本件は、令和4年12月31日付で任期満了となるため、引き続き、高田健一郎氏の再任をお願いするものでございます。

適任者と認め、提案いたしますので、御同意方よろしくお願い申し上げます。

- 議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから、同意第1号を採決します。この採決は無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

[議場閉鎖]

- 議長（広浜喜一郎君） ただいまの出席議員数は、議長を除いて8人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、7番、大崎照男君、8番、小園實重君を指名します。

投票用紙を配ります。

[投票用紙配付]

- 議長（広浜喜一郎君） 念のため申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

なお、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第84条の規定によって、同意しないものとみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

[投票箱点検]

○議長（広浜喜一郎君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。

[事務局長点呼・議員投票]

1 番	濱田 一徳議員	2 番	福島 照男議員
3 番	廣濱 正治議員	5 番	名越多喜子議員
6 番	柳田 博議員	7 番	大崎 照男議員
8 番	小園 實重議員	9 番	塩釜 俊朗議員

○議長（広浜喜一郎君） 投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。7番、大崎照男君、8番、小園實重君、開票の立会いをお願いします。

[開票]

○議長（広浜喜一郎君） 開票の結果を報告します。投票総数8票。有効投票8票、無効投票0票。有効投票のうち、賛成8票、反対0票。

以上のおり、賛成が多数です。したがって、同意第1号固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件は、同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

[議場開鎖]

日程第7 同意第2号 教育委員会委員の任命について

○議長（広浜喜一郎君） 日程第7、同意第2号教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） それでは、同意第2号について御説明申し上げます。

同意第2号は、教育委員会委員の任命について同意を求めるものでございます。

住所は、南種子町中之上2562番地、氏名は、野里史代、昭和32年5月10日生まれでございます。

本件は、令和4年12月21日付で前任者が任期満了となるため、後任として、野里史代氏を新たに任命いたしたく、お願いするものでございます。

適任者と認め、提案いたしますので、御同意方よろしくお願い申し上げます。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから、同意第2号を採決します。この採決は無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

[議場閉鎖]

○議長（広浜喜一郎君） ただいまの出席議員数は、議長を除いて8人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、7番、大崎照男君、8番、小園實重君を指名します。

投票用紙を配ります。

[投票用紙配付]

○議長（広浜喜一郎君） 念のため申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

なお、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第84条の規定によって、同意しないものとみなします。

投票用紙の配付漏れはありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

[投票箱点検]

○議長（広浜喜一郎君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。

[事務局長点呼・議員投票]

1 番	濱田 一徳議員	2 番	福島 照男議員
3 番	廣濱 正治議員	5 番	名越多喜子議員
6 番	柳田 博議員	7 番	大崎 照男議員
8 番	小園 實重議員	9 番	塩釜 俊朗議員

○議長（広浜喜一郎君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。7番、大崎照男君、8番、小園實重君、開票の立会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（広浜喜一郎君） 開票の結果を報告します。投票総数8票。有効投票8票、無効投票0票。有効投票のうち、賛成8票、反対0票。

以上のとおり、賛成が多数です。したがって、同意第2号教育委員会委員の任命について同意を求める件は、同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

散 会

○議長（広浜喜一郎君） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

次の本会議は、12月16日午前10時に開きます。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

散 会 午後 0時11分

令和4年第4回南種子町議会定例会

第 3 日

令和4年12月16日

令和4年第4回南種子町議会定例会会議録
令和4年12月16日（金曜日） 午前10時開議

1. 議事日程（第3号）

- 日程第1 提案理由の説明
- 日程第2 議案第58号 南種子町個人情報の保護に関する法律施行条例制定について
- 日程第3 議案第59号 南種子町情報公開・個人情報保護審査会条例制定について
- 日程第4 議案第60号 南種子町情報公開条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第5 議案第61号 南種子町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第6 議案第62号 南種子町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第7 議案第63号 普通財産の無償貸付けについて
- 日程第8 議案第64号 令和4年度南種子町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第9 議案第65号 令和4年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）
- 日程第10 議案第66号 令和4年度南種子町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第11 議案第67号 令和4年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第12 議案第68号 令和4年度南種子町水道事業会計補正予算（第4号）
- 日程第13 委員長報告（総務文教委員会・陳情審査）
- 日程第14 閉会中の継続調査の申し出
- 日程第15 議員派遣
- 閉会の宣告

2. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

3. 出席議員（9名）

- | | | | |
|----|-------|----|---------|
| 1番 | 濱田一徳君 | 2番 | 福島照男君 |
| 3番 | 廣濱正治君 | 5番 | 名越多喜子さん |
| 6番 | 柳田博君 | 7番 | 大崎照男君 |
| 8番 | 小園實重君 | 9番 | 塩釜俊朗君 |

10番 広 浜 喜一郎 君

4. 欠席議員（0名）

5. 出席事務局職員

局 長 園 田 一 浩 君 書 記 山 下 浩一郎 君

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	小 園 裕 康 君	副 町 長	小 脇 隆 則 君
教 育 長	菊 永 俊 郎 君	総務課長兼 選挙管理委員会 事務局 長	羽 生 裕 幸 君
会計管理者 兼会計課長	才 川 いずみ さん	企 画 課 長	稲 子 秀 典 君
保健福祉課長	濱 田 広 文 君	税 務 課 長	西 村 一 広 君
総合農政課長	羽 生 幸 一 君	建 設 課 長	河 野 容 規 君
水 道 課 長	向 江 武 司 君	保 育 園 長	河 野 美 樹 さん
教育委員会管理課長兼 給食センター所長	松 山 砂 夫 君	教 育 委 員 会 社会教育課長	濱 田 伸 一 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	山 田 直 樹 君		

△ 開 会 午前10時00分

開 議

- 議長（広浜喜一郎君） これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元の日程表のとおりであります。
-

日程第1 提案理由の説明

- 議長（広浜喜一郎君） 日程第1、町長から追加議案として提出されました議案第58号から議案第68号の計11件について、提案理由の説明を求めます。町長、小園裕康君。

[小園裕康町長登壇]

- 町長（小園裕康君） それでは、提案理由について御説明を申し上げます。

今期定例会に提案いたしました案件は、条例案件5件、事件案件1件、予算案件5件の計11件でございます。

それでは、条例案件から順次、要約して御説明を申し上げます。

議案第58号は、南種子町個人情報の保護に関する法律施行条例制定についてでございます。デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第50条及び第51条により、個人情報の保護に関する法律が改正をされ、官民の個人情報保護制度が個人情報保護法へ統合されることに伴い、現在の個人情報保護条例による運用から新たな個人情報保護法に基づく運用へ移行させるため、所要の改正を行うものでございます。

議案第59号及び議案第60号は、議案第58号に関連いたしまして、新たな個人情報保護法に基づく運用へ移行させるため、関係条例の整備を行うものでございます。

議案第61号は、南種子町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。令和4年の人事院勧告に基づく月例給の引上げ及び勤勉手当の年間支給月数の引上げについて、国に準じた措置を講ずるため、所要の改正を行うものでございます。

議案第62号は、南種子町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。令和4年の人事院勧告に基づく月例給の引上げについて、国に準じた措置を講ずるため、所要の改正を行うものでございます。

次に、事件案件について御説明申し上げます。

議案第63号は、普通財産の無償貸付けについてでございます。ユーミーファイナンシャル株式会社との南種子町移住定住促進住宅整備事業に関する基本協定に基

づき、ユーミーファイナンシャルが町内6地区に住宅整備を行うため、普通財産を無償で貸し付けるものでございます。

次に、予算案件について御説明申し上げます。

議案第64号は、令和4年度南種子町一般会計補正予算（第8号）でございまして、2,922万8,000円を追加し、総額65億6,718万9,000円とするものでございます。

今回の主な補正内容としましては、歳入については、普通交付税、町有地払下げ収入でございます。

歳出については、議案第61号及び第62号で提案しております南種子町職員の給与等の補正、町有地払下げに伴う町有施設整備事業基金への積立てが主なものでございます。

議案第65号は、令和4年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）でございまして、職員給与等の増額に伴うもので、49万8,000円を追加し、9億275万5,000円とするものでございます。

議案第66号は、令和4年度南種子町介護保険特別会計補正予算（第4号）でございまして、職員給与等の増額に伴うもので、22万1,000円を追加し、7億3,931万8,000円とするものでございます。

議案第67号は、令和4年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第4号）でございまして、職員給与等の増額に伴うもので、7万3,000円を追加し、9,324万円とするものでございます。

議案第68号は、令和4年度南種子町水道事業会計補正予算（第4号）でございまして、職員給与等の増額に伴うもので、事業活動に伴う収益的支出で26万1,000円を追加するものでございます。

以上、議案の説明を終わりますが、各議案の詳細につきましては、議案審議の折に担当課長から説明を申し上げますので、よろしく御審議方お願い申し上げます。

○議長（広浜喜一郎君） これで提案理由の説明を終わります。

日程第2 議案第58号 南種子町個人情報の保護に関する法律施行条例制定について

○議長（広浜喜一郎君） 日程第2、議案第58号南種子町個人情報の保護に関する法律施行条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） 議案第58号について御説明申し上げます。

議案第58号は、南種子町個人情報の保護に関する法律施行条例制定についてでございまして、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

本条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第50条及び第51条により個人情報の保護に関する法律が改正され、官民の個人情報保護制度が個人情報保護法へ統合されることに伴い、現在の個人情報保護条例による運用から新たな個人情報保護法に基づく運用へ移行されるため、所要の改正を行うものでございます。

それでは、条例1ページを御覧ください。

第1条は、趣旨として、個人情報の保護に関する法律の施行に関し必要な事項を定めることを規定しております。

第2条は、定義について、第1項は町の機関として掲げる機関を規定し、第2項は個人情報の保護に関する法律及び法律施行令で使用する用語の例によることを規定しております。

第3条は、開示請求に係る手数料等について、第1項は開示手数料を無料とし、第2項は開示の実費用及び送付費用については実費相当額を徴収することを規定しております。

第4条は、南種子町情報公開・個人情報保護審査会への諮問について専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要であると認めるときは審査会に諮問することができることを規定しております。

次に、附則について御説明いたします。

2ページをお開きください。

附則第1条は、施行期日として、この条例は令和5年4月1日から施行することとしております。

附則第2条は、本条例の新規制定に伴い南種子町個人情報保護条例を廃止することについて規定しております。

附則第3条は、南種子町個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置について、新法の運用の移行方法を明確にするための規定を定めてございます。

3ページをお開きください。

附則第4条は、南種子町債権管理条例の一部改正を行うもので、用語の整理等について所要の改正をするものとしております。

以上で説明を終わります。御審議方、よろしく願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第58号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第58号南種子町個人情報の保護に関する法律施行条例制定については、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第59号 南種子町情報公開・個人情報保護審査会条例制定について

○議長（広浜喜一郎君） 日程第3、議案第59号南種子町情報公開・個人情報保護審査会条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） 議案第59号について御説明申し上げます。

議案第59号は、南種子町情報公開・個人情報保護審査会条例制定についてでございます。地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

本条例は、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、新たな個人情報保護法に基づく運用へ移行させるため、所要の改正を行うものでございます。

それでは、条例1ページを御覧ください。

第1条は、趣旨として、審査会の設置及び組織並びに調査審議の手續等について定めることを規定しております。

第2条は、設置として、情報公開制度における審査請求等について調査審議するため審査会を置くことを規定しております。

第3条は、各号に掲げる用語の意義の定義について規定しております。

第4条は、審査会の調査審議できる所掌事項について規定しております。

次に、2ページをお開きください。

第5条から第8条までは、委員数、委員の任期及び部会の設置等について規定しております。

第9条は、審査会の調査審議はこの条例に定めるところにより実施することとし、第10条から第16条までは審査会が行う調査審議の手續等について規定してございます。

3ページをお開きください。

第17条は、規則への委任について規定してございます。

4ページをお開きください。

第18条は、罰則の適用について規定しております。

次に、附則について御説明申し上げます。

附則第1条は、施行日として、この条例は令和5年4月1日から施行することとし、ただし書として準備行為を行うため、次条第1項の規定は令和5年1月1日から施行することとしております。

附則第2条は、委員の委嘱に関する準備行為について規定しております。

附則第3条は、情報公開条例の改正による旧情報公開審査会の廃止に伴う経過措置について規定してございます。

附則第4条は、旧個人情報保護条例の廃止による旧情報公開・個人情報保護審査会の廃止に伴う経過措置について規定してございます。

以上、説明を終わります。御審議方、よろしく申し上げます。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。2番、福島照男君。

○2番（福島照男君） 部会の設置、第8条のところで、3項目、審査会は、その定めるところにより部会の議決をもって審査会の議決とすることができるというふうになって、部会を設置して、その部会で決まったことが審査会の決議とするというふうな条例内容になっているわけですが。

この審査会の定員は5人以内という明記があります。5人以内の委員の中で部会を設けて、部会の定数は決めていないので、4人、3人、2人でも部会ができるような条文の内容になっているわけですが。仮に3名、2名で部会を結成したときの意見がなった場合は、小数委員による決定が審査会の5人のメンバーの意見が採択されるような内容になるのかなと捉えております。

鹿児島市の審査会、鹿児島県の審査会の条例を見てみますと、部会設置を行うことであるんですが、鹿児島市は、審議内容が量多くなれば市長の権限により4人以内まで増員できると。鹿児島県の場合は、知事の権限により2名以内が増員できるということで、部会設置に向けた事前の対応ができる内容になっているんですが。

本町のこの条例内容は、委員の増員はないままに部会設置ができる内容になっていると。しかも、部会の決定は審査会の決定になっているということになっていて、鹿児島市の場合は、部会は調査審議のみということになっています。県のほうは、部会の審査は審査会に準ずるというふうになっていますが。

本町が委員の増員を前提にせずに、部会を設置して部会の決議が審査会の決議とするという、この制定の提案に至った経緯、その意図を教えてくださいませんか。

○議長（広浜喜一郎君） 総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） 今回の審査会についての委員は、町独自ですというよりも、町村会のほうでまとめて県下統一した委員の人たちに、それぞれの市町村にお

いて委嘱するという形になりますので、現在でありますと、弁護士和田事務所の代表弁護士、それから、住民代表ということで県の漁協女性連合会会長、それから、同じく住民代表ということで県の民生委員児童委員協議会の理事、それから商工団体の代表、それから学識経験者ということで、県立短期大学の第2部商経学科の准教授等で、専門的な知見を持った方たちで構成された委員でございます。その中で開催されていきますので、部会等についての委員の増とか、そういうことは考えずに、部会の設置についてはそれぞれ審査会のほうでお願いするという形を取っておりますので、増員とかいうことは今のところ、県のほうで担当していただきたいと思っております。

○議長（広浜喜一郎君） よろしいですか。2番、福島照男君。

○2番（福島照男君） 流れとしては理解できました。

わざわざここに、部会設置で部会の設置が審査会の議決とするということになれば、当然、審査会にそれは丸投げする形にはなるんでしょうが、あえてここに部会の設置はいいとしても、部会の議決が審査会の議決とイコールになるというのは、どこに根拠を求めているのかなと思うんですが、そこについて答弁をお願いします。

○議長（広浜喜一郎君） 総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） 部会の設置について、この規則で全て定めておまして、規則についても県の指導に基づく、要綱を定めているというような状況でございます。あくまで県下統一的な要綱制定ということでありますので、御理解頂きたいと思っております。

○議長（広浜喜一郎君） よろしいですか。2番、福島照男君。

○2番（福島照男君） 最後の質問ですが、県の要綱に沿っているというのは理解できるんですが、鹿児島県の内容は2名以内の増員となっていて、県のやっている条例制定と県の意向は沿っているという内容といささか矛盾するような気もあるんですが、そこら辺はどうなっているんですか。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） これまでの条例についても、この法律に基づいてやっているんですが、私どものこういう町村は町村会のほうで一くくりにまとめて、それで同じこういう条例を制定をして、国に倣った形でそれでやっております。審査会もその中でやっておりますので、今回のこの条例制定についても、国のほうで示されてそれに準じた形での条例制定を行っているということでありますので。

そういう御意見があったということは、町村会のほうにも私どもとしてはお伝えはすることはできますが、私どもの町だけでこの条例をちょっと違った形で制定をするというわけにはまいりませんので、そういうことで御理解頂きたいと思っております。

○議長（広浜喜一郎君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 質疑終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第59号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第59号南種子町情報公開・個人情報保護審査会条例制定については、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第60号 南種子町情報公開条例の一部を改正する条例制定について

○議長（広浜喜一郎君） 日程第4、議案第60号南種子町情報公開条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） 議案第60号について御説明申し上げます。

議案第60号は、南種子町情報公開条例の一部を改正する条例制定についてございまして、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

今回の改正は、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、新たな個人情報保護法に基づく運用に移行されるため、所要の改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表により御説明いたしますので、新旧対照表の1ページをお開きください。

まず、条文の整理に伴い、目次中「第26条」を「第25条」に改めるものでございます。

第7条第1項第1号から第6号までは、個人情報保護法と情報公開条例の不開示情報との整合を図るため、所要の改正をするものでございます。

4ページをお開きください。

第11条は、引用条項の置き換えに伴い、規定を整理するものでございます。

第15条は、「南種子町情報公開審査会」を「南種子町情報公開・個人情報保護審査会」に改めるものでございます。

5ページをお開きください。

第16条から第20条まで及び6ページの第26条については、削除するものでござい

ます。

次に、今回の改正条例の附則について御説明申し上げます。

改正条例の2ページをお開きください。

附則第1項は、施行期日として、この条例は令和5年4月1日から施行することとしております。

3ページをお開きください。

附則第2項は、この条例の施行日以後に行われる開示決定等の適用について規定してございます。

附則第3項は、旧情報公開審査会の委員に係る情報漏えい等の禁止の適用について規定してございます。

附則第4項及び第5項は、情報漏えい等に係る罰則の適用について規定してございます。

以上で、説明を終わります。御審議方、よろしくお願いたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第60号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第60号南種子町情報公開条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第61号 南種子町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（広浜喜一郎君） 日程第5、議案第61号南種子町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） 議案第61号について御説明申し上げます。

議案第61号は、南種子町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

地方公務員の給与については、地方公務員法の規定により給与決定に関する原則が定められており、職員の給与は、国及び他の地方公共団体の職員並びに民間の給与を考慮して定めなければならないと規定されております。人事委員会を置かない自治体においては、人事院の給与勧告に伴い毎年給与の改正を実施しておりますが、本町においてもこれまで人事院勧告に基づき改正を行ってきたところでございます。

今回の改正につきましても、令和4年の人事院勧告に基づき、月例給の引上げ及び勤勉手当の年間支給月数の引上げを行うものでございます。

それでは、新旧対照表により御説明いたしますので、新旧対照表の1ページをお開きください。

第1条による改正について御説明いたします。

17条第2項第1号は、勤勉手当の支給率を年間0.1月分引き上げるもので、「100分の95」を「100分の105」に、「100分の115」を「100分の125」に改め、第2号は、再任用職員の適用について勤勉手当の支給率を年間0.05月分引き上げるもので、「100分の45」を「100分の50」に、「100分の55」を「100分の60」に改めるものでございます。

2ページをお開きください。

第2条による改正について御説明いたします。

17条第2項は、令和5年4月1日から施行されるもので、第1号は、勤勉手当支給率について「100分の105」を「100分の100」に、「100分の125」を「100分の120」に改め、第2号は、定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当について、「100分の45」を「100分の47.5」に、「100分の55」を「100分の57.5」に改めるものでございます。

次に、附則について御説明いたしますので、改正条例の17ページをお開きください。

附則第1条第1項は、施行日について、この条例中、第1条の規定は公布の日からとし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行することとしております。

附則第1条第2項は、第1条改正に伴う月例給の引上げについては、令和4年4月1日から適用するものとしております。

附則第1条第3項は、第1条改正に伴う勤勉手当の引上げについては、令和4年12月1日から適用するものとしております。

附則第2条は、改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払いとみなすものとしてございます。

附則第3条は、規則への委任でありまして、必要な事項は規則で定めることとしております。

以上で、説明を終わります。御審議方、よろしくお願ひいたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。1番、濱田一徳君。

○1番（濱田一徳君） 人事院勧告で今回の給料改正となっておりますけども、職員の平均給与、大体どれぐらい上がるものですか、お尋ねします。

○議長（広浜喜一郎君） 総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） 平均の改正率については0.3%ということになっておりまして、初任給でいきますと、大卒で3,000円、高卒で4,000円の引上げということになっております。

級別でいきますと、1級が1.7%、2級が1.1%、3級が0.2%ということございまして、4級、5級については0%、6級については改定なしというような状況でございます。

○議長（広浜喜一郎君） よろしいですか。

○1番（濱田一徳君） はい。

○議長（広浜喜一郎君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第61号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第61号南種子町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第62号 南種子町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（広浜喜一郎君） 日程第6、議案第62号南種子町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） 議案第62号について御説明いたします。

議案第62号は、南種子町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改

正する条例制定についてでございます、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

今回の改正は、令和4年の人事院勧告に基づき、フルタイム会計年度任用職員の月例給の引上げを行うものでございます。

それでは、改正条例の1ページをお開きください。

別表第1「給料表」を改めるものでございます。

次に、附則について御説明いたしますので、改正条例の5ページをお開きください。

附則第1条は、施行期日等について、この条例は公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用することとしております。

附則第2条は、改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払いとみなすものとしてございます。

以上で、説明を終わります。御審議方、よろしくお願いたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。8番、小園實重君。

○8番（小園實重君） 確認です。附則の施行期日等についてですが、ただいま議決をしたさきの条例にも一部ありましたが、遡及適用ということでもいいんですかね。確認です。

○議長（広浜喜一郎君） 総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） はい、そのように御理解して構いません。4月1日からということで適用になります。よろしくお願いたします。

○議長（広浜喜一郎君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第62号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第62号南種子町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例制定については、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第63号 普通財産の無償貸付けについて

○議長（広浜喜一郎君） 日程第7、議案第63号普通財産の無償貸付けについてを議題とします。

当局の説明を求めます。総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） それでは、議案第63号について御説明申し上げます。

議案第63号は、普通財産の無償貸付けについてでございます。

町内に快適な住まい環境を創出し、南種子町宇宙留学制度の家族留学など本町の移住定住人口の増加による人口減少抑制、地域の活性化を図ることを目的に、南種子町移住定住促進住宅整備事業に取り組むため、普通財産の無償貸付けについて議会の議決を求めるものでございます。

それでは、議案の内容について御説明申し上げます。

1枚目を御覧ください。

財産の所在地、種別、地目、地積でございますが、所在地が南種子町平山字前ノ田149番の一部、種別が土地、地目が宅地、地積が748.26平方メートル、ほか10筆でございます。合計の地積が5,525.83平方メートルでございます。

貸付けの目的は、南種子町移住定住促進住宅整備事業用地として、契約の方法は随意契約、契約の相手方でございますが、ユーミーファイナンシャル株式会社代表取締役弓場昭大氏でございます。

それでは、2枚目をお開きください。

土地使用貸借仮契約書の写しを添付してございます。

まず、仮契約書は、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、南種子町議会の議決がなされたときに本契約とし、効力を生ずるものとするとして規定してございます。

それでは、3枚目をお開きください。

第3条におきまして、使用期間は、南種子町議会の議決の日から令和26年2月29日までとすると規定してございます。

参考資料として、本日、1筆の一部を貸し付ける測量図、財産の所在地、基本協定書を配付してございます。

以上で、説明を終わります。よろしく御審議方お願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。8番、小園實重君。

○8番（小園實重君） 地目についてお尋ねします。

所在地表の3番目に、地目が畑となっているものがありますが、これはどういう経緯で耕地を取得しているものか、現存するものか、説明をまず願います。

2点目には、契約に至った場合に、以前、町長から説明があったと理解をしておりますが、プロポーザル方式でこの随意契約の相手方と契約しようとしているものか、改めてお尋ねします。

○議長（広浜喜一郎君） 総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） 候補地については、壽珠田1015番1の畑でございます、学校周辺、近くでございます。

契約の相手方のユーミーファイナンシャル株式会社はプロポーザル方式で決定をしております。

以上です。（発言する者あり）

地目については、現状は少し荒れているといいますか、耕地という状態になっております。

以上です。

○議長（広浜喜一郎君） 8番、小園實重君。

○8番（小園實重君） 私の認識として、地方自治体は、つまり南種子町は、農地を所有することができないと教わったりすることによって、その認識でございます。ですから、1回目の質疑で、どういった経緯で町が所有することとなっているのかというのをお尋ねしているわけです。お願いします。

○議長（広浜喜一郎君） 総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） 農業委員会のほうに申請をいたしまして、農振除外の手続を経て、12月に許可を頂きまして、しております。転用許可は頂いております。

（発言する者あり）農振の除外をして許可を頂いてからしておりますので、問題ないかと思えます。

○議長（広浜喜一郎君） 補足説明を農業委員会事務局長、山田直樹君。

○農業委員会事務局長（山田直樹君） この農地につきましては、転用申請、5条申請がもう既に町から上がっておりまして、11月の定例総会において審議をして承認をされております。

また、この農地については第一種農地ということもあって、県の常設審議委員会にも審査を受けまして、そこでも承認をされております。

現在では畑となっておりますが、もちろん畑では取得はできないんですけど、転用ということで、今後、工事が終わったら宅地になると思われまして。

以上です。

○議長（広浜喜一郎君） よろしいですか。8番、小園實重君。

○8番（小園實重君） 説明は大変分かるわけです。

私が知りたいのは、2回目の質疑でも述べたように、要は、お尋ねは、これを反

対するとかそういった趣旨のものではありません。なぜ、農地を所有しているのかということ、それが可能な事例を知りたいわけです。一つには。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） この移住定住、宇宙留学だけではなくて、町民も含めた、そしてそれぞれの地域の地域振興活性化を考えたこの住宅整備を進めるということで、プロポーザル方式で今回やりました。それで、こういう計画が上がってきて、以前からお話をしておりますが、現在の町有地だけで全てが土地が準備ができれば非常にそれについては一番いいわけでありまして、そして、また山林含めて造成もしない部分もかなり出てきますが、そういうものも全部含めて町内でいろいろ検討はいたしました。そして下中、花峰のほうですけれども、ここについては、ずっといろんなところお話も聞かせていただきましたが、なかなか適地が非常にありませんでした。

そういうところで、現在、公営住宅を建てたところとか、そういうところもあるんですけど、一部建てて、そこも何か赤線か青線かいろいろ問題がいろいろその土地についてもあられるということで、その中でちょうどこの土地については、もうちょっと作る予定もないということで、現状は荒れている土地でありました。そういう土地でありましたので、そこを御相談させていただいて、町が取得をして、この計画を関係機関にしっかりと説明をしながら手続を進めるということでやってきたわけですが、転用で許可も頂いておりますけれども、現状、今度は議会の議決を得る場合に、現時点ではまだ地目が畑でありますので、こういう形で出てきているわけであります。

議員が御指摘のことも十分御理解をいたしますけれども、そういう経緯があって、今回はちょっと何か理解し難い、町がこの畑を取得したような形になっておりますけれども、ここについては、既に税務署のほうやいろんな関係機関にもう御説明もいたしまして、そういう方向で進んできておるということで、御理解を頂ければなというふうに思うところでありまして、説明としては以上のようなことでございます。

○議長（広浜喜一郎君） ほかに質疑ありませんか。2番、福島照男君。

○2番（福島照男君） 確認です。町有地の無償貸付けということですが、ここに出ている各地区の土地については、全て町有地だったのか、このために新たに購入した土地もあろうかと思うんですが。新たにこの施設、住宅設置のために新たに購入したところがあれば、どれとどれなのか教えていただけますか。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 町が購入した土地については、この中で荃永の東馬渡の雑種地、

それから、ただいま御質問がありました、この下中、花峰の3番目のこの土地が土地開発基金のほうで購入をさせていただいて進めているところでもあります。

そのほかについては、町が現在所有をしております町有地でありまして、西之もここは山林でございますけれども、ですからこういうところについてはちょっと造成やらそういうものが出てくるということでもあります。そのほかは全て町有地であります。

○議長（広浜喜一郎君） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第63号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第63号普通財産の無償貸付けについては、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第64号 令和4年度南種子町一般会計補正予算（第8号）

○議長（広浜喜一郎君） 日程第8、議案第64号令和4年度南種子町一般会計補正予算（第8号）についてを議題とします。

当局の説明を求めます。総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） 議案第64号令和4年度南種子町一般会計補正予算（第8号）について御説明申し上げます。

それでは、予算書に基づいて説明いたしますので、表紙をお開きください。

今回の補正は、先ほど議決いただいた議案第61号、62号の給与に関する条例の一部を改正する条例に伴う給与等の補正、町有地払下げに伴う町有施設整備事業基金への積立てが主なもので、予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,922万8,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ65億6,718万9,000円とするものでございます。

第1表の歳入歳出予算補正については省略させていただきます。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明をいたします。

歳出予算から主なものについて説明しますが、人件費については、職員の人事異動、人事院勧告等に伴うものでありますので、説明は省略させていただきます。

それでは、4ページをお開きください。

まず、一般管理費については、職員採用面接官派遣業務委託が主なもので、126万1,000円を増額するものでございます。

次に、12ページをお開きください。

事務局費については、学校安全総合支援事業に伴う県主催会議等の追加による普通旅費の増額が主なもので、58万7,000円を増額するものでございます。

次に、15ページ、町有施設整備事業基金積立金については、町有地払下げに伴い、全額の2,350万円を積み立てるものでございます。

以上が、歳出でございます。

次に、歳入を説明いたしますので、3ページをお開きください。

まず、地方交付税については、今回の補正の不足額を補うため、普通交付税572万8,000円を増額するものでございます。

次に、同ページ、財産収入について、旧南種子高校グラウンドの一部払下げによるもので、2,350万円を増額するものでございます。

以上、説明を終わりますが、説明不足あるいは詳細については、この後の審議において、それぞれ担当課長より説明申し上げますので、御審議方よろしくお願いたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑は全般にわたって行います。

質疑はありませんか。2番、福島照男君。

○2番（福島照男君） 歳入の不動産売払収入の件で、今、南高跡地という説明がありました。ヘリポート予定地の払下げ予定、めどについてはどうなっているのか教えていただけますか。

○議長（広浜喜一郎君） 企画課長、稲子秀典君。

○企画課長（稲子秀典君） ヘリポートの予定地につきましては、今後、測量等を実施されるようでありまして、防衛省のほうで決定した後に契約等は進んでいくというふうになっております。

○議長（広浜喜一郎君） 2番、福島照男君。

○2番（福島照男君） 詳細が分からないということであれば致し方ないんですが、いつ頃をめどにというのが、概要でも分かれば教えていただけますか。

○議長（広浜喜一郎君） 企画課長、稲子秀典君。

○企画課長（稲子秀典君） 詳しいその日程といつ頃に契約になるかという部分については、まだはっきりしていないところであります。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） ちょっと補足をいたしますが、測量のほうは、予定よりちょっと遅れているということでありまして、私どもにも情報が、なかなか詳しいものが

今のところまだ入ってきておりません。

そして、周辺の方々からも、ヘリポートができるということがもう明確に伝わってきておりますので、心配をされている方もおられるようであります。

御要望もありますから、そこについては、今、防衛省のほうに、年明けて、そしてまた、私どもも、どれぐらいの計画があってどのような形での利活用なのかというのも、情報が今のところ定かではありませんので、そういうものの情報については、私どもにもしっかりお示しをしていただきたいし、できれば一緒にその周辺の方々に対して説明会をしていただければなということを、今、お願いをしているところでもあります。

そういうことで、年が明けてから、その測量もいつになるか分かりませんが、そういう情報が出てまいりましたら、そういうものもしっかりとまた住民の皆さんにも伝えながら、そしてまた、その買収の測量も終わって、詳細部分も分かりましたら、議会のほうにもまた報告ができるものと思いますので、御理解いただきたいと思えます。

○議長（広浜喜一郎君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。8番、小園實重君。

○8番（小園實重君） 参考までに教えてください。

今回提案の町有施設整備事業基金積立金、この歳入はいつあるんですか。もう既にあるんですか、2,350万円自体は。これ、入ってきているの、歳入。売払収入は、いつ売買契約をなされて、どうなっているのか、その辺の経緯を詳細に説明願います。

○議長（広浜喜一郎君） 総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） 2,350万円についての契約は、11月30日に契約を締結したところでございます。

金額が入ってきたかというのは、すみません、私も確認をしてきておりませんので、後ほど報告させていただきたいと思えます。まだ、多分、まだ入ってきたという事は聞いておりません。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 今総務課長からもありましたが、入ってきたという報告はまだ受けておりません。契約については、決済もいたしましたし、これで決定されたものと思えます。

今回は、その契約を踏まえて、これを町有のほうにまずは積んで、今後の計画によって町有から出したほうがいだろうということで提案であります。

○議長（広浜喜一郎君） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。1番、濱田一

徳君。

○1番（濱田一徳君） 今のこれに関連してですけれども、町有施設整備事業基金積立てということで、町有施設、何か具体的にこういうのにとかいう計画は、今あるんですか。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 今、具体的にそういう計画は、まだ全然まとまっている段階ではありません。

ただ、再編交付金の対応は、また別での基金を設置をして、そういう対応になってくるとは思いますけれども、先ほどのヘリポートのところもそうですが、こういう土地を払い下げた場合の契約、歳入については、やっぱりこれまでも議会の中でいろいろ御意見を頂いておりますけれども、本町においては、いろんな施設整備を検討しなければならない部分がありますので、十分にそういったところに行き届く基金といいますと、やっぱり町有施設整備基金だろうということで、今回のこういう提案になっております。

そういうことで御理解いただいて、今後、計画は、いろんな御意見を頂きながらしっかりと取りまとめをして、再編交付金でできる部分と、それとまた、払下げをいたしました、町有に積んだこの部分で充当しながらできる部分と、それをしっかりと検討して、計画を立てたいというふうに思います。

○議長（広浜喜一郎君） いいですか。ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第64号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第64号令和4年度南種子町一般会計補正予算（第8号）については、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第65号 令和4年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）

○議長（広浜喜一郎君） 日程第9、議案第65号令和4年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長、濱田広文君。

○保健福祉課長（濱田広文君） 議案第65号令和4年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、先ほど議案第61号及び議案第62号で議決いただきました、南種子町職員及び会計年度任用職員の給与の改定に伴い補正するものです。

それでは、1枚目をお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額に歳入歳出それぞれ49万8,000円を追加し、予算の総額を9億275万5,000円とするものでございます。

第1表、歳入歳出予算補正につきましては、省略させていただきます。

事項別明細書で、主なものについて御説明いたします。

歳入の3ページをお願いいたします。

款の6 県支出金につきましては、保険者努力支援交付金6万6,000円を増額するものです。

款の10 繰入金につきましては、職員給与費等繰入金34万1,000円、その他一般会計繰入金9万1,000円の増額で、繰入金総額で43万2,000円増額するものでございます。

次に、歳出、4ページをお願いいたします。

款の1 総務費については、職員の給料、諸手当、共済組合負担金、合わせて34万1,000円増額するものです。

款の6 保健事業費につきましては、会計年度任用職員の給料、報酬、諸手当、共済組合負担金の増額で、合わせて15万7,000円増額するものです。

以上で、説明を終わります。御審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑は全般にわたって行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第65号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第65号令和4年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）については、原案のとおり

り可決されました。

日程第10 議案第66号 令和4年度南種子町介護保険特別会計補正予算（第4号）

○議長（広浜喜一郎君） 日程第10、議案第66号令和4年度南種子町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長、濱田広文君。

○保健福祉課長（濱田広文君） 議案第66号令和4年度南種子町介護保険特別会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、先ほど議案第61号及び議案第62号で議決いただきました、南種子町職員及び会計年度任用職員の給与改定に伴い補正するものでございます。

1枚目をお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額に歳入歳出それぞれ22万1,000円を追加し、予算の総額を7億3,931万8,000円とするものでございます。

第1表、歳入歳出予算補正については、省略させていただきます。

それでは、事項別明細書で、主なものについて御説明いたします。

歳入の3ページをお願いいたします。

款の4国庫支出金、款の6県支出金につきましては、地域支援事業費の補正に基づき、それぞれ負担割合によって補正するものでございます。

款の10繰入金、項の1一般会計繰入金につきましては、職員給与費等繰入金が主なもので、21万1,000円増額するものです。

項の2基金繰入金につきましては、歳入歳出の差額3,000円を介護保険基金から繰り入れるものです。

次に、歳出、4ページをお願いいたします。

款の1総務費につきましては、項の1総務管理費で、職員の給料、諸手当、共済組合負担金の増額、項の3介護認定審査会費で、会計年度任用職員の給料、諸手当、共済組合負担金の増額で、合わせて20万9,000円増額するものです。

款の5地域支援事業費につきましては、会計年度任用職員の報酬の減額と給料、諸手当の増額が主なもので、合わせて1万2,000円増額するものであります。

以上で、説明を終わります。御審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑は全般にわたって行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第66号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第66号令和4年度南種子町介護保険特別会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第67号 令和4年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第4号）

○議長（広浜喜一郎君） 日程第11、議案第67号令和4年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長、濱田広文君。

○保健福祉課長（濱田広文君） 議案第67号令和4年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、先ほど議案第61号で議決いただきました、南種子町職員の給与改定に伴い補正するものでございます。

1枚目をお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額に歳入歳出それぞれ7万3,000円を追加し、予算の総額を9,324万円とするものでございます。

第1表、歳入歳出予算補正につきましては、省略させていただきます。

それでは、事項別明細書で、主なものについて御説明いたします。

歳入の3ページをお願いいたします。

款の4繰入金ですが、事務費等繰入金7万3,000円増額するものです。

次に、歳出、4ページをお願いいたします。

款の1総務費については、職員の給料、諸手当、共済組合負担金、合わせて7万3,000円増額するものです。

以上で、説明を終わります。御審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑は全般にわたって行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第67号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第67号令和4年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第68号 令和4年度南種子町水道事業会計補正予算（第4号）

○議長（広浜喜一郎君） 日程第12、議案第68号令和4年度南種子町水道事業会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

当局の説明を求めます。水道課長、向江武司君。

○水道課長（向江武司君） 議案第68号令和4年度南種子町水道事業会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、先ほど議決いただきました議案第61号南種子町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定に基づき、職員給与費を改めるものです。

それでは、予算書1ページをお開きください。

第2条は、令和4年度南種子町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の既決予定額を補正するもので、支出の第2款水道事業費用、第1項営業費用を26万1,000円増額し、2億4,951万4,000円とするものでございます。

第3条は、議会の議決を得なければ流用することのできない経費でございまして、予算第8条に定めた経費の金額を改めるもので、職員給与費を26万1,000円増額し、3,580万円に改めるものでございます。

2ページについては、お目通しをお願いします。

3ページをお開きください。予算事項別明細書について御説明いたします。

収益的支出です。款の2水道事業費用、項の1営業費用、目の4総係費について、職員給料、手当、法定福利費を26万1,000円増額するものでございます。

以上で、説明を終わります。御審議方よろしくお願いたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑は全般にわたって行います。

質疑はありませんか。8番、小園實重君。

○8番（小園實重君） 総務課長。この67号をもって5つの補正予算が議決されようとしておりますが、トータルとして給与費の増額は幾らになっているのか、ちょっと捉えたいので教えてください。

- 議長（広浜喜一郎君） 総務課長、羽生裕幸君。
- 総務課長（羽生裕幸君） 今回の人事院勧告に伴うものの人件費についての補正は、特別会計を含めまして532万7,000円になります。
- 以上です。
- 議長（広浜喜一郎君） よろしいですか。
- 8番（小園實重君） 了解。
- 議長（広浜喜一郎君） ほかに質疑ありませんか。
- [「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。
- これから討論を行います。討論はありませんか。
- [「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。
- これから、議案第68号を採決します。
- お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
- [「異議なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第68号令和4年度南種子町水道事業会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決されました。

日程第13 委員長報告（総務文教委員会・陳情審査）

- 議長（広浜喜一郎君） 日程第13、委員長報告の件を議題とします。
- 総務文教委員会に付託していましたが、お手元に審査結果報告書をお配りしておりますが、審査の経過と結果について、総務文教委員会委員長の報告を求めます。総務文教委員会委員長、柳田 博君。
- [柳田 博総務文教委員長登壇]
- 総務文教委員長（柳田 博君） 総務文教委員会委員長報告（陳情審査）。
- 総務文教委員会委員長、柳田 博です。
- 令和4年第4回定例会において、総務文教委員会に付託された陳情第8号適格請求書等の保存方式（インボイス制度）の導入の延期・中止を求める陳情についてであります。審査の経過と結果について報告を申し上げます。
- 当委員会は、令和4年12月8日午後1時より、第1委員会室において、全委員出席のもと、付託を受けた陳情第8号の審査方法等について協議を行い、内容的に本定例会最終日に報告することが望ましいと判断し、本日の委員会で提出者からの趣旨説明を受けることとした。
- 同日、午後1時15分より、提出者の日高澄夫氏に出席いただき、陳情書の趣旨説

明を頂きました。

陳情書の要点についてであります。

消費税の仕入れ税額控除の適用を受けるための要件として、適格請求書等保存方式（インボイス制度）導入が、2023年10月1日から予定されている。これまで、年間売上げが1,000万円以下の事業者は、消費税の納税義務を免除されてきた。

しかし、インボイス制度では、免税事業者からの仕入れに対して、仕入れ税額控除を適用することが認められないため、インボイスを発行できない免税事業者は取引課程から排除され、課税事業者になることを迫られる。

また、現在の課税事業者であっても、下請け等の零細事業者は消費税分の値下げをしなければならない状況に追い込まれる。免税事業者等にとっては、インボイスの発行、保存等に係るコストや複数税率の区分記載等が大きな負担となるといった問題が指摘される。

免税事業者の中には、収入の不安定な中小企業や個人企業が多く含まれることから、このままインボイス制度の導入を進めることは、事業者をさらに困難な状況に追い込むことになりかねない。中小企業や個人事業主の事業継続と再生のために、インボイス制度導入の延期、中止を求めるという趣旨でありました。

質疑の中で、「意見書を提出した場合、実施が延期になる可能性があるのか」の問いに、「自治体からの意見書の発出、それから各種団体からの要望や意見によって、数年の経過措置を考えているようですが、経過措置後には完全にインボイス制度に切り替えていくということですから、何が何でも実施するということです」とのことでした。

以上で、提出者からの趣旨説明と質疑を終了した。

その後、税務課長、町税課税係長に出席を頂き、インボイス制度の内容や現在の状況等について、制度自体国税であるため、参考意見として説明を頂いた。

以上で、制度についての概要や本町における状況等の説明を終えた。

その後、委員会を継続し、委員での協議を行った。

基本的に国策であること、令和元年10月から実施された軽減税率制度開始時点で、4年後にはインボイス制度が開始されることは決定しており、本町においても幾度となく関連する説明などを実施している状況である。しかし、農家などについては、いまだに決定していないところもあるなど、諸課題が見受けられるなどの意見もあり、協議を終了した。

以上で、陳情第8号の協議を終了し、討論、採決を行うこととした。

総括質疑を行い、質疑なしと認め、討論なく、採決の前に、可否同数となった場合、委員長裁決で決定することを確認し、起立採決を行った。

起立採決の結果、可否同数となり、委員長裁決で、当委員会に付託された陳情第8号は、不採択とするべきものと決定しました。

当委員会の決定に、議員各位の賛同を頂くことをお願いし、総務文教委員会に付託された陳情第8号適格請求書等の保存方式（インボイス制度）の導入の延期・中止を求める陳情についての審査の経過と結果について、委員長報告といたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の討論を許します。2番、福島照男君。

[福島照男君登壇]

○2番（福島照男君） 私は、陳情に対しては賛成の立場で討論を行います。

この適格請求書等の保存方式、いわゆるインボイス制度ですが、来年度の10月からスタートする予定になっているわけですが、現状の経済情勢を鑑みて、ロシアのウクライナに対する影響により、資材等の高騰、または円安による物価高、コロナ禍による需要の低迷というのが顕著に表れている昨今であります。

こういう状況の中に加えて、本町のような離島、しかも少子高齢化と過疎化が進む、このような状況の中における、我々の地域状況から踏まえますと、現時点での制度の導入には、やっぱり私は反対すべきであるというふうに思っております。

税の公平負担という観点から考えますと、インボイス制度の導入も幾らかはあるのかなと思いますが、本町のような状況、特に本町の農業情勢、令和3年度1,759万円しかない所得税の事業者が、このインボイス制度によってさらに事務負担は増すと。ましてや小さな商店街における経営状況は大変厳しい状況でありますので、国は方向性を示しておりますが、やっぱり我々のような地域、自治体においては、反対の意見を国に送るということは、大変重要な、意義あることだというふうに捉えておりますので、私は、陳情原案に賛成という立場で、議員各位に賛同を求めるものであります。

よろしく願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） 議長の発言の訂正をさせていただきたいと思っております。

先ほど、議案に反対者の討論と言いましたが、今の議員の発言は原案に賛成者の討論でしたので、発言の訂正をさせていただきたいと思っております。

ほかに原案に賛成者の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 次に、原案に反対者の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 討論を終わります。

これから、陳情第8号について採決します。この採決は、起立によって行います。本件に対する委員長の報告は不採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（広浜喜一郎君） ここでしばらく休憩します。

—————・—————
休憩 午前11時23分

再開 午後 0時05分
—————・—————

○議長（広浜喜一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に御説明したとおり、採決の方法が規則に準じていませんでしたので、規則に準じた形で、再度採決をさせていただきます。

これから、陳情第8号について採決します。この採決は、起立によって行います。本件に対する委員長の報告は不採択です。したがって、原案について採決します。陳情第8号を採択することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（広浜喜一郎君） 起立少数です。したがって、陳情第8号適格請求書等の保存方式（インボイス制度）の導入に延期・中止を求める陳情については、不採択とすることに決定しました。

日程第14 閉会中の継続調査の申し出

○議長（広浜喜一郎君） 日程第14、閉会中の継続調査の申し出の件を議題とします。

委員長から会議規則第75条の規制によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第15 議員派遣

○議長（広浜喜一郎君） 日程第15、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。お手元に配りました議員派遣のとおり、派遣したいと思います。
御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は、派遣することに決定しました。

閉 会

○議長（広浜喜一郎君） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

会議を閉じます。令和4年第4回南種子町議会定例会を閉会します。御苦労さまでした。

閉 会 午後 0時08分

地方自治法第123条第2項によりここに署名する。

南種子町議会議長 広 浜 喜一郎

南種子町議会議員 名 越 多喜子

南種子町議会議員 柳 田 博